

【評価の概要】

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人都市再生機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度（第4期）
	中期目標期間	令和元年度～5年度

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	国土交通大臣			
法人所管部局	住宅局 都市局	担当課、責任者	住宅企画官 総務課国際室 まちづくり推進課 市街地整備課 公園緑地・景観課	皆川 武士 室長 石田 康典 課長 喜多 功彦 課長 鎌田 秀一 課長 伊藤 康行
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官	久保 麻紀子

3. 評価の実施に関する事項	
評価の実効性を確保するため実施した手続き等は以下の通り。	
(1) 外部有識者意見聴取	
<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の評価等に係る外部有識者として、下記5名に意見聴取を実施。（敬称略。五十音順。） 	
浅見泰司 東京大学大学院工学系研究科教授 井出多加子 成蹊大学経済学部教授 黒田克司 公認会計士 中井検裕 東京工業大学環境・社会理工学院教授 長沢美智子 弁護士	
<ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取の方法としては、以下の2種類を実施。 	
① 事前ヒアリング（令和4年5月17日（火）～5月20日（金））	
各外部有識者と国土交通省が共同して、個別に機構の自己評価（案）を中心に意見を聴取。	
② 有識者会合（令和4年6月15日（水））	
WEB会議にて外部有識者に参加いただき、主務大臣の評価（案）を中心に意見を聴取。なお、議事概要を国土交通省ホームページにて公表することにより透明性の確保を図っている。	
<ul style="list-style-type: none"> ・上記①、②における外部有識者からの主な意見については、本資料の【総合評定】【項目別評定調書】ページにて適宜記載している。 	
(2) 理事長ヒアリング（令和4年6月15日（水））	
<ul style="list-style-type: none"> ・上記有識者会合の場において、機構理事長中島正弘氏から、機構の業務実績・自己評価等についてヒアリングを実施。 	
(3) 監事意見聴取（令和4年5月27日（金））	
<ul style="list-style-type: none"> ・機構監事から、機構の業務実績・自己評価等について意見聴取を実施。 	

4. その他評価に関する重要事項
該当なし

【総合評定】

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	B : 全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
		B	B	B	
評定に至った理由	<p>「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定) 及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成 27 年 4 月 1 日国土交通省決定) の規定に基づき、重要度の高い項目を考慮した項目別評定の算術平均（以下算定式の通り。）に最も近い評定が「B」評定であること及び下記「法人全体の評価」を踏まえ、「B」評定とする。</p> <p>【項目別評定の算術平均】</p> $(A\ 4\text{点} \times 4\text{項目} \times 2 + B\ 3\text{点} \times 2\text{項目} \times 2 + B\ 3\text{点} \times 7\text{項目}) \div (13\text{項目} + 6\text{項目}) = 3.\ 42\dots$ <p>⇒ 算術平均に最も近い評定は「B」評定である。</p> <p>※算定にあたっては評定毎の点数を、S : 5 点、A : 4 点、B : 3 点、C : 2 点、D : 1 点とし、重要度の高い 6 項目（項目別評定総括表、項目別評定調書参照）については加重を 2 倍としている。</p>				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	項目別評定のとおり、機構の業務運営については、評価項目全 13 項目のうち 4 項目について「中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている」、9 項目について「中期計画における所期の目標を達成している」と認められる。 特に、災害からの復旧・復興支援、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、東日本大震災からの復興に係る業務の実施、財務体質の強化等の個別課題において優れた成果を上げており、法人全体としては、概ね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評定に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	<p>結論として、機構の業務は法令等に従い適正に実施されているとの意見があった。個別には、以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害からの復旧復興支援は、機構のノウハウや人材が活かせる分野であり、関係団体から高い評価を受けている。 ・多様な世代が安心して住み続けられる環境整備は、多種多様な主体との関係を構築し、目標を上回る成果を出している。また、拠点化団地を形成して終わりではなく、継続した取組が各団地において行われている。メディアにも取り上げられることも多く、自治体や居住者からの評価も高いと感じている。 ・持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進は、目標を上回る成果を出している。例えば、草加市のコンフォール松原団地においては、災害対策という地域の課題解決に資する基盤整備をしつつ、グリーンインフラ大賞を受賞しており、優れた成果であると言える。 ・UR 賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現については、新たな取組として、UR 賃貸住宅におけるセーフティネット機能の強化に資する取組を新たに展開している。加えて、当該項目における目標ではないが、UR 賃貸住宅においてカーボンニュートラルに向けた施策を進めているところ。 ・東日本大震災からの復興に係る業務の実施については、原子力災害被災地において、今後、ハード・ソフトの両面で地域の再生に取り組む必要があるが、復興庁とも連携しながら、事業の中にURの存在を位置付けて

	<p>いただいている。</p> <ul style="list-style-type: none">・財務体質の強化は、コロナ禍にも関わらず、各事業部門の営業努力によりキャッシュフローを確実に確保し、有利子負債の削減については定量目標を超過達成している。また、ソーシャル・ボンドへの投資表明が多くの投資家から寄せられており、財務体質の強化に貢献している。
その他特記事項	<p>外部有識者から、法人全体に対する評価として以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none">・全体として計画以上に、積極的に地域と日本経済に貢献する活動を進めている。・新たな時代におけるURの使命に対し、URは日々努力し貢献しているものと考える。

【項目別評定総括表様式】

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 政策的意義の高い都市再生等の推進	B	A	B	—	—	I-1	—
(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	—	—	I-1-1	—
(2) 災害からの復旧・復興支援	A○	A○	A○	—	—	I-1-2	—
(3) 都市開発の海外展開支援	<u>B</u>	<u>A</u>	<u>B</u>	—	—	I-1-3	—
2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現	B	B	B	—	—	I-2	—
(1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	—	—	I-2-1	—
(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	—	—	I-2-2	—
(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	—	—	I-2-3	—
3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	—	—	I-3	—
(1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援							
(2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進							
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 効率的な運営が行われる組織体制の整備	B	B	B	—	—	II-1	—
(1) 機動的・効率的な組織運営							
(2) 管理会計の活用による経営管理の向上							
2 業務の電子化	B	B	B	—	—	II-2	—
3 適切な事業リスクの管理等							
(1) 事業リスクの管理							
(2) 事業評価の実施	B	B	B	—	—	II-3	—
4 一般管理費、事業費の効率化							
5 入札及び契約の適正化の推進							
III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画							
1 財務体质の強化	A○	A○	A○	—	—	III	—
2 予算							
3 収支計画							
4 資金計画							

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 「項目別調書No.」欄には、令和元年度の項目別評定調書の項目別調書No.を記載。

※4 項目別調書は「一定の事業等のまとめ」ごとに作成する。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考		
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度				
IV 短期借入金の限度額									
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画									
VI 剰余金の使途									
VII その他業務運営に関する重要な事項									
1 施設及び設備に関する計画									
2 中期目標の期間を超える債務負担									
3 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項（附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途									
4 内部統制の適切な運用									
5 業務運営の透明性の確保等									
(1) 業務運営の透明性の確保									
(2) 情報セキュリティの確保									
(3) 個人情報の保護									
6 人事に関する計画									
(1) 方針									
(2) 人材育成									
(3) 人件費管理の適正化									
(4) ダイバーシティの推進									
7 保有資産の適切な管理・運用									
8 環境及び都市景観への配慮									
(1) 地球温暖化対策の推進									
(2) 建設副産物のリサイクルの推進									
(3) 環境物品等の調達									
(4) 都市の自然環境の保全・創出									
(5) 良好的な都市景観の形成									
9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元									
(1) 研究開発の実施									
(2) 成果の社会還元									

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	1 政策的意義の高い都市再生等の推進		
業務に関連する政策・施策	<p>政策目標 2 : 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 7 : 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する 政策目標 4 : 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 : 住宅・市街地の防災性を向上する 政策目標 7 : 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 : 都市再生・地域再生を推進する 政策目標 12 : 国際協力、連携等の推進 施策目標 43 : 国際協力、連携等を推進する</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条等
当該項目の重要度、困難度	<p>重要度：「高」</p> <p>< I-1-1 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進></p> <p>都市再生基本方針において、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等を呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進することにより、国民生活の向上や経済の活性化等を図り、併せて大規模災害に備え、都市の防災に関する機能を確保することが重要であるとされているため。</p> <p>< I-1-2 災害からの復旧・復興支援></p> <p>国土強靭化基本計画において、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であること、また、いかなる災害等が発生しようとも、迅速な復旧復興等を基本目標として、国土強靭化を推進することとされているため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>< I-1-1 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進></p> <p>地域の住民、民間事業者、地方公共団体等の多様な関係者間の意見調整、複雑な権利関係の調整等を必要とするため難易度が高い。</p> <p>< I-1-3 都市開発の海外展開支援></p> <p>我が国事業者、関係府省、関係公的機関、外国政府等の多様な関係者間の意見調整等を必要とすることに加えて、海外における政治的要因、急激な為替変動や、景気悪化等による経済的要因等に由来する都市開発事業の遅延・延期・中止等が生じる可能性があるため難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	<p>事前分析表（令和3年度）3-⑪、3-㉕</p> <p>行政事業レビューシート番号 0106、0112、0113、0317、0318、0320、0321</p>

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度		R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
				<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>各評価単位での評定を踏まえ、「1. 政策的意義の高い都市再生等の推進」としての評価をBとした。</p>	<p>「政策的意義の高い都市再生等の推進」</p> <p>※細分化した項目（1）～（3）の評定の算術平均により算定</p> <p>((A 4点×1項目×2) + (B 3点×1項目×2) + (B 3点×1項目)) ÷ (1項目+2項目×2) = 3.4点</p> <p>⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。</p> <p>※算定にあたっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p> <table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> </table>	評定	B	<p><評定に至った理由></p> <p>(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進について</p> <p>令和3年度における所期の目標を達成していること、大都市から地方都市まで都市政策上の課題がより複雑で多岐にわたる中で都市再生等の推進を着実に実施していること、地方公共団体等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p>(2) 災害からの復旧・復興支援について</p> <p>令和3年度における所期の目標を上回っていること、発災時の円滑な対応に向けた活動を着実に実施し、これまでの経験や活動を活かして災害発生時に優れた取組を実施していること、国、地方自治体等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p> <p>(3) 都市開発の海外展開支援について</p> <p>令和3年度における所期の目標を達成していること、コロナ禍においてもWEB会議等を活用しながら過年度に関係を構築した機関への切れ目ない支援等による新たな関係構築等の優れた取組を実施していること、海外事務所の開設やJICAとの覚書交換等により、将来的に我が国事業者の参入を促す効果が認められることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p> <p><その他事項></p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> URの使命は大きく変貌している。低廉良質な住宅の供給に止まらずまさにアーバンルネッサンスに相応しい都市機能の高品質化のための取り組みが求められる時代となつた。これを担えるのはUR。また、災害列島日本の言わば住まいの自衛隊としての使命も果たさねばならない。これらの大きな使命をURは適切に果たしているのではないかと考える。 国際競争力と魅力を高める都市の再生、地方都市の活性化と再生、コンパクトシティの
評定	B							

実現、そして、密集する市街地における再開発や区画整理事業等を通じた防災性向上による安全・安心なまちづくり等、都市政策上の課題は多く、URが担うべき役割は大きいので、課題解決に向けて、あせらずたゆまず役割の実現を進めていただきたい。災害からの復旧・復興支援、都市開発の海外展開支援なども十分な貢献をしているが、さらなる活躍に期待したい。

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1－1	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2 : 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 7 : 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する 政策目標 4 : 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 : 住宅・市街地の防災性を向上する 政策目標 7 : 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 : 都市再生・地域再生を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで及び第 9 号並びに附則第 12 条第 1 項第 6 号等
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 都市再生基本方針において、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等を呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進することにより、国民生活の向上や経済の活性化等を図り、併せて大規模災害に備え、都市の防災に関する機能を確保することが重要であるとされているため。 難易度：「高」 地域の住民、民間事業者、地方公共団体等の多様な関係者間の意見調整、複雑な権利関係の調整等を必要とするため難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和 3 年度）3-⑪、3-㉕ 行政事業レビューシート番号 0106、0112、0113、0317、0318、0320、0321

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報	②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）													
	指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	指標等	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
コーディネート及び事業の実施地区数（計画値）	330 地区	—	237 地区	262 地区	260 地区	—	—	—	予算額（百万円）	122,463	133,795	99,907	—	—
コーディネート及び事業の実施地区数（実績値）	—	—	259 地区	273 地区	267 地区	—	—	—	決算額（百万円）	112,424	101,046	70,383	—	—
達成率	—	—	109%	104%	103%	—	—	—	経常費用（百万円）	171,372	122,341	98,801	—	—
都市再生事業等に係る民間建設投資誘発効果（計画値）	1.8 兆円	—	1.4 兆円	1.6 兆円	1.3 兆円	—	—	—	経常利益（百万円）	7,835	47,270	6,284	—	—

	都市再生事業等に係る建設投資誘発効果(実績値)	—	—	1.6兆円	1.6兆円	1.3兆円	—	—		行政コスト（百万円）	171,496	122,638	98,939	—	—
	達成率	—	—	114%	100%	100%	—	—		従事人員数（人）	752	773	782	—	—
	都市再生事業等に係る経済波及効果(計画値)	3.6兆円	—	2.8兆円	3.1兆円	2.6兆円	—	—							
	都市再生事業等に係る経済波及効果(実績値)	—	—	3.1兆円	3.1兆円	2.6兆円	—	—							
	達成率	—	—	111%	100%	100%	—	—							

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進 人口減少・少子高齢化、グローバルな都市間競争の激化、東京一極集中、都市のスponジ化の進展、施設・インフラの老朽化、ICT等技術革新の進展、空き家・空き地の増加等の経済社会情勢が変化しており、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することが必要である。 都市再生に当たっては、民間の資金やノウハウを最大限引き出し、それを都市に振り向け、新たな需要を喚起することが求められている一方で、多数の関係者間の意見調整等が難しいことや、権利関係が複雑で調整が難しいこと等の課題があり、地方公共団体や民間事業者のみでは都市再生を進めることに困難な状況が見られる。 このため、機構は、こう	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進 都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないことが都市再生を推進する上での隘路となっている。 このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持つ	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進 都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないことが都市再生を推進する上での隘路となっている。 このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持つ	<主な定量的な指標> ・コーディネート及び事業の実施地区数 260 地区 ・将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 1兆3,000億円規模 経済波及効果 2兆6,000億円規模 <その他の指標> ・地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） ・防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） <評価の視点> ・機構の公共性、中立性、ノウハウを生かした、コーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図ったか。 ・都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、都市の魅	<主要な業務実績> ・コーディネート及び事業の実施地区数 267 地区 ・将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 1兆3,000億円規模 経済波及効果 2兆6,000億円規模 <その他の指標> ・地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） ・防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） <評価の概要> 令和3年度においては、我が国の都市政策上の重要課題へ対応するため、公的機関ならではの機構の公平中立性、専門性、事業経験に基づくノウハウや人材面での強みを最大限發揮し、中期目標における重要度及び難易度「高」の当該目標について、計画値を上回る267地区でコーディネート及び事業を実施した。各地区の着実な事業等の推進により、民間建築投資誘発効果1兆3,000億円規模、経済波及効果2兆6,000億円規模の実績をあげた。 また、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、国や地方公共団体等と緊密に連携することで関係構築を進め、全国の地方公共団体に対応できるように体制等を整備・強化等し、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した。 都市災害対策として防災性向上や減災対策等を図るため、密集市街地では地方公共団体等との適切な連携・役割分担のもと、整備改善・不燃化促進するとともに、南海トラフ地震等による津波被害を想定した事前防災まちづくりの推進についても支援した。 政策的意義の高い都市再生等の推進にあたっては、大都市における競争力を強化する交通インフラの整備や、地方都市等における地域の	I - 1 <評定と根拠> I - 1 - (1) 評定：B <評定に至った理由> 年度計画等で定めた主な定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。 ・コーディネート及び事業の実施地区数について、機構の公平中立性、専門性、事業経験に基づくノウハウや人材面での強みを最大限發揮し、コーディネート及び事業を実施することにより、年度計画での目標「260地区」に対し、実績値「267地区(達成率103%)」であった。 ・都市再生事業等に係る民間建築投資誘発額について、年度計画での目標「1兆3,000億円規模」に対し、「1兆3,000億円規模(達成率100%)」であった。 ・経済波及効果について、年度計画での目標「2兆6,000億円規模」に対し、「2兆6,000億円規模(達成率100%)」であった。 機構は、都市再生の推進に当たって、①都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、②地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、③防災性向上による安全・安心なまちづくりを図るため、以下の取組を実施した。 ① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生 ・大都市等においては、属性の異なる複数の関係者が存在し、輻輳する複数の事業を一体的に進めるコーディネートの難しい事業においても、利害関係者や各事業の調整を円滑に進め、着実に事業を実施した。 ② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 ・地方都市等においては、国や地方公共団体等と緊密に連携し、コロナ禍でも全国の自治体に対応できるよう体制等を整備・強化した結果、122地方公共団体において支援（人事交流による人的支援を含む）を実施するに至った。コンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生を推進し、各地域の特性を踏まえて地域の活力を高める取組を着実に実施した。 ③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり ・都市災害対策として防災性向上や減災対策等を推進する	

<p>した状況を踏まえ、都市再生を的確に推進するため、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施するとともに、民間事業者、地方公共団体等とのパートナーシップの下、民間事業者との共同出資による開発型ＳＰＣの組成等多様な民間連携手法を活用し、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の先導的な役割を果たすこと。</p> <p>なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じた多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型ＳＰＣの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、大規模開発や高度利用による個性や界隈性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合つ</p>	<p>て、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。</p> <p>なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じた多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型ＳＰＣの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、交流・滞在空間の創出も視野に、大規模開発や高度利用によらない個性や界隈性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保</p>	<p>て、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネート及び都市再生事業を実施したか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進したか。 ・都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、都市の防災性の向上や減災対策を推進したか。 	<p>力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、コーディネート及び都市再生事業を実施したか。</p> <p>特性や資源を活かしたまちづくり、安全・安心なまちづくりに当たっての都市災害に対する脆弱性の克服等、複雑で多岐にわたる中で都市政策上の課題がある。その中で機構は各地区において、それぞれの地区の課題や背景に応じて、様々な立ち位置・役割でまちづくりを実施・支援しており、機構が関わることで、地方公共団体や民間事業者だけでは成しえなかった大規模な整備や新たな価値の創出、投資の誘発、中長期的な視点を持ったまちづくりを実現している。</p> <p>＜具体的な事例・評価＞</p> <p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>「特定都市再生緊急整備地域」全15 地域のうち 13 地域でコーディネート及び事業を実施するなど、国家的プロジェクトに積極的に関与し、未開のマーケット開拓による地域の新たな魅力創出や、公平中立性を活かし、輻輳する事業や属性の異なる権利者等の協議調整をまとめていくなど、民間事業者等との多様な連携の下、都市の国際競争力基盤創出に大きく貢献した。</p> <p>「品川駅周辺エリア（東京都港区）」においては、リニア開業等とあわせたスケジュールを遵守した各種調整・整備が必要とされている。機構は、鉄道 2 者を中心とした関係者間の調整や関連スケジュールに合わせた都市計画手続き等を円滑に実施し、複数の都市基盤整備を一体的に推進することで、「国際交流拠点・品川」の実現に寄与した。</p> <p>「広島市基町相生通地区（広島県広島市）」においては、原爆ドーム周</p>	<p>ため、44 地方公共団体において安全・安心なまちづくりの支援を行い（人事交流による人的支援を含む）、東日本大震災における復興支援等から得た経験を活かした南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくり支援や、東京都 23 区を中心に西日本、地方都市も含む全国 19 エリアにおける密集市街地改善支援などを推進した。</p> <p>また、こうした機構の取組に対して、地権者等への丁寧な対応や個々の意向を踏まえた合意形成などの調整力、事業ノウハウ・公平中立性を活かした事業推進力等について、地方公共団体等から評価を受けるなど、取組の効果が認められる。</p> <p>これらを踏まえ、令和 3 年度における所期の目標を達成していること、大都市から地方都市まで都市政策上の課題がより複雑で多岐にわたる中で都市再生等の推進を着実に実施していること、地方公共団体等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>該当なし</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>評定について、外部有識者 5 名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画通りに着実に事業を行っている。品川駅など多数の民間事業者との連携が不可欠な事業や、広島市のように複数の社会課題を同時に解決するための都市再生事業、長岡市のイノベーション創出のためのまちづくりへの参画など、複雑な事業も多数ある中、着実に成果をあげている。 ・コーディネート及び事業の実施地区数は概ね計画どおりの達成率を確保している。対象地域の現況から技術的な困難性が高いケースの場合の実績のカウントは何か配慮があつてもいいと考える。 ・地方都市の再生支援において、令和 3 年度の新規実績が 5 自治体と必ずしも多くないのはやや気になるが、総数の 122 は高く評価できる。また、密集市街地の改善にお
---	--	---	--	--

	た適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。	有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。		
① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生 グローバルな都市間競争が激化するなか、資金、人材、技術等が集積し、我が国の経済活動等の中核としての役割を果たす大都市等においては、我が国経済を牽引することが期待される産業を育成し、また、グローバルな業務を展開する企業の拠点等の立地を促進するため、都市の国際競争力の強化及び都市の魅力を高める都市再生を進めることが必要である。 このため、機構は、大都市等において、都市の国際競争力の強化に必要となる経済基盤の確立等に必要不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施すること。 また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の各種制度を活用して進める。	① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生 国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我が国経済基盤等の確立に必要不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。 また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の各種制度を活用して進める。	① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生 国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我が国経済基盤等の確立に必要不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。	辺の景観の改善、事業区域内に位置する変電所の機能中断しない形での更新など、まちの複数課題を一体化的に解消する事業スキームを提案・構築し、官民連携による都心再生のリーディングプロジェクトとして第一種市街地再開発事業を推進した。これらを通じて、市の目指すまちづくりの実現に寄与している。 「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、基盤整備（土地区画整理事業・防災公園街区整備事業）と民間事業者提案による公共空間の一体的整備・施設誘導を図ることで、「みどり」と「イノベーション」の融合拠点の形成を着実に推進するとともに、2期開発区域内の芝生広場「うめきた外庭SQUARE」においては地域の団体や企業と連携して地域価値向上に資するイベント等を実施している。これらの施策を通じて、関西圏の広域中枢拠点にふさわしいまちづくりと更なる価値の向上を推進している。 「東京駅前八重洲地区（東京都千代田区）」においては、東地区・北地区・中地区という3つの第一種市街地再開発事業を支援。機構が参加組合員としてバスターミナル床を順次取得し、一括して管理・運営するとともに、一定期間保有することでバスターミナル開業後の稼働・経営の安定を下支えすることを計画している。これらの施策により、国際都市東京の玄関口にふさわしい交通結節機能の強化の実現に寄与している。 「三宮クロススクエア東地区（兵庫県神戸市）」においては、機構の経験・ノウハウを活かして市・鉄道業者間の計画調整を実施し、新駅ビル	いてもURのノウハウを活かした事業推進がなされている。いざれも支援個所の増大に応じてマンパワーが確保されているかの懸念はあるが、重要な政策的領域であり、引き続き努力されることを期待する。

			<p>地引渡し等により事業を着実に推進するとともに、地域の団体や企業と連携して地域価値向上に資するイベント等を実施した。</p> <p>「東京駅前八重洲地区（東京都千代田区）」においては、国内最大規模のバスターミナルの整備を推進している。令和3年度は、バスターミナルの正式名称（「バスターミナル東京八重洲」）とロゴが決定するなど、令和4年度の先行開業に向けて、事業を着実に推進した。</p> <p>「三宮クロススクエア東地区（兵庫県神戸市）」においては、各社駅等をつなぐ公共動線の実現に不可欠な新駅ビルとその周辺の公共施設の整備が求められている。令和3年度は、市・鉄道業者と3者による連携・協力協定を締結してまちづくりを進めることに合意し、機構が新駅ビル事業に共同事業者として参画することとなった。</p>	<p>と公共施設を一体で整備する計画となっている。本整備を通じて、各社駅をつなぐ公共動線や人と公共交通優先の道路空間の実現に貢献し、市の重要施策である三宮周辺の再整備を推進する。</p> <p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>国や地方公共団体等と緊密に連携することで関係構築を深め、コロナ禍でも全国の地方公共団体に対応できるよう体制等を整備・強化等のことにより、機構の認知度が徐々に浸透し、地方公共団体からの相談が着実に増加した。また、それら多種多様な相談・課題に対し、地域の特性や資源を活かすことを念頭に置き、広域的な視点をもって、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した。まちづくり関連計画の検討、官民連携によるまちづくり組織の立ち上げ等の支援を通じ、各地方公共団体が掲げるKPI（重要業績評価指標）の実現に寄与し、122の地方公共団体の支援を実施するに至った。</p> <p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、面的かつ継続的に事業に関与し、同エリアの核となる第一種市街地再開発事業を推進している。また、地元主導かつ持続可能なまちづくりへの転換に寄与するよう取得土地の活用方策を検討したり、イノベーション創出に向けた研究に協力機関として参画するなど、市の目指すまちづくりの実現に貢献している。</p> <p>「荒尾市街地地区（熊本県荒尾市）」においては、機構のノウハウを</p>
<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>周辺地域を含む地域全体の活力の源泉である地方都市等においては、地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体とのパートナーシップの下、地方都市が抱える様々な課題の解決に向け、コーディネート及び事業による地方公共団体の支援を積極的に推進し、国土交通省の「新しいまちづくりのモデル都市」や「ウォーカブル推進都市」への支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、機動的な土地取得・保有等により、市主導のまちづくりを支援・補完し、第一種市街地再開発事業を推進している。令和3年度は、施行者として第一種市街地再開発事業を着実に進捗させるこ</p>	<p>と地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体とのパートナーシップの下、地方都市が抱える様々な課題の解決に向け、コーディネート及び事業による地方公共団体の支援を積極的に推進し、国土交通省の「新しいまちづくりのモデル都市」や「ウォーカブル推進都市」への支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、機動的な土地取得・保有等により、市主導のまちづくりを支援・補完し、第一種市街地再開発事業を推進している。令和3年度は、施行者として第一種市街地再開発事業を着実に進捗させるこ</p>	<p>と地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体とのパートナーシップの下、地方都市が抱える様々な課題の解決に向け、コーディネート及び事業による地方公共団体の支援を積極的に推進し、国土交通省の「新しいまちづくりのモデル都市」や「ウォーカブル推進都市」への支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、機動的な土地取得・保有等により、市主導のまちづくりを支援・補完し、第一種市街地再開発事業を推進している。令和3年度は、施行者として第一種市街地再開発事業を着実に進捗させるこ</p>

<p>進ることとし、地方公共団体等と連携しつつ、各地域の持つ資源や特性を踏まえ、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る政策立案・施策の具体化段階におけるまちづくりの構想や計画づくり、施策の具体化等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進めます。</p>	<p>子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進めます。</p>	<p>とで起工式を迎える建築工事に着工した。</p> <p>「荒尾市街地区（熊本県荒尾市）」においては、市が掲げるウェルネスシティの実現に向け、市の基本構想策定の検討等に対する各種支援を行っており、令和3年度は、ウェルネス拠点施設に係る実施方針の策定や民間事業者の公募に至った。</p> <p>「美波町（徳島県）」においては、平成30年の協力協定の締結以降、高台での公園整備等の技術支援を行ってきた。令和3年度は、地元における技術支援の拠点等として活用するサテライトオフィスをオープンした。</p>	<p>活かして、市が行うウェルネススタウンの実現に向けた各種都市機能立地の誘導支援やスマートシティ推進構想の実現に向けて協力した。また、土地区画整理事業の技術支援を行い、競馬場跡地の大規模な土地利活用転換を推進するなど、市の目指すまちづくりの実現に寄与している。</p> <p>「美波町（徳島県）」においては、安全・安心な暮らしを実現する防災への取組と、サテライトオフィスの誘致をはじめとする過疎地域振興の取組が推進されている。機構は、ノウハウを活かした技術支援を行い、津波防災まちづくりを推進するとともに、サテライトオフィスの設置により町の目指す過疎地域活性化への貢献を企図している。</p>
<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>自然災害の頻発化・甚大化、密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生の危険性の高まり等災害に係る課題が存在しており、大規模な自然災害等が発生した場合における都市的人的被害・経済的被害の最小化や都市機能の安定的な継続性の確保を図るために、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化はじめ講じられた防災性</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るために、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化はじめ講じられた防災性</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るために、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化はじめ講じられた防災性</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>安全・安心なまちづくりを推進するため、地方公共団体等との適切な役割分担の下、密集市街地の整備改善や事前防災まちづくりを積極的に推進した。</p> <p>首都圏では23区を中心に多数の自治体の要請を受け、多様な事業メニューを活用した密集市街地改善を推進した。関西圏においては、他の政策上の課題や優先順位等の問題上、東京都と比べ密集市街地改善が進んでいなかったが、地方公共団体の意欲等を足掛かりとして密集市街地改善に着手した。令和3年度</p>	<p>造住宅の密集による建物倒壊や延焼の危険性の高さ、狭隘な地区内道路による住民の避難や緊急車両の進入の困難さ等の地区の特性によって異なる課題に寄り添い、多様な事業メニューを活用した支援を行うことで、整備改善・不燃化促進に大きく貢献した。</p> <p>また、東日本大震災における復興支援等から得た経験を踏まえ、南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくりの支援も推進した。</p> <p>これらの結果、防災性向上による安全・安心なまちづくりに関し、44の地方公共団体の支援を実施する</p>

<p>向上による安全・安心なまちづくりを進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、都市災害に対する脆弱性の克服のため、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域において、地方公共団体等と連携し、都市の防災性の向上と減災対策を推進するとともに、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績を活かし、南海トラフ地震対策等の事前防災に向けた取組を推進すること。</p> <p>また、マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施すること。</p>	<p>化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p> <p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p> <p>マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。</p>	<p>化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p> <p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p> <p>マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。</p>	<p>においては全国 19 エリア（首都圏 17 エリア、関西圏 2 エリア）にて事業中である。</p> <p>また、南海トラフ地震対策等の事前防災まちづくりの推進が求められている中で、令和 3 年度は徳島県や高知県において各種支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「千葉市蘇我スポーツ公園（千葉県千葉市）」においては、大規模製鉄所の移転に伴い発生した跡地の土地利用転換が長期間にわたって行われてきた。令和 3 年度は、全ての整備が完了し、令和 4 年度当初に公園が全面的に供用開始される予定となっている。</p> <p>「藤枝総合運動公園（静岡県藤枝市）」においては、過去に機構が整備した大規模公園施設について、短期間で改修し供用開始する必要があり、機構は設計・工事を受注しているところ。令和 3 年度は、一部箇所の改修工事に着手するなど、整備を着実に推進している。</p> <p>高知県においては、南海トラフ地震等による市街地の被害が想定される中、事前防災まちづくりの推進が喫緊の課題となっている。機構は高知県事前復興まちづくり計画策定指針検討会に委員として参画し、助言・支援を行ってきた。令和 3 年度は、当該委員会で構築された関係を基に、黒潮町と津波防災まちづくりの推進に向けた協定を締結した。</p>	<p>に至った。</p> <p>「千葉市蘇我スポーツ公園（千葉県千葉市）」においては、土地区画整理事業・街路整備・防災公園整備等の 20 年間に及ぶ市街地整備により大規模低未利用地の土地利用転換を実施した。民間工場跡地を防災公園として再生し、市策定「蘇我特定地区」整備計画を目指す、平常時はスポーツ振興、災害時は広域防災の拠点とする公園づくりを実現した。</p> <p>「藤枝総合運動公園（静岡県藤枝市）」においては、機構が過去に整備した大規模公園施設の再整備に参画している。機構がノウハウ・マンパワーを補完し、防災機能を持つサッカー場の再整備を限られたスケジュールを遵守して実施することで、危機管理体制の強化・サッカーを核としたまちづくりの推進という市の重要な施策の実現に寄与している。</p> <p>高知県においては、高知県との関係構築を契機として、県内の市町に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等の経験を活かした支援等を行い、事前防災まちづくりの推進に寄与した。</p> <p>このように、量及び質ともに年度計画と同等の成果をあげた点を考慮し、B 評定とする。</p>

	ート及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に1兆8,000億円規模の民間建築投資を誘発し、3兆6,000億円規模の経済波及効果を見込む。	ト及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に1兆3,000億円規模(累計で1兆6,000億円規模)の民間建築投資を誘発し、2兆6,000億円規模(累計で3兆1,000億円規模)の経済波及効果を見込む。			
--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1.1倍以上の乖離がある理由は、不用による減によるものである。

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I－1－2	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 （2）災害からの復旧・復興支援
業務に関連する政策・施策	政策目標 7：都市再生・地域再生の推進 施策目標 2 5：都市再生・地域再生を推進する
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 国土強靭化基本計画において、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であること、また、いかなる災害等が発生しようと、迅速な復旧復興等を基本目標として、国土強靭化を推進することとされているため。

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度		予算額（百万円）	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
機構の働きかけによる 啓発活動の実施回数 (計画値)	50 回	—	10 回	10 回	10 回	—	—	予算額（百万円）	122,463	133,795	99,907	—	—	
機構の働きかけによる 啓発活動の実施回数 (実績値)	—	—	27 回	18 回	34 回	—	—	決算額（百万円）	112,424	101,046	70,383	—	—	
達成率	—	—	270%	180%	340%	—	—	経常費用（百万円）	171,372	122,341	98,801	—	—	
復旧・復興に資する機構 との関係構築を行った 地方公共団体の数 (計画値)	50 団体	—	10 団体	10 団体	10 团体	—	—	経常利益（百万円）	7,835	47,270	6,284	—	—	
復旧・復興に資する機構 との関係構築を行った 地方公共団体の数 (実績値)	—	—	18 団体	13 团体	14 团体	—	—	行政コスト（百万円）	171,49	122,638	98,939	—	—	
達成率	—	—	180%	130%	140%	—	—	従事人員数（人）	752	773	782	—	—	

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 災害からの復旧・復興支援 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、大規模な自然災害等が発生した場合における被災地域の復旧・復興を円滑に実施することが必要である。 このため、機構は、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績や保有する専門性、ノウハウを活かし、次の取組を行うこと。 ・災害が発生した場合において、復旧・復興を促進するため、国等からの要請・依頼に応じ、発災後の初動対応、復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。 ・災害発時の迅速な対応が可能となるよう、人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を行うとともに、復旧・復興支援に取り組むことができる機構の組織体制を構築すること。 ・地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図	(2) 災害からの復旧・復興支援 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、国、関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。 ・災害が発生した場合において、復旧・復興を促進するため、国等からの要請・依頼に応じ、発災後の初動対応、復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。 ・災害発時の迅速な対応が可能となるよう、人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を行うとともに、復旧・復興支援に取り組むことができる機構の組織体制を構築すること。 ・地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図	(2) 災害からの復旧・復興支援 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、令和元年7月に災害対策基本法における指定公共機関に指定されたことを踏まえ、国、関係機関との更なる連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。 ① 災害からの復旧支援 災害が発生した際には、窓口を通じた情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設支援要員の派遣等の支援を迅速に行うとともに、応急借上げ住宅としてのUR賃貸住宅（機構が供給し、管理する賃貸住宅をいう。以下同じ。）の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供等を行う。	<主な定量的な指標> ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 10回 ・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体の数 10団体 <その他の指標> ・被災地方公共団体への支援職員の派遣数 30人・日 ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 9回 ・被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数 ・災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコードィネート及び事業 ① 災害からの復旧支援 災害が発生した際には、窓口を通じた情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設支援要員の派遣、住家の被害認定調査等の支援を迅速に行うとともに、応急借上げ住宅としてのUR賃貸住宅（機構が供給し、管理する賃貸住宅をいう。以下同じ。）の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供等を行	<主要な業務実績> ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 34回 ・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数 14団体 <その他の指標> ・被災地方公共団体への支援職員の派遣数 30人・日 ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 9回 ・被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数 ・災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコードィネート及び事業 ① 災害からの復旧支援 静岡県熱海市をはじめとして広域に甚大な被害をもたらした令和3年7月1日からの大雨及び令和3年8月の大雨において、九州地方整備局へのリエゾン派遣、国・地方整備局へのメール連絡等、積極的に情報収集にあたった。具体的な支援としては、令和3年7月1日からの大雨においては内閣府との連携協定に基づき、罹災証明書発行のために必要な住家の被害認定調査について、被災した5県（静岡県、広島県、鹿児島県、鳥取県、島根県）に対して、被災した4県（福岡県、長野県、岐阜県、愛知県）に実員を配置したほか、人材育成においては6回の研修にのべ314人が参加するなど、災害時に円滑に対応できる体制を強化した。 啓発活動では、令和3年8月に完成した東日本大震災の復興事業誌	<評定と根拠> I-1-(2) 評定：A <評定に至った理由> 年度計画等で定めた主な定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。 ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数について、東日本大震災の復興支援から得た教訓の機構外への継承や、自治体の個別ニーズをふまえた災害対応力の向上等を目的として、オンライン等で積極的に発信することにより、年度計画での目標「10回」に対し、実績値「34回（達成率340%）」であった。 ・復旧・復興に資する機構との関係構築（関係部局間における連絡体制の構築等）を行った地方公共団体等について、オンラインも活用し継続的に地方公共団体等との関係づくりを実施したこと等により、年度計画での目標「10団体」に対し、実績値は「14団体（達成率140%）」であった。	評定：A 機構は、災害からの復旧・復興支援の推進に当たって、①災害からの復旧支援、②災害からの復興支援、③発災時の円滑な対応に向けた活動として、以下の取組を実施した。 ① 災害からの復旧支援 ・大規模災害発生において、現地情報収集のための地方整備局へのリエゾン派遣のほか、内閣府との連携協定を踏まえた住家の被害認定業務支援（のべ30人・日の職員派遣）等を実施した。 ② 災害からの復興支援 ・令和元年東日本台風により大きな被害を受けた長野県佐久地域における災害復旧マネジメント業務を完了させるとともに、同業務の効果や知見の取りまとめを目的とした勉強会を設置し、勉強会の成果を国の検討会に提供するとともにリーフレットとして公表することで啓発活動に努めた。 ③ 発災時の円滑な対応に向けた活動 ・頻発する水害への対応として、江の川流域治水推進室（中国地方整備局及び流域自治体で構成）への技術的支援を実施し、河川整備とまちづくりの一体的な推進に貢献し

<p>るため、事前防災、復旧支援及び復興支援に係る研修や啓発活動、復旧・復興に資する機関と地方公共団体等との関係構築を行うこと。</p>	<p>② 災害からの復興支援 これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネート等積極的な支援を行う。 また、平成 28 年熊本地震にかかる災害公営住宅の建設等については、被災市町の意向を踏まえ、迅速かつ適切に実施する。</p>	<p>・国・関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対して事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行ったか。 ・これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネート等積極的な支援を行う。 平成 28 年熊本地震にかかる復興支援については、被災地方公共団体の意向を踏まえ、引き続き適切に実施する。また、令和元年東日本台風で甚大な被害のあった長野県における災害復旧工事マネジメント業務を適切に実施するとともに、効果検証を行う。</p>	<p>・国・関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対して事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行ったか。 ・これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネート等積極的な支援を行う。 平成 28 年熊本地震にかかる復興支援については、被災地方公共団体の意向を踏まえ、引き続き適切に実施する。また、令和元年東日本台風で甚大な被害のあった長野県における災害復旧工事マネジメント業務を適切に実施するとともに、効果検証を行う。</p>	<p>佐賀県)に対しのべ 5 人・日の支援を実施した。また、令和 4 年福島県沖を震源とする地震においては、被災した 2 県(福島県、宮城県)に対しのべ 7 人・日の支援を実施した。上記の災害を含めて、国や地方整備局に対する情報収集を 11 回行った。</p> <p>② 災害からの復興支援 令和元年東日本台風にて、甚大な被害を受けた長野県佐久地域において、約 700 箇所に及ぶ公共土木施設をはじめとした災害復旧工事の円滑な推進・早期完了を目的とし、多数の発注者間や多種多様な復旧工事間の横断的な調整を実施した「災害復旧工事マネジメント業務」が、令和 3 年 9 月に完了した。 令和 3 年度は学識・専門家等による「佐久地域を例とした災害復旧支援に係る勉強会」(以下、災害復旧支援に係る勉強会といふ。)を設置し、令和 4 年 3 月に本業務の効果や他地域での活用に向けた留意点等をとりまとめたリーフレットを作成し記者発表を行った。令和 4 年度は本リーフレットを活用し地方公共団体への災害復旧工事マネジメント業務の普及・啓発に取り組んでいく。また、令和 3・4 年度に国土交通省が実施する学識等により構成された「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン検討会」において、ガイドラインの作成及び災害復旧に係る制度改善の実現を目的とした検討が実施されており、機関も委員として協力、勉強会の成果を提供し佐久の事例は勉強会において好事例として紹介された。 頻発化・激甚化する豪雨災害への対応として、流域治水関連法が整備</p>	<p>を活用し、東日本大震災の教訓等についての講演・講義等を 9 回実施したほか、住家の被害認定業務説明会における講義を 17 回実施し、年度計画を大きく上回る 34 回(計画値対比 340%)の啓発活動により地方公共団体等の災害対応力の向上に寄与した。なお、令和元年度以降の実績が計 79 回となり、今中期計画期間の目標である 50 回を達成した。 関係構築については、新たに人員を配置した九州の県、過去の被災県を中心として 14 団体(計画値対比 140%)と新規の関係づくりを進めるとともに、既に関係を構築している団体のニーズに対応したセミナーや講義の実施、共同研究の継続等によりさらなる連携を強化し、地方公共団体等の災害対応力向上に寄与した。</p> <p>② 具体的な事例・評価 ① 災害からの復旧支援 豪雨や地震の発災前又は直後から、地方整備局へのリエゾン派遣や国、地方整備局へのメール等による情報収集を迅速に実施したほか、住家の被害認定業務支援においては、令和 3 年度より機関が市町村向けの説明会において概要、留意点、調査方法等についての講義を実施した。また、令和 3 年 7 月 1 日からの大雨においては、静岡県熱海市の土砂災害被害が甚大であったことから、現地への派遣による調査計画の策定支援をのべ 8 人・日実施し、熱海市長よりお礼状を受領するなど、被災者の生活再建支援に寄与した。</p> <p>② 災害からの復興支援 長野県佐久地域において実施し</p> <p>た。 ・近年九州地方で水害が頻発している状況等を踏まえ、九州支社に災害対応支援に係る実員を配置した。 ・人材育成・ノウハウ継承として、機関職員に対する訓練・研修等を 9 回実施した。特に、東日本大震災の復興支援から得られた教訓やノウハウの継承を目的とした社内研修を強化した。 また、機関のこうした取組について、イベントや自治体の研修において講義・講演を実施し、具体的な経験を踏まえた説明が参加者から評価されるなど、災害からの復旧・復興支援に係る取組の効果が認められる。 これらを踏まえ、令和 3 年度における所期の目標を上回っていること、発災時の円滑な対応に向けた活動を着実に実施し、これまでの経験や活動を活かして災害発生時に優れた取組を実施していること、国、地方自治体等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項> 評定について、外部有識者 5 名全員が「A」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・目標の中でも、啓発活動が大幅に目標を上回って実施された。感染症防止や災害への対応を考慮すると、新しいツールを持ちいたよりきめ細かい支援は今後に生かされる大きな成果と思われる。今回の経験を活かし、来年度以降は、目標値の設定をより細かく区分し、復旧復興に関する関係構築を行った公共団体における啓発活動と、それ以外の啓発活動に分けて考えることも一案と思われる。 ・災害からの復旧・復興支援については十分な業務内容であり、敬意を表したい。事前復興支援について、啓発活動の実施は目標を大きく上回って達成されており、高く評価したい。また、江の川流域治水に対する取り組みは注目に値する取り組みであり、こうした取り組みが他の河川流域でも進められることを強く希望する。</p>

			<p>され、防集法（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律）と機構法の改正により、機構は全国の地方公共団体からの委託に基づき、防災集団移転促進事業を実施することが可能となった。</p> <p>令和3年4月、過去多くの洪水被害が発生している江の川水系においては、国、島根県、広島県、沿川市町（江津市、川本町、三郷町、邑南町、三次市、安芸高田市）により設置された「江の川流域治水推進室」（以下、推進室という。）と機構の間で河川整備とまちづくりの一体的推進を目的とした覚書を締結し、推進室に対する技術的支援を開始した。機構は東日本大震災からの復興やまちづくりにおけるノウハウを活用して、推進室による沿川市町の方針や地元の意向を踏まえた共通指針作成を支援し、推進室は令和4年3月に「治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）【第1版】」を全国に先駆けて策定・公表した。令和4年度については、整備方針が固まった地区に対する地区別計画の策定及び事業推進等の支援を実施していく。また、その他の地域（武雄河川事務所、福島県玉川村、茨城県大洗町）からも防災集団移転促進事業に関する相談を受け、相談対応を実施している。</p>	<p>た災害復旧工事マネジメント業務においては、令和3年9月に業務を完了した。災害復旧支援に係る勉強会において、主に「各種会議体の運営による多様な災害復旧工事関係者間の協力体制の構築」「多様な災害復旧工事に係る情報集約と分析による課題の見える化と共有」「施工時期の平準化や工事資源（資材や労務）の最適化調整による必要資材の安定確保」の3点で災害復旧工事マネジメント業務による効果を發揮したという評価を確認できたため、今後、円滑な災害復旧を行うために、地方公共団体や事業者等に対して、災害復旧工事マネジメント業務の普及・啓発を目的としてリーフレットを作成した。</p> <p>令和4年度においては、災害復旧対象施設の数及び種類が多く発注者が多岐にわたる場合や、被災エリア全体の早期復旧が求められる場合等に活用できるよう地方公共団体への普及を実施していく。また、国土交通省の「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン検討会」に機構も委員として参画し協力、当勉強会の成果を提供し、佐久の事例は好事例として紹介された。</p> <p>江の川流域治水推進室への技術的支援においては、流域市町の方針や地元意向を踏まえた河川整備計画についての検討支援や「治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）」の策定支援について、推進室から感謝状を受領した。なお、防災集団移転促進事業については、江の川流域市町以外にも相談を受け、地域や集落のあり方にについて十分に議論・調整がされてい</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度も、昨年7月の大雨をはじめ、8月の大雪、今年3月発生した福島県沖地震など多くの災害が発生し、これに対し支援を行っていること、災害復旧工事マネジメント業務について、リーフレットを作成・公表したり、江の川流域治水推進室への技術的支援を実施したこと、豪雨災害が頻発する九州支社に実員を配置したこと、また東日本大震災の復興支援から得た教訓の社内継承を目的として研修を9回実施したこと、啓発活動については34回実施し340%の達成率となっていること、復旧・復興の関係で関係構築を行った地方公共団体の数が14団体に上ること等、災害復旧・復興の点でも、引き続き目覚ましい活動を行っており、A評価に値する。
③ 発災時の円滑な対応に向けた活動 災害の発生に備え、内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、	③ 発災時の円滑な対応に向けた活動 災害の発生に備え、外部の専門家の知見の活用や内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウ		<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動 令和3年4月から、近年豪雨災害が頻発している九州支社に実員を配置し、体制を整備した。人材育成や訓練については、全国の本部、支社、事務所等を対象とした研修を6</p>		

	<p>災害発生時に復旧や復興初動期の支援を迅速に実施できる機関内の体制を確保する。</p> <p>また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を50回実施することに加え、50団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>	<p>の蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初動期の支援を迅速に実施できる機関内の体制を確保する。また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を10回実施することに加え、10団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>	<p>回、訓練を3回実施した。具体的な研修としては、住家の被害認定業務研修（中級）を6月の出水期前に実施したほか、近畿市町村災害復旧相互支援機構（関係構築にも記載）への派遣候補者向け説明会、復興ノウハウ継承を目的とした東日本大震災にかかる復興支援業務報告会、被災宅地危険度判定広域支援研修、被災宅地危険度判定士講習会を実施し延べ314名が参加した。なお、発災に備えた研修以外にも、地区防災計画に関するパネルディスカッション、災害対応全般に対する研修など、新規の研修を企画・実施した。訓練については、本社総合災害対応訓練を実施したほか、近畿地方整備局が主催する発災時初動対応訓練や、全国被災建築物応急危険度判定協議会が主催する被災建築物応急危険度判定連絡訓練に合わせて機関内部における発災時の対応訓練を行った。</p> <p>事前防災、復旧及び復興支援に係る啓発活動については、「東日本大震災の復興経験から得られた教訓等（復興の計画策定・事前準備、事業実施段階における留意事項等に関する教訓）」（以下、東日本大震災の教訓等という。）についての啓発活動及び住家の被害認定業務説明会での講義を強化した。具体的には、アーバンインフラテクノロジー推進会議（都市インフラ等に関わる民間企業や地方公共団体で構成する団体の研究発表の場）において、東日本大震災の教訓等に関する論文を発表したほか、ぼうさいこくたい2021において、実際に支援を経験した職員と学識経験者によるパネルディスカッションを実施するなど、9回の啓発活</p>	<p>ない状況等の課題が見られたため、相談対応を実施している。</p> <p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>近年、豪雨災害が頻発している九州支社に実員を配置し体制を整備したこと、令和3年度は東北地方整備局に1回、九州地方整備局に2回リエゾンを派遣し、迅速に情報収集を行うことができた。人材育成においては計6回の研修に延べ314人が参加するなど、災害時に円滑に対応できる体制を強化した。既存の研修についても、受講者からの意見や国の動向等をふまえた改善を行い研修内容の充実を図ったほか、オンライン対応または録画対応を実施し、職員の受講機会の創出・受講者増につなげ、職員の災害対応に関する知識の向上に寄与した。</p> <p>啓発活動に関しては、東日本大震災の教訓等についての講演・講義等を強化し、アーバンインフラテクノロジー推進会議等においては、東日本大震災の教訓等に関する論文を発表し「事業の各段階に沿って、教訓として整理した有益な内容」との評価を受け奨励賞を受賞したほか、国内最大級の防災イベント「ぼうさいこくたい」において東日本大震災の教訓等に関する講演や、教訓を継承していくことについて学識者・機関職員によるパネルディスカッションを実施し、参加者から「教訓により、事前準備の重要性を認識できた」等の評価をいただいた。</p> <p>また、兵庫県まちづくり技術センターが主催した「まちづくり研修」においては、東日本大震災の教訓等に関する講義を実施し、参加者から</p>
--	--	--	--	---

			<p>動において東日本大震災の教訓等を活用した。更に、内閣府との協定に基づき、県等の実施する市町村向けの住家の被害認定業務説明会において、地方公共団体職員への住家の被害認定調査の概要についての説明を17回行った。34回の啓発活動のうち25回においてオンラインを活用し効果的に実施した。</p> <p>復旧・復興に資する関係構築については、今年度新たに人員を配置した九州の3県、過去の被災県等を中心に14団体と新たに関係を構築し、発災時の連絡体制の構築や、平時ににおける相互の災害対応力の向上に関する意見交換を実施した。東京都からは、東日本大震災等で実際の復興現場に携わった経験を背景として都市復興訓練への協力依頼を受け、訓練のコーディネーターとして機構職員を派遣し議論のサポートやアドバイスを行うと共に、東日本大震災での復興支援の事業手法や教訓等について講演を実施した。また、地方公共団体における技術者不足と災害復旧のノウハウ不足への対応として市町村が相互支援する目的で設立した近畿市町村災害復旧相互支援機構から、機構の市街地開発事業や震災復興事業等における経験や技術力等を背景として依頼を受け、支援協力することとした。令和3年度は、災害時の派遣に備えた人材育成として、派遣候補者向け研修を計4回（3回は支援機構事務局等による講義への参加、1回は機構独自）実施した。</p> <p>関係構築済団体に対しても、各地方整備局が主催する会議体・訓練への参画、講演の実施等各団体のニーズに合わせた連携を強化した。具体には、関東地方整備局が主催する関</p>	<p>「今後の業務の中で生かせる内容である」等の評価をいただいた。</p> <p>令和2年度から実施している住家の被害認定業務説明会においては、今年度から概要、具体的な調査方法等講義の全編を機関にて担当し、依頼元の要望に応じた構成で講義を実施することができ、開催した地方公共団体から「大変有意義であった」との評価をいただいた。</p> <p>関係構築においては、東京都が定める訓練計画において、東日本大震災等での復旧・復興等における実践的な経験内容を提供し、参加した市区町村の職員から「復興事業の具体的な事例をもとにした助言や講義が参考になった」といった声をいただくなど、市区町村職員の防災力向上に寄与した。</p> <p>関係構築済団体に対しては、各団体のニーズに合わせた連携を強化した。具体的には、大阪府との意見交換を通じ、府下市町村への研修対応が不足していることを把握した上で、住家の被害認定業務研修の講師依頼を受け、合計2回実施し、評価をいただいた。そのほか地方整備局に対しては、各地方整備局が主催する情報交換会等の会議体への参加や訓練への参画、中部地方整備局と連携した災害に強いまちづくりセミナー、四国地方整備局と連携した災害に強いまちづくりシンポジウムにおける講義の実施、関東地方整備局との災害対応の連携に関する覚書締結など、連携を強化した。</p> <p>防災科研との共同研究においては、内閣府が令和4年度に実施する民間事業者への調査と連携しながら、住家の被害認定調査を主軸とした危険度判定、罹災証明申請・発行、</p>
--	--	--	--	---

			<p>東防災連絡会への参加、大阪府が主催する市町村向け住家の被害認定業務説明会における講義の実施、機構が主催する研修への神奈川県・神奈川県住宅供給公社等の参加等の連携を行った。上記の機関以外にも、「国立研究法人防災科学技術研究所」(以下、防災科研という。)とは、災害に強い社会の実現に貢献することを目指した取組を継続している。具体には、災害時の応援支援活動の円滑化を目的とした共同研究(以下、共同研究という。)において、令和3年度は応援側である民間団体(建築士会、不動産鑑定士協会、行政書士会、土地家屋調査士会、計191団体)へのアンケート及びヒアリングを実施し、官民連携に関する現状・課題の把握と応援支援体制のあり方についての検討を実施したほか、防災科研が実施している街区免震の試設計に対し、機構が実務的な視点からの情報提供を実施するなど、互いの強みを活かした連携を強化している。また、関西大学との共同研究においては、「ハザードマップ」及び「タイムライン」に関する施策の実態と有効性などを検証する目的で、市町村(1,084団体)を対象にアンケート調査を実施した。令和4年度においても、引き続きこれらの共同研究を実施し、関係構築先と互いの強みを活かした連携を継続していく。</p>	<p>仮設住宅等の一連の生活再建等に関する災害対応についての横断的な支援(パッケージ支援)の仕組みづくりへの貢献を目指していく。</p> <p>令和3年度から実施している関西大</p> <p>学との共同研究においては、「ハザードマップ」及び「タイムライン」に関する効果・有効性等に関する地方公共団体向けのセミナーを実施するなど、関係構築先と互いのノウハウ・リソースを活用し災害に強い社会の実現への貢献を目指していく。</p> <p>その他にも、関連会社である㈱関西都市居住サービスが主催し、機構と日本総合住生活㈱が共催、㈱URリンクージ、関西文化学術都市研究センター㈱が協賛(国土交通省近畿地方整備局、神戸市北神区役所、富田林市、香芝市、広陵町、和泉市、西宮市が後援)した災害写真展「地域で守る、家族で支える、日本の災害と復興展」が、市民の防災意識向上に寄与したとして、西宮市長より表彰を受けた。</p> <p>災害の頻発化・激甚化、大規模地震発生に関するリスク増加、地方公共団体の災害対応力の不足という社会課題に対して、災害復旧工事マネジメント業務や住家の被害認定業務支援等の各種支援、これまでの復旧・復興やまちづくり、災害対応支援における知見を活用した啓発活動や関係構築により対応した。</p> <p>このように、量及び質ともに年度計画を大きく上回る成果をあげた点を考慮し、A評定とする。</p>
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1.1倍以上の乖離がある理由は、不用による減によるものである。

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I－1－3	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (3) 都市開発の海外展開支援						
業務に関連する政策・施策		政策目標 1 2 : 国際協力、連携等の推進 施策目標 4 3 : 国際協力、連携等を推進する			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		都市再生機構法第 11 条第 2 項第 9 号等
当該項目の重要度、難易度		難易度：「高」 我が国事業者、関係府省、関係公的機関、外国政府等の多様な関係者間の意見調整等を必要とすることに加えて、海外における政治的要因、急激な為替変動や、景気悪化等による経済的要因等に由来する都市開発事業の遅延・延期・中止等が生じる可能性があるため難易度が高い。			関連する政策評価・行政事業レビュー		－

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	予算額（百万円）	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
海外の都市開発事業等 に関して締結した協定・ 覚書の件数 (計画値)	10 件	－	2 件	2 件	2 件	－	－	予算額（百万円）	122,463	133,795	99,907	－	－
海外の都市開発事業等 に関して締結した協定・ 覚書の件数 (実績値)	－	－	2 件	3 件	2 件	－	－	決算額（百万円）	112,424	101,046	70,383	－	－
達成率	－	－	100%	150%	100%	－	－	経常費用（百万円）	171,372	122,341	98,801	－	－
								経常利益（百万円）	7,835	47,270	6,284	－	－
								行政コスト（百万円）	171,49	122,638	98,939	－	－
								従事人員数（人）	34	39	43	－	－

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(3) 都市開発の海外展開支援 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針において、海外における都市開発事業について、機構に対して、公的機関としての中立性や交渉力、国内業務を通じて蓄積された技術やノウハウを活用し、案件形成の川上段階から積極的に関与することが求められている。 このため、機構は、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスターplan策定等のコーディネートを行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行うこと。	(3) 都市開発の海外展開支援 民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成30年国土交通省告示第1066号）に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスターplan策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。 これらの実施に当たっては、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、	(3) 都市開発の海外展開支援 民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスターplan策定等の業務を行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行ったか。 これらの実施に当たっては、社会情勢等を踏まえながら、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、	<主な定量的な指標> ・海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 2件 <その他の指標> ・機構の海外展開支援に關係する研修・視察の受入れ件数 <評価の視点> ・海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスターplan策定等の業務を行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行ったか。	<主要な業務実績> ・海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 2件 <その他の指標> ・機構の海外展開支援に関する研修・視察の受入れ件数 18件 海外の都市開発事業への我が国事業者の参入促進を図るべく、事業進展の各段階において、相手国機関や企業との連携をはかりながら、都市開発プロジェクトの計画策定・事業支援への新たな着手に係る業務を行っているが、コロナ禍により海外渡航を実質的に停止せざるを得ない状況が令和3年度も続いているが、ウェブ会議等を駆使して先方との協議を重ねて関係構築を進めた。具体的な事例は以下のとおり。 インドネシアのジャカルタ首都圏における国鉄やMRT（地下鉄）の鉄道駅周辺における公共交通指向型開発（TOD）分野を担う公営企業であるジャカルタ首都圏交通統合公社（以下、MITJという。）との間で、機構が経験、知見を有するTODに関する意見交換を続けてきた。令和3年度、MITJが行うジャカルタにおける新たなTODプロジェクトの実現の支援、並びに日本において機構が長年培ってきたTODの経験及び知見の提供によるMITJ職員の能力向上を目的とした覚書を交換した（令和4年1月）。覚書交換後は、MITJとともに、ジャカルタ首都圏の中心部におけるTODにおいて日本企業参画機会の創出を踏まえた検討に共同で着手している。 カンボジアでは、経済財政省と機構の間で、機構が経験及び知見を有	<評定と根拠> I-1-(3) 評定：B <評価の概要> 海外の都市開発事業等への我が国事業者等の参入促進を目的に、都市開発プロジェクトの計画策定・事業支援への新たな着手に係る業務を行っているが、コロナ禍により海外渡航を実質的に停止せざるを得ない状況が令和3年度も続いているが、ウェブ会議等を駆使して先方との協議を重ねて関係構築を進めた。具体的な事例は以下のとおり。 インドネシアのジャカルタ首都圏における国鉄やMRT（地下鉄）の鉄道駅周辺における公共交通指向型開発（TOD）分野を担う公営企業であるジャカルタ首都圏交通統合公社（以下、MITJという。）との間で、機構が経験、知見を有するTODに関する意見交換を続けてきた。令和3年度、MITJが行うジャカルタにおける新たなTODプロジェクトの実現の支援、並びに日本において機構が長年培ってきたTODの経験及び知見の提供によるMITJ職員の能力向上を目的とした覚書を交換した（令和4年1月）。覚書交換後は、MITJとともに、ジャカルタ首都圏の中心部におけるTODにおいて日本企業参画機会の創出を踏まえた検討に共同で着手している。 カンボジアでは、経済財政省と機構の間で、機構が経験及び知見を有	評定：B <評定に至った理由> 年度計画等で定めた主な定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。 ・海外の都市開発事業等に関して、機構が相手国、海外公的機関及び民間事業者等との間で締結した協定・覚書の件数について、コロナ禍により実質的に海外渡航が行えないなど他律的な影響を受ける中においても、WEB会議等を活用して協議を重ねて関係構築を進めたことにより、年度計画での目標「2件」に対し、実績値「2件（達成100%）」であった。 機構は、都市開発の海外展開支援に当たって、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、以下の取組を実施した。 ・西シドニー新空港周辺エリアの支援のみに留まらず、豪州全体の支援を強化すること等を目的として、機構で初となる海外事務所であるシドニー事務所を開設した。オーストラリア・ニューサウスウェールズ州傘下の開発公社とワークショップを開催するなど、技術的な支援を実施するとともに、新規案件の発掘や相手国の公的な住宅関係機関などとの新たな関係構築を行った。 ・機構の住宅・都市開発事業の知見と組み合わせることで、日本企業によるインフラシステムの海外展開の推進に資するべく、ODAによる社会インフラ整備やマスターplan策定支援等の開発途上国に対する国際協力を国内の公的機関である独立行政法人国際協力機構（JICA）と覚書を交換した。 ・海外の政府関係者等に対して、URが培ってきた都市開発に係るノウハウ等を紹介するセミナーを、WEB会議等を活用することにより年間18件実施した。オンライン開催のメリットを活かし、より多くの参加者に情報提供を行い、日本の都市開発に対する理解を深め、新たな関係構築への足がかりとした。 ・海外業務に関連する機関へ派遣されていた職員を派遣終了後に海外展開支援部門に配属されることにより、派遣先で培った知識と経験を他の職員と共有させ、海外部門

	<p>関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、10件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。</p> <p>さらに、豪州については現地拠点を設置し都市開発事業の支援を推進する。</p>	<p>のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、2件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。</p>	<p>する公有地の有効活用に関する意見交換を続けてきた。令和3年度、プノンペン都における公有地の有効活用に必要な意見交換や情報共有を図ることを目的とした覚書を交換した（令和4年3月）。上記覚書交換後、日本企業参画を念頭にプロジェクト組成について検討を予定している。</p> <p>なお、過年度から継続して支援している国のうち、主要な国においては以下のとおり支援を進めている。</p> <p>オーストラリアについては、支援の強化を目的として、令和3年4月に現地事務所を開設し、現地に職員3名が駐在して、ウェスタン・パークランド・シティ公社（以下、WPCAという。）をはじめとした相手国機関への支援活動や新規の案件形成に向けた業務を行った。</p> <p>令和元年に締結した西シドニー新空港周辺エリアの開発に関するまちづくり計画の策定支援について、WPCAとの間のアドバイザリーキャンペーンは令和3年9月に業務が完了したが、引き続き平成30年度に交換したニューサウスウェールズ州との覚書に基づき、「在豪日本大使館主催の第5回日豪インフラネットワーキング会合」や「NSW州・西シドニーにおける「みちびき」と宇宙データが拓く次世代の都市開発セミナー」等会議・セミナーにより日本企業参入に向けた情報発信を実施し、西シドニー新空港周辺エリアの都市開発に関する日本企業の進出に向けた支援を推進した。また、NSW州の公共住宅供給公社であるL A H C（Land-and-Housing-Corporation）と今後の連携について意見交換を行うなど、新たな関係</p>	<p>する。タイにおいても、タイ国鉄所有地における大規模都市開発の計画策定等に係る支援に関して、マスターープランの実現に向けての支援や日系企業の事業参画に向けた支援により、事業の推進が期待される。</p> <p>＜具体的な事例・評価＞</p> <p>覚書を交換した2件については、いずれも過年度から関係構築を進めてきた成果であり、具体的なプロジェクトの検討に着手するなど、我が国事業者の参入促進に向け、次のステップに繋がったという点で評価できる。</p> <p>個々の案件に関して、インドネシアについては、機構の日本におけるTOD開発の経験や知見について高く評価され、覚書の交換に至ることができた。本覚書に基づきジャカルタ首都圏の主要駅を含む82駅のTOD開発にかかる権限と使命を持つMITのTODプロジェクトの組成推進に向けて連携することは、インドネシアにおいて、都市交通の課題解決に向けて非常に高い社会的意義があり、日本企業の進出が進んでいない公有地での都市開発分野における日本企業の事業機会創出という意味で意義深い。</p> <p>カンボジアについては、機構の日本における公有地の有効活用等の実績や知見に関して、カンボジアの公有資産管理機関である経済財政省から高く評価され、覚書の交換に至ることができた。本覚書に基づき、プノンペン都の公有地の有効活用推進に向けて連携することは、カンボジアにおいて、都市交通、防災等の課題解決に向けて非常に高い社会的意義があり、日本企業の進出</p>	<p>の事業展開に資することとモチベーションの向上に努めた。</p> <p>これらを踏まえ、機構の活動により、令和3年度における所期の目標を達成していること、コロナ禍においてもWEB会議等を活用しながら過年度に關係を構築した機関への切れ目ない支援等による新たな関係構築等の優れた取組を実施していること、海外事務所の開設やJICAとの覚書交換等により、将来的に我が国事業者の参入を促す効果が認められることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>該当なし</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画通り着実に実施されている。以前から指摘していることだが、海外支援の目標設定をより工夫していただきたい。1つのプロジェクトの初段階のみを数値評価するだけでなく、そのプロジェクトが日本企業の進出にむけた土台が着実に構築されていくことが大切である。継続的プロジェクトにおける相手国の政府や自治体、企業および日本企業との交渉や連携についても、目標設定に入れるべきではないだろうか。 ・コロナ禍の中、都市開発の海外展開及びその支援業務は着実に前進していると考える。別の視点ですが、我が国の都市再生の観点から海外に学ぶべきところがあればこれを吸収するための仕組みを構築しておくべきではないかと考える。 ・コロナ禍において一定の進捗が見られたことは評価したい。コロナ環境の改善が進むに連れて、展開支援を強化されることを期待する。 ・年度計画における所期の目標を達成していると認められる。令和3年度は、令和2年度に引き続き、コロナの影響が残り、海外への出国が思うようにいかず、捲らなかつた面もあると思うが、日本の国際的プレゼンスの向上や海外への日本企業の参入促進など、本事業の意義は高いと思われる所以、来年度また頑張っていただきたい。
--	---	---	---	--	--

			<p>構築を行った。</p> <p>タイについては、国交省・タイ運輸省、タイ国鉄との間で令和2年度に締結した協力覚書に基づく、タイ国鉄所有地における大規模都市開発の計画策定等に係る支援について、タイ側の幹部や関係機関が参加するステアリングコミッティにおいて、開発の方向性や必要な検討事項についてプレゼンテーションを実施。インフラ整備計画や開発ガイドライン等で一体性を確保しつつ、段階的に都市開発を進めることを確認しながら、日本側の提案したマスターplanの実現に向けての支援を行っている他、日系企業向けの都市開発セミナーにより日系企業の事業参画に向けた検討促進を支援している。</p> <p>このほか、海外への日本企業のインフラ展開のさらなる推進に資するべく、公的機関で連携し、開発途上国における包摂的で住みよい都市環境整備と本邦企業の海外展開を推進することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下、JICAという。）との間で覚書を交換した。（令和4年3月）。本覚書を踏まえ、日本型のTODの海外における展開に向けた共同検討やJICAが行う上流段階でのマスターplanなどの相手国への計画策定支援による成果を日本企業が参画可能な具体的なプロジェクトにシームレスにつなげることを目指し、検討に着手している。</p> <p>人的支援に関しては、JICA長期専門家としての技術職員の派遣や、JICA本部、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、株式会社海外交通・都市開発事業支援機</p>	<p>が進んでいない公有地での都市開発分野における日本企業の事業機会創出の可能性を探るという意味で意義深い。</p> <p>過年度覚書を交換した国においても、我が国事業者の参入に向け、課題抽出や案件発掘、具体的検討を適切に実施している。</p> <p>オーストラリアでは、現地事務所の設置により、WPCAへの支援体制の強化、新規案件の発掘や関係構築の強化を図る拠点として様々な情報や相手方の課題やニーズを迅速かつ正確に把握することができるようになり、新規案件の発掘や相手国の公的な住宅関係機関などとの新たな関係構築も始まっており、今後の展開に期待ができる。</p> <p>タイ国鉄所有地における大規模都市開発の計画策定では、ステアリングコミッティにおいて開発の方向性や必要な検討事項についてタイ側と共有できており、また日系企業側への事業参画に向けた検討促進の支援を行ったことにより、事業の推進に寄与している。</p> <p>JICAとの覚書交換については、今回の覚書交換により、機構が60年以上にわたって培った住宅・都市開発事業の知見と、JICAのODAによる社会インフラ整備やマスターplan策定支援等とを組み合わせることで、都市計画にかかる上流段階のマスターplan策定支援を日本企業が参画する具体的なプロジェクトへシームレスにつなげることで、大きな相乗効果を生み出すことが期待できる。</p> <p>人的支援では、JICA長期専門家や、各機関への職員を派遣し、各組織においてUR都市機構の都市</p>
--	--	--	---	---

			<p>構（J O I N）等への職員の派遣により、各機関との連携強化及び人的支援を推進した。また、人材育成に関して、復職職員は海外展開支援部へ原則配置した。さらに、海外展開支援業務を希望する職員の社内公募を実施し、3名の職員を令和4年度の定期異動にあわせ海外展開支援部に配置することとした。</p> <p>海外の都市開発事業への日本企業の参入促進にあっては、コロナ禍により渡航が困難になったことから、対面式での海外からの視察・研修は、令和2年度に引き続き令和3年度も実施できなかつたが、計18件のウェブセミナーを開催し、海外にいる政府関係者や民間企業等に対して機構や日本の知見を紹介することができた。</p>	<p>開発等にかかる知見の共有やノウハウを伝えることができた。人材育成面では、派遣終了後の復職職員が、派遣先で得た知識と経験を、職員間で共有を図ったことにより、今後の海外部門の事業展開や海外展開支援業務に従事する職員のモチベーション向上への効果があつた。</p> <p>このように、量及び質ともに年度計画と同等の成果をあげた点を考慮し、B評定とする。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1.1倍以上の乖離がある理由は、不用による減によるものである。

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現		
業務に関連する政策・施策	<p>政策目標1：少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1：居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 政策目標2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3：総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標7：都市再生・地域再生の推進 施策目標25：都市再生・地域再生を推進する</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法11条第1項第12号から第15号等
当該項目の重要度、困難度	<p>重要度：「高」</p> <p>< I-2-1 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備> 住生活基本計画（全国計画）において、UR賃貸住宅団地の地域の医療福祉拠点化団地数を平成37年度に150団地とすることが成果指標として掲げられており、当該成果指標を着実に達成することで、高齢者世帯、子育て世帯等が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、福祉・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現することが重要であるため。</p> <p>< I-2-2 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進> 住生活基本計画（全国計画）において、コンパクトシティ等のまちづくりと連携しつつ、買い物、医療、教育等に関して居住者の利便性等を向上させるなど、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境や住宅地の魅力の維持・向上を図るものとされているため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>< I-2-1 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備> 地域医療福祉拠点化に当たっては、居住者の居住の安定を確保しつつ、地方公共団体、地域包括支援センター社会福祉協議会、大学、民間事業者等の多様な地域関係者の協力や理解を得ながら、連携体制を構築して対応する必要があるため、難易度が高い。</p> <p>< I-2-2 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進> UR賃貸住宅の居住者に占める高齢者の割合が増えるなか、居住者の居住の安定を確保しつつ、居住者の理解・協力を得た上で、団地再生事業を進める必要があるため、難易度が高い。</p> <p>< I-2-3 UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現> 今後耐震改修等を実施する必要的ある住宅棟については、居住性等に配慮した計画・工法検討をする等、改修難易度が高い高層建築物等や区分所有者との合意が必要となる建物が多いことや、耐震改修等の内容によっては、店舗及び住宅の賃借人との合意も必要となるなど、多くの居住者の方々の理解を得て耐震改修を進めることができることから、難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和3年度）3-①、3-③ 行政事業レビューシート番号 0004 0112

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
				<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>各評価単位での評定を踏まえ、「2. 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現」としての評価をAとした。</p>	<p>「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現」</p> <p>※細分化した項目（1）～（3）の評定の算術平均により算定 $((A\ 4\text{点} \times 1\text{項目} \times 2) + (B\ 3\text{点} \times 1\text{項目} \times 2) + (B\ 3\text{点} \times 1\text{項目})) \div (1\text{項目} + 2\text{項目} \times 2) = 3.\ 4\text{点}$ ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。</p> <p>※算定にあたっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p> <table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> </table> <p><評定に至った理由></p> <p>(1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備について 令和3年度における所期の目標を上回っていること、コロナ禍においても幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備に係る優れた取組を実施していること、機構自らによる施策の効果把握・分析・検証により、団地居住者や地域に暮らす住民のニーズに即した地域医療福祉拠点化の形成の効果が確認されるとともに、一層の施策推進が期待されることを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p> <p>(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進について 令和3年度における所期の目標を達成していること、持続可能で活力あるまちづくりを推進するための取組を着実に実施していることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p>(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現について 令和3年度における所期の目標を達成していること、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進するための取組を着実に実施していることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p> <p><その他事項></p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最も歴史のあるセグメントだが、低廉良質な住宅の供給に止まらず高齢化社会のニーズに応えられる高品質なメニューの策定が期待されている。URの新たな使命への取り組みは適切なものと考える。 医療福祉拠点化団地の形成とその充実、また、少子化・高齢化が進むわが国で、次世代を担う人材の育成は国を挙げて行うことであり、保育園の拡充をはじめ地域での子育てへ様々な支援、高齢者のための安心安全な住環境の提供など、地方公共団体との連携も図りつつミクストコミュニティの形成を進めること等、実現を図るべき事業の難度が高いが、引き続きURの蓄積されたノウハウと団地という資産を生かしながら、より一層の実現を展開していただきたい。 	評定	B	
評定	B							

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I－2－1	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現 （1）多様な世代が安心して住み続けられる環境整備					
業務に連関する政策・施策		政策目標 1：少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1：居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		都市再生機構法 11 条第 1 項第 12 号から第 15 号等
当該項目の重要度、難易度		重要度：「高」 住生活基本計画（全国計画）において、UR賃貸住宅団地の地域の医療福祉拠点化団地数を平成 37 年度に 150 団地とすることが成果指標として掲げられており、当該成果指標を着実に達成することで、高齢者世帯、子育て世帯等が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、福祉・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現することが重要であるため。 難易度：「高」 地域医療福祉拠点化に当たっては、居住者の居住の安定を確保しつつ、地方公共団体、地域包括支援センター・社会福祉協議会、大学、民間事業者等の多様な地域関係者の協力や理解を得ながら、連携体制を構築して対応する必要があるため、難易度が高い。		関連する政策評価・行政事業レビュー		事前分析表（令和 3 年度）3-① 行政事業レビューシート番号 0004

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	予算額（百万円）	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
医療福祉拠点化団地の形成（計画値）	累計 120 団地程度	—	20 団地 (累計 69 団地)	16 団地 (累計 100 団地)	5 団地 (累計 117 団地)	—	—	459,519	486,713	488,101	—	—	—
医療福祉拠点化団地の形成（実績値）	—	—	35 団地 (累計 84 団地)	28 団地 (累計 112 団地)	8 团地 (累計 120 団地)	—	—	445,711	459,748	464,914	—	—	—
実績値	—	—	175%	175%	160%	—	—	568,809	575,730	584,227	—	—	—
								76,549	74,358	87,167	—	—	—
								632,684	663,696	679,799	—	—	—
								従事人員数（人）	1,592	1,643	1,678	—	—

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2. 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現 UR賃貸住宅においては、居住者の高齢化、建物の高経年化等の課題が存在するとともに、ライフスタイルの変化や、医療福祉機能、コミュニティ機能といった団地に求められる機能が多様化している状況にある。 これまで、独立行政法人改革等に関する基本的な方針等を踏まえ、ストック量の適正化を図るとともに、住宅管理コストの効率化に努め、繰越欠損金の解消が見込まれるなど、財務体質の強化を取り組んできたところである。こうした状況を踏まえ、将来の家賃収入を確保するため、これまで抑制してきたストックへの投資を促進することが必要である。 また、UR賃貸住宅は、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に適切に対応するため、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るとともに、国民共有の貴重な地域資源として、今後も政策的役割を果たすため、「多様な	2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現 UR賃貸住宅について UR賃貸住宅においては、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に適切に対応するため、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るとともに、国民共有の貴重な地域資源として政策的役割を果たすため、持続可能な経営基盤の確立に向け、ストック量の適正化を進めつつ、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現の3つの視点で、UR賃貸住宅ストックの多様な活用を行い「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）」の実現を目指す。	<主な定量的な指標> ・UR賃貸住宅団地(大都市圏のおおむね 1,000戸以上の団地約 200 団地が対象)における地域の医療福祉拠点化団地の形成数 新たに5団地(累計 117 団地) <その他の指標> ・見守りサービス提供数 1,054 件 ・健康寿命サポート住宅等の高齢者向け住宅の供給戸数 22,000 戸 ・子育て世帯を支援する住宅の供給戸数 352 戸 ・子育て世帯を支援する住宅の供給戸数 ・大学等との間で締結した連携協定等の件数 63 件 <評価の視点> ・地域と連携しつつ、地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進することにより、団地やその周辺地域に居住する高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備を推進していくか。	<主要な業務実績> ・UR賃貸住宅団地 (大都市圏のおおむね 1,000 戸以上の団地約 200 団地が対象) における地域の医療福祉拠点化団地の形成数 新たに 8 団地 (累計 120 団地) <評定と根拠> I-2-(1) 評定：A <評価の概要> UR賃貸住宅の地域医療福祉拠点化団地の形成数について、年度計画に定めた 5 団地を上回る 8 団地で形成に至った結果、第 4 期中期計画期間の累計目標 120 団地形成を 2 年前倒して達成し、また、令和 3 年 3 月に改定された住生活基本計画の令和 12 年度末(団地の規模によらず) 250 团地形成の目標に対しても、新たに 40 团地着手、15 団地を形成するという成果を上げた。これは、コロナ禍においても、地方公共団体や地域包括支援センター、事業者、居住者等の地域関係者との丁寧な対話を継続し、連携体制を円滑に構築できしたこと、また、地域関係者との信頼関係に基づくネットワークを活用し、団地・地域ごとの状況・課題等に応じた多種多様な拠点化施策を実施するなど、これまで培ってきたノウハウを総動員したことによるものである。 また、地域医療福祉拠点化団地に配置した「生活支援アドバイザー」等が、地域関係者等と連携し、コロナ禍における連携体制の再構築を図ったことや、途絶えた地域活動を、オンライン会議・配信を活用するなど工夫を凝らして一時的に再開するなどしたことは、高齢者等多様な世代の顔の見える関係性づくりや交流機会創出に対する高いニーズに適切に対応した成果である。	I-2 <評定と根拠> I-2-(1) 評定：A <評価の概要> UR賃貸住宅の地域医療福祉拠点化団地の形成数について、年度計画に定めた 5 団地を上回る 8 団地で形成に至った結果、第 4 期中期計画期間の累計目標 120 团地形成を 2 年前倒して達成し、また、令和 3 年 3 月に改定された住生活基本計画の令和 12 年度末(団地の規模によらず) 250 团地形成の目標に対しても、新たに 40 団地着手、15 团地を形成するという成果を上げた。これは、コロナ禍においても、地方公共団体や地域包括支援センター、事業者、居住者等の地域関係者との丁寧な対話を継続し、連携体制を円滑に構築できしたこと、また、地域関係者との信頼関係に基づくネットワークを活用し、団地・地域ごとの状況・課題等に応じた多種多様な拠点化施策を実施するなど、これまで培ってきたノウハウを総動員したことによるものである。 また、地域医療福祉拠点化団地に配置した「生活支援アドバイザー」等が、地域関係者等と連携し、コロナ禍における連携体制の再構築を図ったことや、途絶えた地域活動を、オンライン会議・配信を活用するなど工夫を凝らして一時的に再開するなどしたことは、高齢者等多様な世代の顔の見える関係性づくりや交流機会創出に対する高いニーズに適切に対応した成果である。	評定：A <評定に至った理由> 年度計画等で定めた定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。 ・UR賃貸住宅団地(大都市圏のおおむね 1,000 戸以上の団地約 200 団地が対象)における地域の医療福祉拠点化団地の形成数について、地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進したこと等により、年度計画での目標「新たに 5 団地」に対し、実績値「新たに 8 団地（達成率 160%）」であった。 機構は、UR賃貸住宅団地において、幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境を整備し、地域医療福祉拠点化を推進するため、以下の取組を実施した。 ・集会所や外構部等の施設改修と連動したイベントをコロナ禍においても感染予防対策を徹底したうえで開催するなど、ミクストコミュニティの形成に資する取組を実施した。 ・民間事業者と連携し、基本的に全国の居住者が低廉な料金で受けられる見守りサービスを提供（令和 3 年度申込件数 1,054 件）した。また、団地に常駐し、高齢者への相談対応等を行う生活支援アドバイザーを令和 3 年度までに 153 名配置し、個別に対応が必要な事案においても、地域の関係者等と連携した適切な対応がとられた。 ・健康寿命の延伸をサポートすることを目的としたバリアフリー仕様である「健康寿命サポート住宅」を 692 戸供給し、既存の高齢者向け優良賃貸住宅と合わせ、22,000 戸を上回る高齢者向け住宅を維持した。また、ストック再生・再編等の推進により生み出された整備敷地を活用する等により、高齢者支援施設を誘致（令和 3 年度末現在 481 件）した。 ・子育て世帯及び新婚世帯を対象とした家賃減額を行う「子育て割」を実施（令和 3 年度供給戸数 352 戸）し、子育て世帯を支援する住宅を供給した。また、ストック再生・再編等の推進により生み出された整備敷地を活用する等により、子育て支援施設を誘致（令和 3 年度末現在 620 件）した。	

<p>世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち」の実現を目指すことが重要である。</p> <p>このため、機構は、持続可能な経営基盤の確立に向け、ストック量の適正化の取組を着実に進めつつ、UR賃貸住宅ストックの多様な活用を図るため、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現の3つの視点で取り組むこと。</p>				<p>連携体制の中での地域関係者とのネットワークをベースとして、令和3年度拠点化を進めた団地で実施されている施策についても、各団地の地域関係者等から「高齢者を含む近隣トラブルが解決した」「コロナ禍ではあるがイベントで良い思い出ができた」など評価の声を得ている。</p> <p>＜具体的な事例・評価＞</p> <p>(①及び②)</p> <p>大幸東団地（愛知県名古屋市東区）では整備改修した集会所や団地内広場等を活用し、近所とつながるきっかけづくりを目指してフリーマーケットや文化祭の開催を支援することで、地域住民の方からは「コロナ禍で外出できない中良い思い出ができた」など評価や感謝の声をいただいた。このように団地を地域の交流拠点として活用することで、コロナ禍のイベント開催が困難な環境下においても地域コミュニティの醸成に寄与している。</p> <p>立花一丁目団地（東京都墨田区）では、地域の声を踏まえて整備したウォーキングコースで開催されたウォーキングイベントについて、「このようなイベントは運動習慣づくりのきっかけになる」など団地や近隣にお住まいの方から好評を得ている。今後、地域の方々が中心となるサークルの立ち上げを目指して継続的に体験教室を開催する予定があるなど、地域の連携体制を活用して、さまざまな交流機会の創出に貢献している。</p> <p>(②及び③)</p> <p>高齢者向け住宅や子育て世帯を支援する住宅供給や見守りサービ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なライフスタイルに対応するため、大学や民間事業者等との連携拡大（令和4年4月1日現在有効な連携協定数63件）を図り、新たなサービスの提供に取り組んだ。特に、コロナ禍によるライフスタイルの変化への対応として、集会所等をテレワークスペースとして開放する取組やキッチンカーの誘致等を過年度から継続して実施した。 <p>加えて、地域医療福祉拠点化の進捗状況や特徴を定期的に評価・見える化し、その後の整備等の方向性を共有化した。</p> <p>これらを踏まえ、機構の活動により、令和3年度における所期の目標を上回っていること、コロナ禍においても幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備に係る優れた取組を実施していること、機構自らによる施策の効果把握により、団地居住者や地域に暮らす住民のニーズに即した地域医療福祉拠点化が形成される効果が認められることを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>該当なし</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>評定について、外部有識者5名全員が「A」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変化の激しい地域において、団地は様々な意味で社会的課題が他の居住形態より早く観察され、様々な政策をすすめる先進的な地域ともなりうる。高齢化が急速に進む中、地域の医療福祉拠点を取り込んでいくビジネスモデルは、極めて効果的と考えられる。また、生活支援アドバイザーと地域の連携を進めるなど、単にハード面で目標を達成しているだけでなく、住民の生活の質を大きく高める活動を行っている。高く評価したい。 ・地域医療福祉拠点化構想とその実現はURならではの政策と考える。定量目標に対する実現度も計画を大幅に上回っている。 ・地域医療福祉拠点化は順調に進捗していると評価する。特に生活支援アドバイザーを通じた丁寧な生活支援は特筆すべき取り組みと思われ、人材の確保も含めて継続
<p>(1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備</p> <p>少子高齢化の進展、単身世帯等の増加等に伴い、住民同士のコミュニティが希薄化するといった事態に直面しており、UR賃貸住宅団地及びその周辺地域も含めた住民が安心して健やかに住み続けられるよう、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携し、高齢者、子育て等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境を整備することが求められている。</p> <p>このため、機構は、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UR賃貸住宅団地を活用し、地域の医療福祉 	<p>(1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備</p> <p>UR賃貸住宅においては、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、民間事業者等、地域関係者と連携しつつ、地域の医療福祉拠点化や高齢者向け住宅の供給、安心して子育てができる住環境の整備により、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図り、高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境を整備する。また、多様化するライフスタイルへの対応を図るため、民間事業者等との連携による生活支援サービスの提供等を行う。</p>	<p>(1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備</p> <p>UR賃貸住宅においては、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、民間事業者等、地域関係者と連携しつつ、地域の医療福祉拠点化や高齢者向け住宅の供給、安心して子育てができる住環境の整備により、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図り、高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境を整備する。また、多様化するライフスタイルへの対応を図るため、民間事業者等との連携による生活支援サービスの提供等を行う。</p>			

<p>拠点化の形成を一層推進すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> UR賃貸住宅団地を含む地域一体で、幅広い世代や多様な世帯が互いに交流し、支え合い、生き生きと暮らし続けられるミクストコミュニティの形成に向けた取組を実施すること。 また、コミュニティを維持し、活性化させる取組や、高齢者の健康寿命の延伸や生きがい創出に寄与する取組を充実すること。 ・高齢者が団地に住み続けられる住環境を整備するため、高齢者向けの住宅を適切に供給するとともに、見守りサービス等を推進すること。併せて、高齢化や健康寿命の延伸の状況を踏まえ、UR賃貸住宅における高齢者向けの住宅供給のあり方について検証すること。 ・子育て世帯が安心して子育てしやすい環境を整備すること。 ・民間事業者等との連携により、多様なライフスタイルや柔軟な働き方の実現に向けた取組を充実すること。 	<p>① 地域の医療福祉拠点化 機構は、UR賃貸住宅団地内に地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療、福祉サービス等が提供されることで、団地やその周辺地域において、安心して健やかに住み続けることができるよう、平成26年度からUR賃貸住宅団地を活用した地域の医療福祉拠点化（以下「地域医療福祉拠点化」という。）を進めており、今後も更なる推進を図る。</p> <p>地域医療福祉拠点化に当たっては、地域と連携しつつ、地域に不足している医療施設・介護施設・子育て支援施設等の充実を図るとともに、高齢者向け住宅や子育て世帯向け住宅の供給等により幅広い世代や多様な世帯に対応した居住環境の整備を進める。また、高齢者世帯だけでなく若者世帯、子育て世帯等を含むコミュニティ醸成を推進することで地域における包括的な支援やサービスを提供する地域包括ケアシステム等の体制の構築に貢献する。さらに、これらの施策を進めたことによる効果を把握、分析し、適切</p>	<p>① 地域の医療福祉拠点化 機構は、UR賃貸住宅団地内に地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療、福祉サービス等が提供されることで、団地やその周辺地域において、安心して健やかに住み続けることができるよう、平成26年度からUR賃貸住宅団地を活用した地域の医療福祉拠点化（以下「地域医療福祉拠点化」という。）を進めており、今後も更なる推進を図る。</p> <p>地域医療福祉拠点化に当たっては、地域と連携しつつ、地域に不足している医療施設・介護施設・子育て支援施設等の充実を図るとともに、高齢者向け住宅や子育て世帯向け住宅の供給等により幅広い世代や多様な世帯に対応した居住環境の整備を進める。また、高齢者世帯だけでなく若者世帯、子育て世帯等を含むコミュニティ醸成を推進することで地域における包括的な支援やサービスを提供する地域包括ケアシステム等の体制の構築に貢献する。さらに、これらの施策を進めたことによる効果を把握、分析し、その</p>	<p>① 地域の医療福祉拠点化 超高齢社会への対応として、UR賃貸住宅団地内へ地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療、介護サービス等を提供する地域の医療福祉拠点の形成に向け、令和3年度には、新たに全国40団地（うち大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地10団地）において着手するとともに、着手済み団地のうち15団地（うち大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地8団地）において形成した。</p> <p>これにより、大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地における地域の医療福祉拠点化団地の形成数が累計120団地となり、第4期中期計画期間中の累計目標120団地形成を2年前倒して達成した。</p> <p>具体的には、ストック活用・再生等の推進により生み出された整備敷地を活用する等、高齢者、子育て支援施設の誘致を実施した。令和3年度末現在の高齢者支援施設は481件、子育て支援施設は620件となっている。</p> <p>令和2年度に引き続き、地域医療福祉拠点化の進捗状況や特徴を定期的に評価・見える化し、その後の整備等の方向性を共有化した。</p>	<p>スの提供などを進めた。 また、生活支援アドバイザーについては、徘徊等を行う認知症高齢者への対応等を必要な各地域関係者や専門機関等に適切に繋ぎ、団地を含む地域の高齢者等の見守りを連携して実施するなどしており、地域住民や地域関係者からは感謝の声をいただいている実例がある。このように居住者の安心感の醸成に寄与するとともに、地域関係者との連携を一層深化させ、団地の住環境の向上に貢献している。</p> <p>②及び⑤ 豊島五丁目団地（東京都北区）にて開催された「団地の文化祭 in 豊島五丁目団地」や、グリーンヒル寺田団地（東京都八王子市）にて開催された「STAY in Green Hill TERADA」といった若年世帯向けの催し等を含む地域活性化に資する活動は、定期的に実施しており、安心して子育てができる住環境や交流機会の整備を通じて、豊かなコミュニティの醸成に寄与している。</p> <p>また、北本団地（埼玉県北本市）においては、団地を中心とした地域全体における多世代の新しいつながりを生み出し、団地における活動にあたっては、北本市のふるさと納税型クラウドファンディングによる店舗の改修費支援や、メディア等への多くの露出による広告宣伝等により、参画する民間事業者の収益向上を図ることが可能となる事業スキームをとっており、こうした様々な工夫のもと、多様なライフスタイルの実現に貢献している。</p> <p>団地施設の活用により、コミュニティ拠点を形成するため、大島六丁目団地では、機構が集会所の一部を</p>	<p>的に展開されることを希望する。また、地域の交流拠点としての団地の活用や団地における多様な主体との連携についても様々な取り組みがなされており、それぞれ高く評価することができる。こうした取り組みについては、団地内にとどまらず一般に向けての積極的な発信が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療福祉拠点化団地の形成数は、第4期中期計画を2年前倒しで達成している。拠点化施策の柱として、医療福祉拠点の一層の充実に加え、高齢者等の多様な世代に対応した居住環境の整備、若者・子育て世代などを含むコミュニティ形成の推進などを掲げ、地域との連携にも意識を働かせた対策が取られており、地域包括支援センターなど地域関係者を繋ぐ生活支援アドバイザーの配置といった住民のニーズにも対応した活動を行っている。ここ数年の取組は、地域の関係者と連携したコミュニティ形成の推進等素晴らしいものである。昨年は、専門家等からなる有識者委員会を設置し、施策効果の把握・分析・評価に着手しており、引き続きその評価を報告してほしい。また、令和3年度は「地域交流拠点としての団地」という位置づけで、環境整備や交流機会の創出、団地における多様な主体との連携なども実施しており、団地の活性化と環境への配慮、多様性などESGを意識した団地への取組にも期待したい。
--	---	---	---	---	--

	<p>に地域医療福祉拠点化を推進するものとする。</p> <p>地域医療福祉拠点化について、令和5年度までに累計で120団地程度の形成を目指す。</p>	<p>結果を適切に活用して地域医療福祉拠点化を推進するものとする。</p> <p>地域医療福祉拠点化については、令和3年度において新たに5団地（累計で117団地）の形成を目指す。</p>		<p>改修し、令和2年度から団地自治会を中心とする推進委員会がコミュニティサロン「カフェ06」を運営している。令和3年10月には、施設オープンから1周年を記念し、推進委員会とともにイベント（屋外におけるテレワークの実証実験等）を開催し、一層の盛り上がり等を見せている。</p> <p>袖ヶ浦団地では、URグループで連携し、令和3年度、URグループ会社がコワーキングスペース「Join Spot 袖ヶ浦」を開設した。当該施設は、定期的にイベントを開催しており、令和3年12月には、団地商店街も巻きこみ「ウラ庭マルシェ」を開催し、子供から高齢者まで多くの方が来場し、多くの交流が実現した。</p> <p>このほか「地方都市と団地等を繋ぐプロジェクト」として、洋光台中央・北団地（神奈川県横浜市磯子区）と光が丘パークタウン大通り中央団地（東京都練馬区）において開催したマルシェ等を通じ、団地を活用した地方都市の魅力発信や、団地を中心とした地域住民と地方都市の交流の促進に寄与し、新しいつながりを創出している。</p> <p>このように、「新たな日常」への対応を進めつつ、団地だけでなく地域コミュニティの拠点となる施設整備や多様な世代・ライフスタイルへ対応するソフト展開を実施するなど、量及び質ともに年度計画を上回る顕著な成果をあげた点を考慮し、A評定とする。</p>
	<p>② 豊かなコミュニティ醸成</p> <p>UR賃貸住宅団地を含む地域一体で、互いに交流し、支え合い、幅広い世代や多様な世帯が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）を形成するため、団地内でのコミュニティ拠点の整備やイベントの開催等、交流、支え合いの場の提供を推進する。</p> <p>また、地域のコミュニティを維持し、活性化させるとともに、健康寿命の延伸や生きがいの創出に寄与するため、地域関係者や大学等との連携を図り、多様な世帯の交流を促進させるとともに、高齢者の社会参画機会の創出等を図る。</p>	<p>② 豊かなコミュニティ醸成</p> <p>UR賃貸住宅団地を含む地域一体で、互いに交流し、支え合い、幅広い世代や多様な世帯が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）を形成するため、団地内でのコミュニティ拠点の整備やイベントの開催等、交流、支え合いの場の提供を推進する。</p> <p>また、地域のコミュニティを維持し、活性化させるとともに、健康寿命の延伸や生きがいの創出に寄与するため、地域関係者や大学等との連携を図り、多様な世帯の交流を促進させるとともに、高齢者の社会参画機会の創出等を図る。</p>	<p>② 豊かなコミュニティ醸成</p> <p>UR賃貸住宅団地を含む地域一体で交流を促進し、ミクストコミュニティの形成を推進するため、施設等のハード改修と並行してコミュニティ形成に資するイベントの開催などソフト面の事業を実施。令和2年度から続くコロナ禍により、施設整備やイベント開催が困難な状況となる中、国の指針等に則った感染予防対策を徹底し、オンライン配信の活用など創意工夫しながら事業を推進した。</p> <p>具体的には、大幸東団地（愛知県名古屋市東区）では、地域関係者の課題意識やニーズのヒアリング等を丁寧に確認した上で、コロナ禍でも対面型イベントが実施できるよう方法を勘案しつつ、集会所や団地内広場等の整備改修を実施した。フリーマーケットや文化祭の開催を支援し、団地や地域の新たなコミュニティの交流機会や場の創出などを行った。</p> <p>立花一丁目団地（東京都墨田区）では、「立花・文花地域ケア会議」「立花児童館地域懇談会」といった会議体に機構も参加し、行政や地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携体制を構築した上、地域の課題等を共有・検討し、地域の医療福祉拠点の形成を推進した。また、地域の連携体制の中で出たニーズを踏</p>	

			<p>まえ、ウォーキングコースマップやベンチの設置、路面のサインによる案内表示等を実施し、団地自治会や立花児童館の協力も得て、関連会社である㈱UR コミュニティ主催によるウォーキングイベントを開催した。加えて、改修した集会所デッキテラスを活用した「地域食堂」の実施や地域関係者によるまちづくりに係る定型的な意見交換の場である OneSumidaProject 立上げ支援といった更なる施策を実施発展させるなど、地域の連携体制の中での意見等を踏まえた環境整備・交流機会の創出を進めた。</p>	
③ 高齢者向け住宅の供給、見守りサービスの推進 高齢者が団地に住み続けられる住環境を整備するため、既存のUR賃貸住宅団地を活用し、高齢者の自立した生活を前提とした地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅の供給や見守りに関するサービスの推進等を行うほか、住替え支援等高齢者の身体状況の変化に応じた対応などを推進する。 併せて、高齢化や健康寿命の延伸の状況を踏まえ、UR賃貸住宅における高齢者向けの住宅供給のあり方について検証する。	③ 高齢者向け住宅の供給、見守りサービスの推進 高齢者が団地に住み続けられる住環境を整備するため、既存のUR賃貸住宅団地を活用し、高齢者の自立した生活を前提とした地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅の供給や見守りに関するサービスの推進等を行うほか、住替え支援等高齢者の身体状況の変化に応じた対応などを推進する。 併せて、高齢化や健康寿命の延伸の状況を踏まえ、UR賃貸住宅における高齢者向けの住宅供給のあり方について検証する。	<p>③ 高齢者向け住宅の供給、見守りサービスの推進 自立高齢者が安心して住み続けられるよう、移動等に伴う転倒の防止等に配慮した住宅「健康寿命サポート住宅」を供給(692戸)し、既存の高齢者向け優良賃貸住宅と合わせ、高齢者向け住宅の22,000戸供給を維持した。</p> <p>また、高齢者世帯等が安心して住み続けられる環境を整備するため、民間事業者と連携し、基本的に全国の居住者が低廉な料金で受けられる、人感センサーを室内に設置して本人に異常がないか確認・連絡を行う「見守りサービス」を引き続き提供した。(令和3年度申込件数は1,054件)</p> <p>加えて、賃貸住宅ストックの多様な活用として、バリアフリー化等を施した高齢者向け住宅の供給や子育て世帯を支援する住宅の供給等を適切に実施するとともに、前述の見守りサービスの提供などを含め、高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み</p>		

			<p>続けられる住環境の整備を実施した。また、団地に常駐し、高齢者に対する見守りや相談対応などの居住者サービスを提供する生活支援アドバイザーも、令和3年度において累計153人を配置しており、地域関係者との連携を図った上で高齢者等を中心とした地域住民各々のニーズに対応した活動を進めた。</p>	
④ 安心して子育てができる住環境の整備 子育て世帯が安心して子育てしやすい住環境を整備するため、地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅や子育て世帯に配慮した設備等を備えた住宅等の子育て世帯向け住宅の供給、子育て支援施設の誘致、子育て世帯の相互交流や助け合いを支援するサービスの提供などを促進する。	④ 安心して子育てができる住環境の整備 子育て世帯が安心して子育てしやすい住環境を整備するため、地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅や子育て世帯に配慮した設備等を備えた住宅等の子育て世帯向け住宅の供給、子育て支援施設の誘致、子育て世帯の相互交流や助け合いを支援するサービスの提供などを促進する。		<p>④ 安心して子育てができる住環境の整備 子育て世帯及び新婚世帯を応援するため、地域優良賃貸住宅制度を活用し、一定の要件を満たした方に家賃を最大2割減額する「子育て割」について、引き続き着実に供給。令和3年度は新たに352戸の供給を行った。</p> <p>加えて、令和4年1月から、子育て世帯とこれを支援する親世帯等が近居する場合に、UR賃貸住宅に新たに入居する子育て世帯に対して家賃減額（近居割）を拡充することとし、令和4年3月末時点で219戸で実施するなど、安心して子育てできる環境整備を図った。</p> <p>また、ストック活用・再生等の推進により生み出された整備敷地を活用する等、子育て支援施設等の誘致を行った。令和3年度末現在の子育て支援施設は620件となっている。（再掲）</p> <p>子育て世帯の相互交流や助け合いを支援するサービスの提供などを促進した。</p> <p>具体的には、豊島五丁目団地（東京都北区）では、地域の活性化を目指し、機構を含む地域関係者が一体となって「団地の文化祭 in 豊島五丁目団地」を開催した。団地の屋外広場や商店街の空間を活用し、近隣の</p>	

			<p>大学や高校と連携した団地の写真上映会や事業者による移動遊び場やワークショップ、キッチンカーの誘致等（出店数5）の若年世帯向けの催しを実施した。この催しには、約300名が参加し、「子どもたちがとても喜ぶ」などの評価の声をいただいた。</p> <p>また、グリーンヒル寺田団地（東京都八王子市）においては、生活支援アドバイザーとともに、近隣の大学の学生や、団地のスーパーマーケットと連携して「STAY in Green Hill TERADA」を開催し、学生によるクリスマスツリー作りや子供たちへの読み聞かせが行われるなど、子供を対象とした企画を持ち寄り（出店数6）、イベントを実施した。このイベントには、2日間で延べ約500名が参加し、「子どもたちが久しぶりに楽しめていてよかった。」など評価の声をいただいている。</p>	
⑤ 多様なライフスタイルへの対応	⑤ 多様なライフスタイルへの対応	⑤ 多様なライフスタイルへの対応	<p>多様なライフスタイルに対応し、柔軟な働き方の実現に寄与するため、民間事業者、大学等との連携により、高齢者世帯、子育て世帯等の生活利便性の向上に資する生活支援サービスの導入や、テレワークへの対応等を図る。</p> <p>民間事業者等との連携に当たっては、民間事業者等の意向や収益性等、事業上の課題を考慮し、機構と連携する民間事業者等がともに収益向上を図ることが可能となる事</p> <p>多様なライフスタイルに対応し、柔軟な働き方の実現に寄与するため、民間事業者、大学等との連携により、高齢者世帯、子育て世帯等の生活利便性の向上に資する生活支援サービスの導入や、テレワークへの対応等を図る。これらの施策については、コロナ禍を契機とした生活様式や働き方の変化も踏まえて実施する。</p> <p>民間事業者等との連携に当たっては、民間事業者等の意向や収益性等、</p>	<p>⑤ 多様なライフスタイルへの対応</p> <p>コロナ禍の中、これまで蓄積してきたノウハウ・団地の豊かな空間・豊富な住戸バリエーション等、団地の強みを活かした「新しい暮らし」の提案を行い、新たなサービスを試行的に実施した。</p> <p>具体的には、集会所やモデルルームにwi-fi設備を新設しテレワークスペースとして開放し、キッチンカーや移動販売の誘致、民間事業者との連携による団地内の野菜販売を実施した。</p> <p>大学や民間事業者等との連携を推進し、ライフスタイルの多様化への対応を図った。令和3年度においても着実に連携先の拡大に努め、令和4年4月1日現在で有効な連携</p>

	<p>事業スキームを導入するなど、連携手法の多様化を図るとともに、民間等のノウハウを適切に活用することで、サービス水準の向上を図る。</p>	<p>事業上の課題を考慮し、機構と連携する民間事業者等がともに収益向上を図ることが可能となる事業スキームを導入するなど、連携手法の多様化を図るとともに、民間等のノウハウを適切に活用することで、サービス水準の向上を図る。</p>	<p>協定数は 63 件となっている。</p> <p>北本団地（埼玉県北本市）においては、北本市や良品計画等と連携し、団地在住の若者等が立ち上げたまちづくり会社「暮らしの編集室」を支援することで、団地内の住宅付き店舗を改装して、コミュニティスペースを備えたジャズ喫茶「中庭」が開設されたことと合わせて、周辺住棟に「MU J I × U R」の住戸を供給するなど、幅広い世代の交流と団地の活性化を図った。また、団地施設を活用した、コミュニティサロンの運営等（大島六丁目団地（東京都江東区）「カフェ 06」）や、コワーキングスペースの開設等（袖ヶ浦団地（千葉県習志野市）「Join Spot 袖ヶ浦」）（UR グループ会社（日本総合住生活㈱）が所有し、企画及び運営する施設）、などでも団地自治会や民間事業者等と連携したイベントの開催等を実施し、団地の活性化を図った。</p> <p>このほか「地方都市と団地等を繋ぐプロジェクト」として、機構が事業で関わる地方都市等と団地の連携を令和 3 年度から本格的に実施している。令和 3 年度は洋光台中央・北団地（神奈川県横浜市磯子区）においては新潟県糸魚川市と、光が丘パークタウン大通り中央団地（東京都練馬区）においては長野県上田市と連携し、それぞれの産地直送の野菜や果物などが並ぶマルシェ等を開催した。</p>	
--	--	---	---	--

4. その他参考情報

無し

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I－2－2	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現 (2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進						
業務に関連する政策・施策		政策目標 1：少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1：居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 政策目標 7：都市再生・地域再生の推進 施策目標 2 5：都市再生・地域再生を推進する		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		都市再生機構法 11 条第 1 項第 12 号から第 15 号等	
当該項目の重要度、難易度		重要度：「高」 住生活基本計画(全国計画)において、コンパクトシティ等のまちづくりと連携しつつ、買い物、医療、教育等に関して居住者の利便性等を向上させるなど、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境や住宅地の魅力の維持・向上を図るものとされているため。 難易度：「高」 UR賃貸住宅の居住者に占める高齢者の割合が増えるなか、居住者の居住の安定を確保しつつ、居住者の理解・協力を得た上で、団地再生事業を進める必要があるため、難易度が高い。		関連する政策評価・行政事業レビュー		事前分析表（令和 3 年度）3-①、3-⑪ 行政事業レビューシート番号 0004 0112	

2. 主要な経年データ								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的とした供給割合（計画値）	概ね過半	—	50%	50%	42%	—	—	予算額（百万円）	459,519	486,713	488,101	—	—	
団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的とした供給割合（実績値）	—	—	78%	75%	60%	—	—	決算額（百万円）	445,711	459,748	464,914	—	—	
実績率	—	—	156%	150%	143%	—	—	経常費用（百万円）	568,809	575,730	584,227	—	—	
		—	—	—	—	—	—	経常利益（百万円）	76,549	74,358	87,167	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	行政コスト（百万円）	632,684	663,696	679,799	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	従事人員数（人）	1,592	1,643	1,678	—	—	

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進	(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進	(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進	<主な定量的な指標> ・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合 42%	<主要な業務実績> ・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合 60%	<評定と根拠> I-2-(2) 評定：A <評価の概要> 地域に必要な拠点機能等の整備のため、団地再生事業により供給した整備敷地等5件のうち、3件（業務実績欄において前掲）は、地方公共団体と連携協力のうえ、新たな機能の導入等を目的に供給した。 また、供給済みの整備敷地等にて、地域の魅力を高める先導的な施設の開設、地域関係者とのエリアマネジメントを実現するとともに、3団地の建替えに併せ、地域資源となる団地の屋外空間を整備した。 さらに、団地広場に引退した鉄道車両（阪神電車「赤胴車」）を設置し、イベントでの活用など、地域のコミュニケーションスペースとして再活用し、地域活性化に大きく貢献した。	評定：B <評定に至った理由> 年度計画等で定めた主な定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。 ・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合について、地方公共団体との連携構築・強化を図り、地域に必要な拠点機能等の整備を推進したこと等により、年度計画での目標「42%」に対し、実績値「60%（達成率143%）」であった。 ・ただし、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した整備敷地の箇所数に関して、機構からの聞き取り等によれば、年度計画においては12件（うち5件で新たな機能の導入等）予定されていたものの、実績は5件（うち3件で新たな機能の導入等）にとどまったことは、評価にあたって一定の考慮が必要と考えられる。
国民共有の貴重な地域資源であるUR賃貸住宅団地は、地域や団地の特性、住宅需要の動向を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携・協力し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力あるまちづくりを進め、地域の価値と魅力を高めることが求められている。 このため、機構は、次の取組を行うこと。 ・地域の魅力を高める地域・まちづくりを推進するため、教育、業務、防災、交流、賑わい等の地域の多機能拠点の形成、安全・安心で快適なオープンスペース等を備えた居住環境の創出、良好な景観の形成等を進めるとともに、建替え、集約、改善等を複合的・選択的に実施し、計画的にストック再生を進めること。 ・持続可能な地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等と連携し、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築するとともに、団地の統廃合・再配置等	団地再生に当たっては、UR賃貸住宅団地のみならずその周辺地域の価値や魅力を高めるため、地域や団地の特性、住宅需要の動向、機構の経営環境を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携、協力し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進する。 ① 地域の魅力を高める団地への再生 地域の魅力を高めるため、幅広い世代が安心して居住可能な環境整備を推進するほか、教育、業務、防災、交流、賑わい等の地域の多機能拠点の形成、安全・安心で快適なオープンスペース等を備えた居住環境の創出、良好な景観の形成等、団地の役割・機能を多様化させ、より一層、地域に開かれた団地に再生する。 なお、事業の実施に当たっては、団地の特性、住宅需要の動向等を踏まえ、近接地建替えの実施も視野にエリア単位での団地の統廃合・再配置等	団地再生に当たっては、UR賃貸住宅団地のみならずその周辺地域の価値や魅力を高めるため、多様な主体と連携し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進しているか。	<評価の視点> ・UR賃貸住宅団地のみならずその周辺地域の価値や魅力を高めるため、多様な主体と連携し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進しているか。	① 地域の魅力を高める団地への再生 地域の魅力を高めるため、幅広い世代が安心して居住可能な環境整備を推進するほか、団地の役割・機能を多様化させ、より一層、地域に開かれた団地への再生を推進した。 事業の実施に当たっては、建替住宅を681戸（豊四季台団地310戸（千葉県柏市）、浜甲子園団地226戸（兵庫県西宮市）、千里高野台団地145戸（大阪府吹田市））供給するとともに、UR賃貸住宅ストックを6,142戸削減し、資産の良質化とストック量の適正化を両輪で推進した。 また、草加松原団地（埼玉県草加市）では、国土交通省等が主催する「第2回グリーンインフラ大賞」において、草加市等とともに『「Green Bind」みどりが束ねる暮らしとまち』の実施内容をプレゼンテーション	地方公共団体との連携構築・強化を図るため、新たに7件の連携協定等を締結（令和4年3月末時点で、有効な連携協定等は39件）し、団地を含めたニュータウンの再生など、地方公共団体とともに、社会課題の解決に着手した。 これらにより、地方公共団体等とともに、団地を貴重な地域資源とした、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進に大きく貢献した。	機関は、団地再生事業にあたって、持続可能で活力あるまちづくりを推進するため以下の取組を実施した。 ・681戸の建替住宅を供給するとともに、コロナ禍においても接触機会を減らしながら、居住者に対する説明会や移転折衝を行い、6,142戸のストックを削減し、資産の良質化とストック量の適正化を推進した。 ・整備敷地等への新たな機能導入、又は既存機能の強化の検討にあたり、地方公共団体等との間で連携協定等を締結（令和3年度に新たに締結した7団体を含め、有効な連携協定等の件数は39件（令和3年度末時点））し、地方公共団体等との連携構築・関係強化を図った。特に、草加松原団地の団地再生事業においては、敷地の供給にあたって地域の防災性向上に資する基盤整備を行ったほか、豊かな緑化環境の整備が評価されて第2回グリーンインフラ大賞における国土交通大臣賞を受賞した。 ・団地の建替えに併せ、地域資源となる団地の屋外空間を整備し、地域に開かれた団地への再生を実現した。 ・地域や企業等と連携したまちづくりの取組事例として、武庫川団地においては、団地居住者の通勤、通学等で親

<p>団地再生を通じて、地域の防災機能の強化、コンパクトシティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援、公共公益施設の再編・再整備を推進すること。</p>	<p>を図り、建替え、集約、改善等を複合的、選択的に行い、資産の良質化とストック量の適正化を図る。</p> <p>また、事業を予定する団地においては、個別団地の状況等を踏まえ、必要に応じて、コミュニティの活性化、資産の有効活用の観点から、定期借家契約を導入する。</p> <p>全面借地方式市街地住宅及び特別借受賃貸住宅については、土地所有者等との協議を行い、譲渡、返還等を着実に進める。</p>	<p>団地の統廃合・再配置等を図り、建替え、集約、改善等を複合的、選択的に行い、資産の良質化とストック量の適正化を図る。</p> <p>また、事業を予定する団地においては、個別団地の状況等を踏まえ、必要に応じて、コミュニティの活性化、資産の有効活用の観点から、定期借家契約を導入する。</p> <p>全面借地方式市街地住宅及び特別借受賃貸住宅については、土地所有者等との協議を行い、譲渡、返還等を着実に進める。</p>	<p>シ、グリーンインフラ官民連携プラットフォーム会員による投票の結果、令和4年3月、国土交通大臣賞（生活空間部門）を受賞した。</p> <p>事業を予定する団地において、コミュニティの活性化、資産の有効活用の観点から、定期借家契約の導入を推進した。（令和3年度契約件数34団地474件）</p> <p>全面借地方式市街地住宅については、土地所有者等と協議し、19団地の譲渡、返還等の手続を完了した。</p> <p>特別借受賃貸住宅については、期間満了に伴い建物所有者に4団地を返還した。</p>	<p>＜具体的な事例・評価＞</p> <p>草加松原団地では、団地の建替えを契機に、草加市等と連携し、駅西側地域のまちづくりを推進しており、団地居住者の理解を得ながら建替えを進め、団地西側の整備敷地等約11haを創出した。地域では、商業施設等の主要幹線道路沿道にふさわしい土地利用等の実現が課題となっていた。この課題に対し、機構は、商業・住宅用地を一体的に開発できる事業者を公募し、整備敷地等を供給した。その結果、大手企業等からなる共同企業体により、商業施設及び環境に配慮した戸建住宅の整備が見込まれることとなった。</p> <p>また、草加松原団地を含む地域は、内水氾濫リスクの高い地域のため、機構が道路や下水道（大規模雨水貯留施設・雨水幹線の整備、既存市管理水路の改修）等の基盤整備を実施し、公共施設として市に移管した。その結果、整備した道路や下水道により、地域の防災性・利便性が向上した。なお、公共施設となつた大型雨水貯留施設は、西側各街区（機構の商業・戸建住宅用地、市の児童センター用地等）それぞれの敷地で雨水貯留施設を分散設置するのではなく、公園用地の地下1か所に集約した大規模雨水貯留施設により、戸建住宅での施設の設置免除、施設管理の効率化、良好な維持管理の担保も実現した。</p> <p>※相手先（主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都多摩市（多摩市ニュータウン再生におけるまちづくり推進に関する包括連携協定） ・東京都板橋区（高島平地域の連鎖的都市再生の推進に係る基本合意） ・東京都足立区等（竹ノ塚駅周辺のまちづくりに関する基本協定） 	<p>しまってきた鉄道車両を団地内に設置し、コミュニティ形成に資するシンボルとなることが期待されている。また、地域の関係者等から整備敷地等に導入された新たな機能等に対する期待の声等も寄せられている。</p> <p>これらを踏まえ、令和3年度における所期の目標を達成していること、持続可能で活力あるまちづくりを推進するための取組を実施したことを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>該当なし</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画値42%に対して実績値60%であり、達成率は143%ではあるが、年度計画では5/12=42%とされていたところ、実績は3/5=60%であり、単純に達成率143%と評価するには抵抗があることを否定できない。また実績の3件中の1件は草加松原団地であり、団地の規模を考慮すると整備敷地への新たな機能導入は標準的な取組を超えていたとまでは言えないようにも思われる。日の里団地のような事例は非常に望ましく、高く評価したいが、過年度の実績であることも考慮すると、令和3年度実績としてはB評定が妥当と思料する。なお、団地の屋外空間の整備や地方公共団体との連携実績については評価する。 ・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、既存の機能の強化を目的として供給した割合は達成率143%（60%÷42%）となっているが、もともと中期目標が概ね過半とされているところ、実際の供給整備敷地は5件しかなく、そのうち新たな機能が導入されたものは3件にしかならず、令和元年、令和2年が計画値50%とされて、供給整備敷地が昨年度は12件となっていたことと比べて見劣りがする。概ね過半という中期目標について、年度計画の計画値を42%とおいている点は、「重・難」とされている項目であることと矛盾をするようにも感じる。ストック削減戸数が昨年を大幅に上回り6,100戸強も削減したこと、地方公共団体との間で締結した連携協定の件数も39件と昨年を上回る
<p>② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献</p> <p>持続可能で活力ある地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等との密接な意見交換の実施等により、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築する。また、団地再生に併せて、地域に必要とされる拠点機能の整備、防災機能の強化、コンパクトシティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援や公共公益施設の再編・再整備等を推進する。</p> <p>さらに、団地再生に伴い整備した敷地の民間事業者等への譲渡等を通じて、民間事業者、社会福祉</p>	<p>② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献</p> <p>持続可能で活力ある地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等との密接な意見交換の実施等により、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築する。また、団地再生に併せて、地域に必要とされる拠点機能の整備、防災機能の強化、コンパクトシティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援や公共公益施設の再編・再整備等を推進する。</p> <p>さらに、団地再生に伴い整備した敷地の民間事業者等への譲渡等を通じて、民間事業者、社会福祉</p>	<p>② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献</p> <p>持続可能で活力ある地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等との密接な意見交換の実施等により、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築するため、地方公共団体との間で新たに7件※の連携協定等を締結し、有効な連携協定等は39件（令和4年3月末時点）となった。なお、令和3年度内に1件失効した連携協定等があるが、これは、令和3年度に同一の地方公共団体（東京都板橋区）と新たな連携協定等に発展したことによるものである。</p> <p>※相手先（主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都多摩市（多摩市ニュータウン再生におけるまちづくり推進に関する包括連携協定） ・東京都板橋区（高島平地域の連鎖的都市再生の推進に係る基本合意） ・東京都足立区等（竹ノ塚駅周辺のまちづくりに関する基本協定） 	<p>② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献</p> <p>団地の再生に併せ、地域の課題解決に資する地方公共団体との連携・協力体制を構築するため、地方公共団体との間で新たに7件※の連携協定等を締結し、有効な連携協定等は39件（令和4年3月末時点）となった。なお、令和3年度内に1件失効した連携協定等があるが、これは、令和3年度に同一の地方公共団体（東京都板橋区）と新たな連携協定等に発展したことによるものである。</p> <p>※相手先（主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都多摩市（多摩市ニュータウン再生におけるまちづくり推進に関する包括連携協定） ・東京都板橋区（高島平地域の連鎖的都市再生の推進に係る基本合意） ・東京都足立区等（竹ノ塚駅周辺のまちづくりに関する基本協定） 	<p>② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献</p> <p>団地の再生に併せ、地域の課題解決に資する地方公共団体との連携・協力体制を構築するため、地方公共団体との間で新たに7件※の連携協定等を締結し、有効な連携協定等は39件（令和4年3月末時点）となった。なお、令和3年度内に1件失効した連携協定等があるが、これは、令和3年度に同一の地方公共団体（東京都板橋区）と新たな連携協定等に発展したことによるものである。</p> <p>※相手先（主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都多摩市（多摩市ニュータウン再生におけるまちづくり推進に関する包括連携協定） ・東京都板橋区（高島平地域の連鎖的都市再生の推進に係る基本合意） ・東京都足立区等（竹ノ塚駅周辺のまちづくりに関する基本協定） 	<p>② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献</p> <p>団地の再生に併せ、地域の課題解決に資する地方公共団体との連携・協力体制を構築するため、地方公共団体との間で新たに7件※の連携協定等を締結し、有効な連携協定等は39件（令和4年3月末時点）となった。なお、令和3年度内に1件失効した連携協定等があるが、これは、令和3年度に同一の地方公共団体（東京都板橋区）と新たな連携協定等に発展したことによるものである。</p> <p>※相手先（主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都多摩市（多摩市ニュータウン再生におけるまちづくり推進に関する包括連携協定） ・東京都板橋区（高島平地域の連鎖的都市再生の推進に係る基本合意） ・東京都足立区等（竹ノ塚駅周辺のまちづくりに関する基本協定）

	<p>法人、医療法人等の多様な事業主体と協働し、医療、福祉、介護、商業、生活支援施設等、地域に必要な拠点機能の整備を推進するとともに、民間事業者の事業機会を創出する。</p>	<p>法人、医療法人等の多様な事業主体と協働し、医療、福祉、介護、商業、生活支援施設等、地域に必要な拠点機能の整備を推進するとともに、民間事業者の事業機会を創出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ほか4団体（まちづくりに関する基本協定等） <p>地域・まちづくりへの貢献については、武庫川団地（兵庫県西宮市）の広場に引退した鉄道車両「赤胴車※」を設置し、イベントでの活用など、地域のコミュニティスペースとして再活用した。なお、「赤胴車」は、武庫川団地前駅から乗車する団地居住者等の通勤・通学、生活の足として、60年以上に亘り親しまれた存在であり、機構から阪神電気鉄道㈱に、団地での赤胴車の活用を提案し、再活用が実現した。</p> <p>※「赤胴車」とは、1958年及び1959年に製造された車両の外装の色等から、当時人気のマンガキャラクターであった「赤胴鈴之助」にちなんで「赤胴車」の愛称がつけられた鉄道車両</p>	<p>福祉拠点整備モデル地区構想」の実現に向け、市と連携のうえ、医療施設等用地を供給した。公募に先立ち、同じ医療圏内（基準病床数等を定める二次保健医療圏内）で当地区への事業参画に興味を示す医療法人を発掘した。市の構想等を公募条件に反映した結果、医療街区にて、多世代に対応する外来診療機能（内科、リハビリテーション科）等を有する病院に加え、介護老人保健施設及び訪問看護ステーション等も実現した。市は、医療・福祉（令和4年度引渡しを予定する街区）及び地域包括支援センター等との更なる連携によるケア・コンパクトシティの実現等に期待しており、団地自治会等は、医療・福祉の関係機関と地域との連携体制の構築により、支援を必要とする方の受け皿になると等に期待している。</p> <p>高森台団地では、団地が所在する高蔵寺ニュータウンが、中心部に商業施設が集積する一方、中心部以外は、最寄品を購入できる身近な商業施設が少なく、移動に不安を抱える高齢者が増加するなか、身近な買い物環境の整備等が課題となっていた。春日井市が定めた「高蔵寺リ・ニュータウン計画」の実現に向け、市と連携し、大規模な店舗が建設可能な用途地域に変更（建設可能な店舗の床面積 500 m²以内→10,000 m²以内）のうえ、利便施設（ホームセンター及び健康増進施設）用地を供給した。市は、身近な買い物環境の整備にあわせ、魅力的な健康施設等の整備に期待しており、団地自治会等は、ホームセンターによる利便性向上に期待している。</p> <p>令和元年度以降に供給した整備</p>	<p>数字となっていることは評価するが、指標にすぎない。新たな機能の導入が、果たしてそれぞれの団地再生で、いかように生かされているかは今後の問題として、さらに見ていかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災や賑わいなど、地域の課題を解決するまちづくりを自治体などと連携して進めていることは高く評価できる。UR団地だけでなく、道路や戸建て住宅など周辺地域への貢献度も高い事業と思われるので、高く評価したい。
	<p>これらの施策を推進することにより、団地再生事業により供給する整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給する割合について、概ね過半を目指す。</p>	<p>これらの施策を推進することにより、令和3年度において団地再生事業により供給する整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給する割合について、42%を目指す。</p>	<p>団地再生事業により供給した整備敷地等（全5件）のうち、3件※については、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した（全体の約60%）。</p> <p>※主な用途（対象3件：団地名等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利便：2件（①草加松原団地・商業施設及び住宅、②高森台団地（愛知県春日井市）ホームセンター及び健康増進施設（予定）） ・医療等：1件（平塚高村団地（神奈川県平塚市）病院及び介護老人保健施設等） <p>（この他、住宅用途：2件（香里団地D地区（大阪府枚方市）、鶴舞団地（奈良県奈良市））</p>	<p>高森台団地では、団地が所在する高蔵寺ニュータウンが、中心部に商業施設が集積する一方、中心部以外は、最寄品を購入できる身近な商業施設が少なく、移動に不安を抱える高齢者が増加するなか、身近な買い物環境の整備等が課題となっていた。春日井市が定めた「高蔵寺リ・ニュータウン計画」の実現に向け、市と連携し、大規模な店舗が建設可能な用途地域に変更（建設可能な店舗の床面積 500 m²以内→10,000 m²以内）のうえ、利便施設（ホームセンター及び健康増進施設）用地を供給した。市は、身近な買い物環境の整備にあわせ、魅力的な健康施設等の整備に期待しており、団地自治会等は、ホームセンターによる利便性向上に期待している。</p> <p>令和元年度以降に供給した整備</p>	

敷地等では、令和3年度に6施設が開設し、地域の拠点機能が実現した。

令和元年度に整備敷地等を供給した日の里団地（福岡県宗像市）では、事業者が旧UR住棟（48号棟）を改修し、令和3年度にコミュニティ拠点「ひのさと48」が開設した。当該施設は、地域との対話等により、徐々に機能を具体化しており、地域のコミュニティ拠点として発展中である。事業者は、地域の子どもたちのアイデアである「団地クライミングウォール」（団地でクライミングが可能となるよう建物の外壁を改修、令和3年11月開設）や、Co-Doingスペース（周囲と共に活動するCo-Doingを目的としたスペース、令和4年3月開設）を実現し、地域の魅力を高める先導的な施設へと発展させた。当該施設は、全国版も含むメディアへの掲載、「さとのBEER」受賞（世界五大ビール審査会の一つで2部門ブロンズ賞受賞）、来場者数増加や地域からの感謝の声等を頂いており、事業者は更なる展開に意欲的であり、市は、成長しながら機能導入するスタイル等に期待している。

同じく、令和元年度に整備敷地等を供給した浜見平団地（神奈川県茅ヶ崎市）では、複合商業施設「ブランチ茅ヶ崎3」が開設した。当該施設は、飲食・フィットネス等に加え、地域の方が利用できるコミュニティルームや、施設3階等で防災倉庫が配置され、災害時の一時避難場所に活用が可能となるなど、地域の利便性向上とともに防災性の強化も実現した。さらに、令和3年度、機構、市、事業者、NPO法人の4者

で「浜見平地区におけるエリアマネジメントの推進に関する連携協定」を締結し、地域関係者とのエリアマネジメントへと展開した。

3団地（豊四季台団地、浜甲子園団地、千里高野台団地（大阪府吹田市））の建替えでは、地域資源となる団地の屋外空間を整備し、地域に開かれた団地への再生を実現した。

武庫川団地では、令和元年度に阪神電気鉄道㈱と阪神沿線の団地を中心とした地域活性化に資する包括連携協定を締結し、その連携施策として、長年に亘り地域住民の生活の足として親しまれ、引退する鉄道車両「赤胴車」を機構に譲渡のうえ、団地に設置し、地域のコミュニティスペースとして活用することが決定された。令和2年度から令和3年度にかけ、内部利用できるように「赤胴車」の改造、尼崎車庫から団地への移設、団地広場の整備（屋根・照明の設置やウッドデッキ等の整備）を実施した。令和3年7月には、オープニングイベント（鉄道車両を活用した運転士体験や岡山県津山市との連携による広場でのマルシェなど）を開催した。団地自治会は、「赤胴車」を団地のシンボルとして、様々な地域活動への利用等に期待しており、親子カフェイベントへの活用、季節に合わせた夜間の照明演出など、「赤胴車」は、地域の新たなランドマークとして再活用され、地域活性化に大きく貢献した。

なお、地方公共団体との連携協定等は、令和元年度に並び最多となる連携協定等を締結（新規締結：令和元年度 7件、令和2年度 2件、令和3年度 7件）した。団地を含めたニュータウンの再生（東京都多摩

				<p>市との包括連携協定)、機構最大団地となる高島平団地等における連鎖的都市再生の推進（東京都板橋区との基本合意）、駅周辺のまちづくりとの連携（東京都足立区との基本協定）等、地方公共団体とともに、社会課題の解決に着手した。</p> <p>以上のとおり、居住者から移転等に対する理解等を得ることによってはじめて創出できる整備敷地等に、地域の価値や魅力の向上に資する機能を導入するという、難易度及び重要度の高い定量目標について、計画値を大きく上回る実績（計画値対比 143%）を達成したことに加え、団地広場で引退した鉄道車両を再活用し、コミュニティ拠点の形成を実現しており、これらは、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進に大きく貢献し、地域関係者も当該機能に高く期待していることから、A評定とする。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

無し

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I－2－3	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現 （3）UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現
業務に関連する政策・施策	政策目標2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3：総合的なバリアフリー化を推進する
当該項目の重要度、難易度	難易度：「高」 今後耐震改修等を実施する必要のある住宅棟については、居住性等に配慮した計画・工法検討をする等、改修難易度が高い高層建築物等や区分所有者との合意が必要となる建物が多いことや、耐震改修等の内容によっては、店舗及び住宅の賃借人との合意も必要となるなど、多くの居住者の方々の理解を得て耐震改修を進めることができないから、難易度が高い。

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度		予算額（百万円）	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
バリアフリー化を図った住宅の割合 (計画値)	60%	—	56%	57%	59%	—	—		決算額（百万円）	459,519	486,713	488,101	—	—
バリアフリー化を図った住宅の割合（実績値）	—	—	57.0%	59.0%	60.8%	—	—		経常費用（百万円）	568,809	575,730	584,227	—	—
達成率	—	—	102%	104%	103%	—	—		経常利益（百万円）	76,549	74,358	87,167	—	—
UR賃貸住宅ストックの耐震化率（住宅棟の耐震改修等の実施） (計画値)	95%以上 (200棟)	—	(30棟)	(40棟)	(30棟)	(—)	(—)		行政コスト（百万円）	632,684	663,696	679,799	—	—
UR賃貸住宅ストックの耐震化率（住宅棟の耐震改修等の実施） (実績値)	—	—	(44棟)	(65棟)	(33棟)	(—)	(—)		従事人員数（人）	1,592	1,643	1,678	—	—
達成率	—	—	147%	163%	110%	—	—							

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現 UR賃貸住宅の高絶年化が進むなか、居住者のライフスタイルの変化やニーズの多様化に適切に対応し、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するために、UR賃貸住宅ストックの質や価値の向上を図ることが求められる。 このため、機構は、次の取組を行うこと。 <ul style="list-style-type: none">・多様化するニーズに対応した快適で魅力ある賃貸住宅の供給を図るため、建替えやリノベーション、バリアフリー化等の改修の実施を推進すること。・安全で安心な賃貸住宅の供給を図るため、適時・適切な計画的修繕や耐震改修等を推進すること。・高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、住宅セーフティネットの役割を果たすこと。・ミクストコミュニティの形成を図ること	(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現 UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するため、多様化する居住ニーズに対応した魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理等の実施等により、賃貸住宅ストックの価値向上を図り、経営基盤を安定化させ、住宅セーフティネットとしての役割の充実など政策的役割を持続的に果たす。 ① 多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給 国民の多様化する居住ニーズに対応するため、既存のUR賃貸住宅について、建替えやリノベーション、バリアフリー化等の改修を推進し、快適で魅力ある賃貸住宅を供給する。なお、バリアフリー化率*は、令和5年度末時点において60%以上とする。 また、地域や団地の特性に応じて、費用対効果を踏まえた投資を行うこ	(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現 UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するため、多様化する居住ニーズに対応した魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理等の実施等により、賃貸住宅ストックの価値向上を図り、経営基盤を安定化させ、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図り、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進した。 ① 多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給 国民の多様化する居住ニーズに対応するため、既存のUR賃貸住宅について、建替えやリノベーション、バリアフリー化等の改修を推進し、快適で魅力ある賃貸住宅を供給する。なお、バリアフリー化率*は、令和3年度末時点において59%以上とする。 また、地域や団地の特性に応じて、費用対効果を踏まえた投資を行うこ	<主な定量的な指標> <ul style="list-style-type: none">・バリアフリー化を図った住宅の割合 59%以上・UR賃貸住宅ストックの耐震化率 30棟の耐震改修等を実施 <その他の指標> <ul style="list-style-type: none">・リノベーション住宅、建替住宅の供給戸数 10,411戸・建替住宅の供給戸数 681戸 <評価の視点> <ul style="list-style-type: none">・多様化する居住ニーズに対応した魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理、様々な制度を活用したサービスの提供等の実施により、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図り、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進した。 <主な定量的な指標> <ul style="list-style-type: none">・バリアフリー化を図った住宅の割合 60.8%・UR賃貸住宅ストックの耐震化率 33棟の耐震改修等を実施 <その他の指標> <ul style="list-style-type: none">・リノベーション住宅の供給戸数 10,411戸・建替住宅の供給戸数 681戸 <評価の視点> <ul style="list-style-type: none">・多様化する居住ニーズに対応した魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理、様々な制度を活用したサービスの提供等の実施により、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図り、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進した。	<評定と根拠> I-2-(3) 評定：A <評価の概要> UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するため、多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給を推進した他、適時・適切な修繕・維持管理等を実施した。 また、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続するとともに、国からの財政支援を活用した近居促進制度の拡充や契約手続きのオンライン化をはじめとする顧客ニーズに対応したDXの推進やセーフティネット専用住宅の提供に向けた地方公共団体への働きかけ、住宅確保要配慮者に対する新たな支援スキームの構築等を実施した。 <具体的な事例・評価> ① 国民の多様化する居住ニーズへの対応として、建替えによる住宅やリノベーション住宅の供給、バリアフリー化等の改修を実施し、UR賃貸住宅ストック全体に占めるバリアフリー化を図った住宅の割合は、令和3年度末で60.8%と、年度計画(約59%)を達成した。 この結果、計画値と比べたその達成率は103%であるものの、中期計画に定める、「バリアフリー化率は、令和5年度末時点において60%以上とする」との目標を2年前倒しで達成し、高齢化等のニーズへ素早く対応した成果を上げた。 ② 適時・適切な修繕・維持管理等に関しては、特に耐震改修等につい	評定：B <評定に至った理由> 年度計画等で定めた主な定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。 <ul style="list-style-type: none">・バリアフリー化を図った住宅の割合について、空家修繕時等に手すり等を設置するバリアフリー化を推進したことにより、年度計画での目標「59%以上」に対し、実績値は「60.8%」(達成率「103%」)であった。・UR賃貸住宅ストックの耐震化率について工期管理の徹底や用途廃止に向けた丁寧な居住者折衝等を行い、耐震改修工事等を推進したことにより、年度計画での目標「30棟の耐震改修等を実施」に対し、実績値は「33棟の耐震改修等を実施(達成率110%)」であった。 機構は、住宅セーフティネットとしての役割の充実に当たって、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進するため、以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none">・国民の多様化する居住ニーズに対応するため、建替えにより681戸の住宅を、改修により10,411戸のリノベーション住宅を供給した。・近居割など様々な入居制度を活用し、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応した。とりわけ、近居割については、国からの財政支援を活用しつつ、子育て世帯への減額率を従来の5%から20%に拡充した。・民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続して実施した。・コロナ禍における家賃の分割支払い等による居住者への配慮等を図った。また、低所得の高齢者世帯等の居住の安定を図るため、適切な家賃減額を実施した。・令和4年3月以降、UR賃貸住宅がセーフティネット登録住宅制度の家賃低廉化補助の対象として活用可能となったことから、地方公共団体と意見交換を実施するなど、国とともに制度の周知を図った。また、NPO法人等と連携し、UR賃貸住宅の空き住戸を活用して、住宅確保要配慮者に対し、NPO法人等が生活支援と連携し	

<p>め、近居促進制度など様々な制度を活用したサービスの提供を推進すること。</p> <p>・低所得の高齢者世帯、団地再生事業等の実施に伴い移転が必要となる居住者等の居住の安定の確保を図るため、国からの財政支援を得つつ、適切に家賃減額措置を講じること。</p>	<p>ととし、民間事業者等と連携、顧客満足度の向上と収益力の確保を図る。</p> <p>* i) 2箇所以上の手すりの設置、ii)屋内の段差解消、iii)車椅子で通行可能な広い廊下幅の確保の全部又は一部がなされた住宅の割合</p>	<p>ととし、民間事業者等と連携、顧客満足度の向上と収益力の確保を図る。</p> <p>* i) 2箇所以上の手すりの設置、ii)屋内の段差解消、iii)車椅子で通行可能な広い廊下幅の確保の全部又は一部がなされた住宅の割合</p>				<p>て33棟で実施し、計画(30棟)を上回る実績となった。これは、各工事等の工程管理を徹底とともに、居住者対応等を丁寧に行うことによって実現したものであり、安全で安心なUR賃貸住宅の提供が一層進む結果となった。</p> <p>また、子育て世帯への減額率を拡充(5%→20%)した近居促進制度の受付を適切に開始することで、子育て世帯を支援する国の政策実現に寄与した。</p>	<p>た住まいの提供を行う取組を開始した。これらの取組は、国が政策として推進している住宅セーフティネット機能の一翼を機構が担っていく上で、その役割を強化する第一歩となる取組であり、今後実績が蓄積されれば大いに評価されるべきものであり、令和4年度以降の取組の推進を期待する。</p>	
<p>② 安全で安心なUR賃貸住宅の提供</p> <p>安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、適時・適切な計画的修繕、耐震改修等を実施し、住宅棟のうち耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有するものの割合を令和5年度末時点において95%以上とする。</p> <p>高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続するとともに、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応するため、近居促進制度など様々な入居制度を活用しサービスの提供を行う。</p> <p>また、引き続き、居住者との意思疎通を図り、信頼関係を強化する。</p>	<p>安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、適時・適切な計画的修繕、耐震改修等を実施する。令和3年度においては30棟の耐震改修等を実施し、令和4年度以降も計画的に耐震改修等を行うことにより、住宅棟のうち耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有するものの割合を令和5年度末時点において95%以上とすることを目指す。</p> <p>高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続するとともに、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応するため、近居促進制度など様々な入居制度を活用しサービスの提供を行う。</p> <p>このほか、CS(顧客満足)の観点を踏まえつつ、契約内容説明のオンライン化等による利便性の向上を図り、信頼関係を強化する。</p>	<p>② 安全で安心なUR賃貸住宅の提供</p> <p>安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、令和3年度33棟の耐震改修等を行い、住宅棟のうち耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有するものの割合は約95.0%となった。</p> <p>高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿としては、世帯属性に左右されない入居者の募集をこれまで同様に実施するとともに、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応するため、様々な入居制度を積極的に活用した。</p> <p>例えば、高齢者・子育て世帯等と支援する親族の世帯の双方が、同一駅圏(概ね半径2km)のUR賃貸住宅に近居する場合(近居割)や、機構が指定するエリア内のあらゆる住宅で近居する場合(近居割ワイド)において、新たに入居する世帯の家賃を5年間5%割引する「近居割」をこれまでに引き続き実施(近居割対象1,195団地、近居割ワイド対象146エリア580団地)したことにより、選択肢を充実させたい、「民間のセーフティネット住宅の不足エリアで活用を検討したい」といった期待の声が聞かれ、活用意向が強い地方公共団体とは、令和4年度上期中の入居者募集に向けた協議へと繋がるなど、制度の円滑な導入に一定の成果を上げた。</p>	<p>② 安全で安心なUR賃貸住宅の提供</p> <p>安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、令和3年度33棟の耐震改修等を行い、住宅棟のうち耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有するものの割合は約95.0%となった。</p> <p>高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿としては、世帯属性に左右されない入居者の募集をこれまで同様に実施するとともに、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応するため、様々な入居制度を積極的に活用した。</p> <p>例えば、高齢者・子育て世帯等と支援する親族の世帯の双方が、同一駅圏(概ね半径2km)のUR賃貸住宅に近居する場合(近居割)や、機構が指定するエリア内のあらゆる住宅で近居する場合(近居割ワイド)において、新たに入居する世帯の家賃を5年間5%割引する「近居割」をこれまでに引き続き実施(近居割対象1,195団地、近居割ワイド対象146エリア580団地)したことにより、選択肢を充実させたい、「民間のセーフティネット住宅の不足エリアで活用を検討したい」といった期待の声が聞かれ、活用意向が強い地方公共団体とは、令和4年度上期中の入居者募集に向けた協議へと繋がるなど、制度の円滑な導入に一定の成果を上げた。</p>	<p>安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、令和3年度33棟の耐震改修等を行い、住宅棟のうち耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有するものの割合は約95.0%となった。</p> <p>高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿としては、世帯属性に左右されない入居者の募集をこれまで同様に実施するとともに、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応するため、様々な入居制度を積極的に活用した。</p> <p>例えば、高齢者・子育て世帯等と支援する親族の世帯の双方が、同一駅圏(概ね半径2km)のUR賃貸住宅に近居する場合(近居割)や、機構が指定するエリア内のあらゆる住宅で近居する場合(近居割ワイド)において、新たに入居する世帯の家賃を5年間5%割引する「近居割」をこれまでに引き続き実施(近居割対象1,195団地、近居割ワイド対象146エリア580団地)したことにより、選択肢を充実させたい、「民間のセーフティネット住宅の不足エリアで活用を検討したい」といった期待の声が聞かれ、活用意向が強い地方公共団体とは、令和4年度上期中の入居者募集に向けた協議へと繋がるなど、制度の円滑な導入に一定の成果を上げた。</p>	<p>安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、令和3年度33棟の耐震改修等を行い、住宅棟のうち耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有するものの割合は約95.0%となった。</p> <p>高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿としては、世帯属性に左右されない入居者の募集をこれまで同様に実施するとともに、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応するため、様々な入居制度を積極的に活用した。</p> <p>例えば、高齢者・子育て世帯等と支援する親族の世帯の双方が、同一駅圏(概ね半径2km)のUR賃貸住宅に近居する場合(近居割)や、機構が指定するエリア内のあらゆる住宅で近居する場合(近居割ワイド)において、新たに入居する世带の家賃を5年間5%割引する「近居割」をこれまでに引き続き実施(近居割対象1,195団地、近居割ワイド対象146エリア580団地)したことにより、選択肢を充実させたい、「民間のセーフティネット住宅の不足エリアで活用を検討したい」といった期待の声が聞かれ、活用意向が強い地方公共団体とは、令和4年度上期中の入居者募集に向けた協議へと繋がるなど、制度の円滑な導入に一定の成果を上げた。</p>	<p>安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、令和3年度33棟の耐震改修等を行い、住宅棟のうち耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有するものの割合は約95.0%となった。</p> <p>高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世带の公平な受け皿としては、世帯属性に左右されない入居者の募集をこれまで同様に実施するとともに、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応するため、様々な入居制度を積極的に活用した。</p> <p>例えば、高齢者・子育て世帯等と支援する親族の世帯の双方が、同一駅圏(概ね半径2km)のUR賃貸住宅に近居する場合(近居割)や、機構が指定するエリア内のあらゆる住宅で近居する場合(近居割ワイド)において、新たに入居する世带の家賃を5年間5%割引する「近居割」をこれまでに引き続き実施(近居割対象1,195団地、近居割ワイド対象146エリア580団地)したことにより、選択肢を充実させたい、「民間のセーフティネット住宅の不足エリアで活用を検討したい」といった期待の声が聞かれ、活用意向が強い地方公共団体とは、令和4年度上期中の入居者募集に向けた協議へと繋がるなど、制度の円滑な導入に一定の成果を上げた。</p>	<p>安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、令和3年度33棟の耐震改修等を行い、住宅棟のうち耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有するものの割合は約95.0%となった。</p> <p>高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世带の公平な受け皿としては、世帯属性に左右されない入居者の募集をこれまで同様に実施するとともに、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応するため、様々な入居制度を積極的に活用した。</p> <p>例えば、高齢者・子育て世帯等と支援する親族の世帯の双方が、同一駅圏(概ね半径2km)のUR賃貸住宅に近居する場合(近居割)や、機構が指定するエリア内のあらゆる住宅で近居する場合(近居割ワイド)において、新たに入居する世带の家賃を5年間5%割引する「近居割」をこれまでに引き続き実施(近居割対象1,195団地、近居割ワイド対象146エリア580団地)したことにより、選択肢を充実させたい、「民間のセーフティネット住宅の不足エリアで活用を検討したい」といった期待の声が聞かれ、活用意向が強い地方公共団体とは、令和4年度上期中の入居者募集に向けた協議へと繋がるなど、制度の円滑な導入に一定の成果を上げた。</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p> <p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯やセーフティネット登録住宅などは、政策上ますます重要になっている。公的な団体として、積極的に関連団体と連携して活動を進めようとしていることは高く評価したい。ただしこれらの一部の事業は始まつたばかりとのことで、その成果に期待しつつ見守っていただきたい。 バリアフリー化や耐震改修は築年数の経過等から不可避的な業務であり、計画的な実現が求められる。今年度もほぼ計画を達成している。 数値目標としてはB評定が妥当なところ、自己評価でAとする理由が今一つ説得力に欠ける。NPO法人を通じた住宅確保要配慮者に対する新たな支援スキームも実績はまだ1件と始まったばかりであり、評価にはもう少し時間が必要ではないか。 バリアフリー化をはじめ、契約手続きのオンライン化を図りDX施策を推進したこと、子育て世帯に対する支援や近居促進制度等の促進等、民間市場で入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿としての機能を担うとともに住宅確保要配慮者に対する住宅提供にとどまらない新たな支援スキームを構築するなど住宅セーフティネットの役割の充実に向けた施策を推進したことなど、時代と社会のニーズをとらえながら、安心・安全・快適な暮らしの実現に向けて着実に目標を達成している。

		<p>ン化等、DX（デジタル・トランسفォーメーション）の推進を図る。</p> <p>また、引き続き、居住者との意思疎通を図り、信頼関係を強化する。</p>	<p>推進を図ることで、本制度による契約件数についても 6,864 件（令和 2 年度実績 6,439 件）と増加した。</p> <p>このほか、郵送とオンライン手続きを組み合わせ、営業拠点に出向くことなく賃貸借契約が締結できるオンライン契約の利用を引き続き推進（令和 3 年 2 月から利用開始）し、215 件の利用に繋がったほか、デジタルデバイスを活用した管理サービス事務所での住宅案内、パソコンやスマートフォンを使って住戸内を内覧しているかのような感覚で閲覧できるバーチャルモデルルームの製作等、DX 化を推進した。</p> <p>さらに、昨年度から継続して、コロナ禍において家賃等の支払いが困難となった居住者等に対して、公的給付に関する情報提供及び行政の福祉窓口の紹介等を行うとともに、滞納家賃と通常家賃の合計額を計画的にお支払いいただく「分割支払」を実施し、令和 3 年度の適用者は、約 1,100 件となった。</p> <p>また、居住者との相互理解の深化及び適切な管理水準の維持に努めるべく、居住者団体等との懇談会等を開催した。</p> <p>これらに加え、UR 賃貸住宅がセーフティネット登録住宅（専用住宅）における家賃低廉化補助の対象として活用可能となったことを踏まえ、国からの通知発出以降、速やかに地方公共団体と意見交換を実施し、活用意向が強い地方公共団体とは、令和 4 年度上期中の入居者募集に向けた協議へと繋がった。</p> <p>さらに、地方公共団体との役割分担の下、社会福祉協議会や NPO 法人と連携し、住宅確保要配慮者に対</p>	<p>る、住宅提供に留まらない総合的な支援スキームの提供については、機構初のものであり、かつ、関係者から「要配慮者の自立に向けた大きな一歩となった」、「要配慮者の事情を汲んだ対応に感謝する」といった高い評価を受けた。</p> <p>以上、所期の計画を着実に実施しつつ、一部については中期計画期間終了時の目標を前倒しで達成しており、更に住宅セーフティネットの役割の充実に向けた施策を積極的に推進し、関係者からも高い評価と期待を受けていることを踏まえ、A 評価とする。</p>
--	--	--	---	--

			<p>して住宅提供に留まらない生活支援・就労支援と連動した自立に向かた総合的な支援スキームを提供した。</p> <p>提供にあたっては、地方公共団体との協議・調整の実施に加え、比較的低廉な家賃での住宅提供等、支援活動の主体となるN P O 法人や社会福祉協議会の要望に最大限配慮した対応を行った。</p>	
③ 居住者の居住の安定の確保 UR 賃貸住宅に居住する低所得の高齢者世帯等に対して、国からの財政支援を得つつ、家賃減額措置を適切に講じ、また、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、これに加え、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講ずることにより、居住者の居住の安定の確保に努める。	③ 居住者の居住の安定の確保 UR 賃貸住宅に居住する低所得の高齢者世帯等に対して、国からの財政支援を得つつ、家賃減額措置を適切に講じ、また、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、これに加え、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講ずることにより、居住者の居住の安定の確保に努める。		<p>③ 居住者の居住の安定の確保 家賃改定に伴い家賃が上昇する低所得高齢者世帯等（約 16,900 世帯）について、国から財政支援約 3.6 億円を得て、総額約 8.2 億円の家賃減額を実施した。</p> <p>また、高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）に入居する低所得高齢者世帯（約 20,700 世帯*）については、国から財政支援約 22 億円を得て、総額約 55 億円の家賃減額を実施した。</p> <p>平成 28 年度から地域優良賃貸住宅制度に基づき家賃減額を実施した健康寿命サポート住宅に入居する低所得高齢者世帯（約 1,900 世帯*）について、国から財政支援約 1.0 億円を得て、総額約 1.9 億円の家賃減額を実施した。</p> <p>子育て世帯を応援するため、地域優良賃貸住宅制度を活用し、一定の要件を満たした方に家賃を最大 2 割減額する「子育て割」（約 3,100 世帯*）については、国から財政支援約 2.2 億円を得て、総額約 4.4 億円の家賃減額を実施した。</p> <p>(*減額適用世帯数は管理戸数である。)</p> <p>さらに、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講じるととも</p>	

			に、UR賃貸住宅へ移転する者（約23,400世帯（うち低所得高齢者世帯等約15,700世帯））について、国から財政支援約60億円を得つつ、総額約76億円（うち低所得高齢者世帯等約64億円）の家賃減額を実施した。	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報

無し

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I - 3	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 (1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 (2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進							
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）			都市再生機構法第11条第1項及び第2項第6号から第7号等			
当該項目の重要度、難易度		<p>重要度：「高」</p> <p>「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成28年3月11日閣議決定）において、平成28年度から平成32年度までの「復興・創生期間」では、災害に強く、かつ、被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進め、完了させることに重点的に取り組むこととされており、機関においても被災地方公共団体から受託した事業等を計画通りに進める必要があるため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>復興まちづくり事業は、早期の復興を実現し、遅延することなく計画通りに確実に進める必要がある一方で、まち全体が事業区域となるなど、一般的な事業と比べ、事業規模が大規模なことに加え、特に福島県における復興まちづくり事業は、未だ多くの住民が避難中であることや事業区域への立ち入り規制があること等の事業実施に当たっての制約が多いことから、難易度が高い。</p>			関連する政策評価・行政事業レビュー			—

2. 主要な経年データ								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度		R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	
									予算額（百万円）	73,788	55,528	21,808	—	—
									決算額（百万円）	60,533	43,784	4,741	—	—
									経常費用（百万円）	65,910	46,533	6,860	—	—
									経常利益（百万円）	▲311	▲803	▲1,228	—	—
									行政コスト（百万円）	65,940	46,705	6,948	—	—
									従事人員数（人）	245	189	112	—	—

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3. 東日本大震災からの復興に係る業務の実施	3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施	3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施	<主な定量的な指標> －	<主要な業務実績> 東日本大震災の復興支援業務については、令和3年度から令和7年度の5か年が「第2期復興・創生期間」と位置付けられたことから、引き続き復興支援を機構の最優先業務として位置付け、進捗状況にあわせた現地復興支援体制を整備し、事業を着実に実施した。 福島県の原子力災害被災地域においては、一部地域において立入り規制が続く困難な状況の中、支援体制を確保しながら、ハード・ソフトの両面から着実に事業を進め、避難者の帰郷に向けた復興まちづくりの推進に寄与した。 津波被災地域における復興市街地整備事業では、令和3年度末で全地区において受託完了させ、被災地における一日も早い復興まちづくりの推進に貢献した。また、整備完了後の造成地や移転元地においても、アフターフォローとして会議体に参画し、機構のまちづくり支援を通じて得られた知見を提供するなど様々な支援も行い、被災地域の土地利活用の推進にも寄与した。	I-3 <評定と根拠> I-3- (1) (2) 評定：A <評価の概要> 福島県の原子力災害被災地域においては、一部地域において立入り規制が続く困難な状況の中、支援体制を確保しながら、ハード・ソフトの両面から着実に事業を進め、避難者の帰郷に向けた復興まちづくりの推進に寄与した。 津波被災地域における復興市街地整備事業では、令和3年度末で全地区において受託完了させ、被災地における一日も早い復興まちづくりの推進に貢献した。また、整備完了後の造成地や移転元地においても、アフターフォローとして会議体に参画し、機構のまちづくり支援を通じて得られた知見を提供するなど様々な支援も行い、被災地域の土地利活用の推進にも寄与した。	評定：A <評定に至った理由> 年度計画等で定めた目標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。 ・令和3年度から令和7年度の5か年が「第2期復興・創生期間」と位置付けられたことから、引き続き機構の最優先業務に位置付け、完成時期の遵守と施工品質の確保、現場の安全管理に配慮しながら、事業進捗にあわせた現地復興支援体制を整備し、遅延することなく、計画通りに事業を着実に実施した。
	(1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援	(1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援	<評価の視点> ・被災地の早期の復興を実現するため、復興事業を遅延することなく、計画どおり着実に進めているか。	<具体的な事例・評価> ① 福島県の原子力災害被災地域における支援 【大熊町】 令和2年度で一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業が完了し	このように、事業を着実に実施するとともに、事業進捗にあわせて現地復興支援体制を整備しながら、令和3年度においても、国、県及び被災自治体の要請に応じて支援を実施したことは、被災地の復興まちづくりの推進に大きく寄与したといえる。 ① 福島県の原子力災害被災地域における支援 福島の原子力災害被災地域における復興拠点等整備に向けた支援については、3町（大熊町、双葉町、浪江町）から受託した6地区の復興拠点整備事業について、1地区で建築物整備事業支援、1地区で事業の本格着手、1地区で産業団地整備事業を受託、1地区で事業受託と、着実に事業を実施した。	機構は、東日本大震災からの復興に係る業務に当たって、①福島県の原子力災害被災地域における復興支援、②津波被災地域における復興市街地整備事業の推進を図るため、以下の取組を実施した。 ① 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 ・未だ多くの住民が避難中であり、一部事業地区については立入りの規制が継続している等、事業実施に当たってより困難な側面がある中、3町（大熊町、双葉町、浪江町）から受託した6地区の復興拠点整備事業について、1地区で建築物整備事業支援、1地区で事業の本格着手、1地区で産業団地整備事業を受託、1地区で事業受託と、着実に事業を実施した。 ・大熊町、浪江町において、町内外の多様なプレーヤーが活動を行うための地域活動拠点を提案し整備した。 ・大熊町の交通まちづくりビジョンの具現化支援として、地域の交通弱者を地域住民が送迎する共助型移動支援サービスの実証実験や、シェアモビリティ事業の実証実験に向けたマイクロモビリティ試乗会を実施した。 ・双葉町について、町民同士のつながりや町を訪れる機会創出のため、町内の花植え活動等の機会創出を支援した。

	<p>進める。</p> <p>(2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <p>被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業（22 地区約 1,314 ha。平成 32 年度までに宅地等引渡し完了予定。）等について、事業計画に基づき着実に実施する。</p>	<p>(2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <p>被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業（22 地区約 1,314 ha。）等について、事業計画に基づき着実に実施し、令和 2 年度までに宅地等引渡しを完了した。</p> <p>国、県及び被災地方公共団体の要請に応じ、復興まちづくりに係る復興事業間調整やコーディネート等の技術支援を進めること。</p>	<p>た大川原地区で、平成 30 年から町から受託し実施してきた公的施設（商業施設、交流・宿泊・温浴施設）の整備に係る建築物整備事業支援は令和 3 年 8 月に業務が完了した。</p> <p>その結果、商業施設は令和 3 年 4 月、交流・宿泊温浴施設は令和 3 年 10 月に全面開所し、町の掲げる「帰町を選択できる環境づくり」に向けた各施設の整備が着実に進んだ。</p> <p>一方、令和 2 年度に受託した JR 常磐線大野駅周辺の下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業について、用地建物補償に係る調査算定支援、実施設計や関係機関との協議等が進捗した結果、令和 4 年 3 月に本格的に着工した。</p> <p>さらに、地区内に整備予定の産業交流施設の整備に係る建築物整備事業支援業務を令和元年度から受託し、まちづくりコンセプトの再検討及び基本計画の策定にあたって令和 3 年 3 月に事業検討協力者との協定を締結し、8 月に「（仮称）大熊町大野駅西地区整備基本計画書」を策定した。</p> <p>また、大熊町の重点施策「働く場の確保」のため、事業化に向けた支援を進めてきた大熊西工業団地については、令和 3 年 5 月に事業受託し、12 月から着工した。</p> <p>平成 31 年 4 月及び令和 2 年 3 月に町内的一部区域の避難指示が解除されたが、町の掲げる「帰町を選択できる環境づくり」を実現していくため、ソフト面の支援の一つとして大熊町の地域再生支援を引き続き進めた。</p> <p>平成 30 年度から支援を続けていた交通まちづくりビジョンの具現化支援の一環で、令和 3 年 11 月と令</p>	<p>江町）から受託した 6 地区の復興拠点整備事業を着実に推進した。また、建築物整備事業支援や地域再生の支援などハード・ソフト両面から支援を実施し、避難者が帰町できる環境づくり、関係人口の創出に寄与した。</p> <p>令和 3 年度までに大川原地区一団地事業及び役場庁舎、医療・福祉施設、交流ゾーン等の各種施設建築に係る建築物整備事業支援業務が完了した大熊町からは、機構に対して「大川原地区の面整備や各種施設建築の技術的支援を行い新たなまちづくりの進捗に大きく寄与されました」（大熊町感謝状より抜粋）との感謝状をいただき、機構への感謝の言葉を頂戴している。</p> <p>原子力災害被災地域においては、未だ多くの住民が避難中であり、一部事業地区については立入りの規制が継続しているなど、事業実施に当たってより困難な側面がある中、避難者が帰町できる環境づくりや関係人口の創出等に向けた復興拠点整備事業等を、遅延することなく、計画どおり確実に進め、被災地の早期の復興に貢献した。</p> <p>② 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <p>復興市街地整備事業については、22 地区 1,314 ha の面整備を機構が実施する中、高台移転、市街地の嵩上げ等広域で大規模な造成工事を伴う難易度が高い事業を完了させ、安心・安全な復興まちづくりに寄与した。</p> <p>令和 2 年度に受託完了した女川中心部地区では、令和 3 年 6 月に完了した「復興まちづくりデザイン会議」において、女川町長から機構に対し</p>	<p>場の構築」を図り、人の流れを強化することで復興まちづくりを支援した。</p> <p>② 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 12 自治体から受託していた 22 地区約 1,314 ha の事業について、令和 2 年度末までに全ての土地の引渡しが完了し、令和 3 年度末で受託業務が完了した。 造成地、移転元地の土地利活用推進のため、復興庁・被災 3 県による「土地利活用推進に関する実務担当者会議」に参画するなど、様々な支援を実施した。 東日本大震災の発災から 11 年目を迎え、復興支援事業で得た知見や教訓の発信、事前復興支援の寄与等を目的として、事業史の作成や講演会での積極的な発信を実施したほか、被災地の更なる復興を目的とし、メディア向け説明会の開催に加え、若年層向けの新規メディア媒体を活用する等、被災地の「今」を伝えるような情報発信を積極的に行った。 宮城県からの追加支援要請を受け、令和 2 年度に復興事業間調整に係る技術支援を進めたところ、令和 3 年度で石巻市への支援が完了し、気仙沼市へは令和 4 年度も継続した支援を実施している。 <p>あわせて、これらの活動に対する外部・社会的評価として、</p> <ul style="list-style-type: none"> 大熊町、陸前高田市、女川町から感謝状を受領している。 鹿折地区及び南氣仙沼地区における事業連携による早期復興の実現、志津川地区における復興市街地整備事業と災害復旧事業等との連携、CM 方式の活用と公民連携による女川町震災復興事業の推進等が評価され、全建賞（一般社団法人 全日本建設技術協会からの表彰）を受賞している。 土地利活用促進に関する会議に委員として出席し、知見を提供したほか、岩手県山田町から、まち全体の活性化方針の策定にあたり機構へ支援要請が寄せられている。 UIT（アーバンインフラ・テクノロジー推進会議）の技術研究発表会で、知見や教訓等を纏めた論文が奨励賞を受賞している。 <p>など、復興事業完了後も自治体からの評価や継続支援要請の声が多いこと、知見などが有益と認められて多くの場で発信・啓発を行っている点で評価できる。</p> <p>これらを踏まえ、令和 3 年度における所期の目標を達成</p>
--	--	---	---	--	---

		<p>和 4 年 1 月に共助型移動支援サービスの実証実験を行った。2 月にはマイクロモビリティの試乗会を開催するなど、町内における移動手段の確保に向けての検討支援を引き続き実施した。</p> <p>また、町の福祉施策である「福祉の里構想」具現化支援を実施してきたことから、町からの要請を受け、町の高齢・障害・児童に渡る総合的な福祉の計画である「地域福祉計画」の策定検討部会にオブザーバーとして参加し、計画策定にあたっての助言を行った。</p> <p>さらに、地域活動の担い手不足や地域コミュニティの希薄化といったハード整備だけでは解決できない課題解決に向けて、交流人口・関係人口の創出・拡大に向けた実証実験等を実施するため、町・地域関係者と連携しながら、令和 4 年 2 月に地域活動拠点「KUMA・PRE」を下野上地区内に機構自ら設置し、同時にホームページなど情報発信コンテンツの制作を行った。</p> <p>【双葉町】</p> <p>平成 29 年度に町から受託した中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業については、用地取得に合意を得られない方々の土地を除いて工事を着実に進め、令和 3 年度中に 4 ha (累計 37 ha) の町への引渡しを完了した。地区内の企業等の立地については累計 20 件、24 社、18 ha (特定業務施設全体の 53%) の立地が決定し、うち 11 件については操業を開始するなど、事業が着実に進捗している。</p> <p>帰還困難区域内の双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業については、先行する第</p>	<p>て「東日本大震災からの本町復興にあたり、幾多の課題に立ち向かい驚異的な速さで誠実に確実に再建して下さいました。我が郷土の恩人として、ここに心から感謝の意を表す」(女川町感謝状より抜粋)との感謝状をいただき、また令和 3 年度受託業務が完了した陸前高田市長からは機関に対して「東日本大震災からの本市の復旧・復興にあたり高田地区及び今泉地区の復興整備事業並びに災害公営住宅の建設において多大なる貢献をされました。ここに深く感謝の意を表す」(陸前高田市感謝状より抜粋)との感謝状をいたくなど、各首長から機関への評価と感謝の言葉を頂戴している。</p> <p>なお、機関が復興支援した地区において、その復興まちづくりが評価され、令和 3 年度においては、全建賞 (鹿折地区及び南気仙沼地区における事業連携による早期復興の実現、志津川地区における復興市街地整備事業と災害復旧事業等との連携、CM 方式の活用と公民連携による女川町震災復興事業の推進) といった賞を受賞している。</p> <p>被災地の土地利活用促進支援については、令和 3 年度から開始した復興庁と被災 3 県主催の「土地利活用推進に関する実務担当者会議」での知見提供や陸前高田市が開催する土地利活用促進会議に委員とし出席する他、岩手県山田町における、まち全体の活性化方針の策定において、地方都市でのまちづくり支援などから得たノウハウ・知見などを専門家の立場として助言等を行い、被災地の土地利活用推進に寄与した。</p> <p>また、復興市街地整備事業の実績及びそこで得た知見や教訓等を纏</p>	<p>していること、機関が、東日本大震災という未曾有の災害からの復興という重要かつ難易度の高い業務を遅延することなく計画的に推進しつつ、被災地の早期の復興とまちへの人々の帰還・居住を目指した自治体のニーズに合わせて様々な新たな支援に取り組むなど優れた実施状況にあること、地方自治体等からの評価により取組の効果が認められ、継続支援要請に繋がったことを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p> <p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者 5 名全員が「A」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興市街地整備事業の受託業務が本年度にすべて完了した。UR の貢献は十分に評価されるものと考える。また、原子力災害地域における新たな町づくりは国民的悲願。今後とも UR の活躍が期待される。 ・福島県の復興支援については困難な状況下で着実に進捗が図られており、高く評価したい。依然として現在進行形であり、極めて重要な業務と考えるので、引き続き尽力されたい。津波被災地における市街地整備事業はほぼ終了したものと認識しているが、困難な状況下でほぼ計画された期間内に事業が終了できた実績は極めて高く評価できるもので、敬意を表したい。復興事業で培われたノウハウを次世代に継承することが重要であり、人事計画等で工夫されることを希望する。 ・津波の被災で自治体から委託を受けた復興市街地整備事業や災害公営住宅整備事業が令和 2 年度の引き渡し完了を経て令和 3 年度すべての受託業務が完了し一区切りがついたことや、復興事業間調整にかかる技術的支援の開始とさらに一部地域での継続、また、知見を活かした復興庁・被災 3 県による「土地利活用に関する実務担当者会議」への参画等、被災地での復興事業の活動には一段落がつき、そこで得たノウハウをさらに今後に生かすべく活動しているということであり、素晴らしいことだと思う。地震は災害も多く、また激甚化している昨今の日本では、東日本大震災で学び取ったものをしっかりと今後の日本の様々な復興場面でいかに生かしていく
--	--	--	---	--

			<p>一地区を平成 30 年度に町から受託して工事を進めているが、第二地区も令和 2 年 11 月に事業認可されたことを受けて、令和 3 年 6 月に受託した。</p> <p>また、ソフト面の支援として、町と連携した双葉駅周辺などにおける花植え活動や、双葉駅東口の既存建築物での活動拠点形成に向けた事業スキームや利活用プランの検討及び関係者調整等を行った。</p> <p>【浪江町】</p> <p>令和元年度から基盤整備事業の発注者支援業務を受託した南産業団地整備事業については、令和 2 年 2 月に工事着手したのち、工事に係る監督や関係事業者間調整等を着実に進めた。</p> <p>中心市街地については、浪江駅周辺の拠点形成に向けた検討を支援した結果、先導的に都市基盤と施設を整備すべきとした約 8 ha について一団地の復興再生拠点市街地形成施設として令和 3 年 12 月に都市計画決定され、令和 4 年 2 月に事業認可された。</p> <p>また、浪江駅周辺地区も地域コミュニティの再生が喫緊の課題であり、中心市街地における賑わい創出支援のため、町・地域関係者と連携しながら、地域交流スペース「なみいえ」を設置した。</p> <p>地域交流スペースと併せて機構職員のサテライトオフィスとしての機能を持たせ、浪江町内で活動する民間企業や地域再生活動の担い手となりうる団体との意見交換等を実施した。</p> <p>② 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p>	<p>めた「東日本大震災復興市街地整備事業事業史」は、国や地方公共団体、有識者等に広く配布し、多数の称賛を受けた。東京都や埼玉県等が主催する将来の大規模災害に備えた研修にて、知見や教訓等の発表を依頼されるなど、事前復興支援にも寄与した。さらに、U I T (アーバンインフラテクノロジー推進会議) の技術研究発表会で、知見や教訓等を纏めた論文が賞を受賞し、有益な内容として評価された。</p> <p>③ CM方式の展開等</p> <p>工期短縮等に大きな効果があった CM 方式の活用により、令和 3 年度に津波被災地域における全ての復興市街地整備事業が完了し、被災地の早期再建に大きく寄与した。このノウハウの展開は、令和元年東日本台風(台風第 19 号)により甚大な被害を受けた長野県佐久地域で実施した災害復旧工事マネジメント業務においても活かされ、各発注機関の災害復旧工事の効率的な執行や、総括的な調整等に寄与した。</p> <p>また、外部からの問合せの多さを見ても、災害時ばかりでなく、通常プロジェクトにおいても、初期のコーディネートから施工に至る各段階における各種事業の総合調整に有効な方法としての認知度向上に加え、機構のプレゼンス向上や事業組成に向けた契機づくり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」で規定される多様な入札契約方式の浸透等に貢献している。</p> <p>このほか、これまでの東日本大震災の実績が評価され、令和 2 年 3 月に宮城県からさらなる追加支援の要請があり、令和 2 年度から気仙沼市</p>	ことができるのかが問われると思われるので、URには、引き続き頑張っていただきたい。
--	--	--	---	---	---

16自治体から委託を受け、26地区で事業計画等の策定・検討を行った。

策定された事業計画等を踏まえ、12自治体から委託を受けて22地区1,314haで事業を実施し、令和2年度中にすべての土地の整備及び引渡しが完了した。

令和3年度は、陸前高田市今泉地区及び高田地区において換地処分公告を実施し、受託業務が完了した。これにより、津波被災地域全地区の受託事業が完了となった。

あわせて、造成地や移転元地の土地利活用の推進を支援するため、復興庁・被災3県による「土地利活用推進に関する実務担当者会議」へ参画（岩手：令和3年9月、令和4年2月、宮城：令和3年7月、令和4年2月、福島：令和3年7月、令和4年2月）し、機構の支援事例等の知見を提供した。また、岩手県山田町からの要請により、町主催の地元商業者や商工会、専門家等を交えた「まちなか活性化検討会」に専門家の一員として参加し、造成地の土地利活用方策やまち全体の活性化方策等に係る助言を実施した。

【整備事例】

令和3年度に事業完了した地区	今泉地区（岩手県陸前高田市）高田地区（岩手県陸前高田市）
----------------	------------------------------

宮城県からの要請により、令和2年度から気仙沼市及び石巻市の復興事業間調整に係る技術支援を開始し、令和3年度も引き続き支援を実施した。石巻市においては、離島部17地区の漁業集落での輻輳する県や市の河川・道路・防潮堤工事間の調整や各地区的スケジュール・

及び石巻市の復興事業間調整に係る技術支援を開始した。令和3年度で石巻市の技術支援した地区で工事が概ね完了したことから石巻市への支援を完了する。気仙沼市については、令和4年度も継続した支援を要請された。

このように、機構の最優先業務を着実に実施したことを踏まえ、A評定とする。

		<p>課題等の整理等の技術支援を行つてきた結果、令和3年度内で県や市の工事は概ね完了した。</p> <p>また、各震災復興支援本部においてメディア向け事業説明会を開催するとともに、若年層向けの新規メディア媒体を活用し被災地の「今」を伝え、交流・関係人口創出のきっかけづくりにつながるような情報発信を強化した。</p> <p>さらに「東日本大震災復興市街地整備事業事業史」の発刊、各種講演会等に積極的に登壇し、復興支援を通じて機構が得た教訓の幅広い層への普及展開に努めた。</p> <p>③ CM方式の展開等</p> <p>工期短縮等に大きな効果があったCM方式のノウハウを応用し、令和元年東日本台風（台風第19号）により甚大な被害を受けた長野県佐久地域において、事前の長野県との調整も含め、令和元年12月から着手し、多数の災害復旧工事を総括的に調整して工事を円滑に進め、令和3年9月末に完了した。</p> <p>また、地方公共団体等から多数寄せられるCM方式に関する問合せに対し、仕組みや導入方法、効果等の詳細説明や、他事業への展開の可能性に関する意見交換等を行うとともに、機構ホームページでの効果分析報告書公表やシンポジウムにおける講演等で、近年頻発する災害対応時のマンパワー不足等に対する有用性等の情報発信、広報活動を行っている。</p>	
--	--	---	--

4. その他参考情報

2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1.1倍以上の乖離がある理由は、地方公共団体からの受託事業における支出の減によるものである。

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II - 1	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な運営が行われる組織体制の整備 (1) 機動的・効率的な組織運営 (2) 管理会計の活用による経営管理の向上 2 業務の電子化
当該項目の重要度、難易度	－

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
－	－	－	－	－	－	－	－	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
IV 業務運営の効率化に関する事項	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的な指標> －	<主要な業務実績> 中期計画及び年度計画における所期の目標達成に向けて最大限の成果を上げられる組織を目指すとともに、脱炭素化や子育て支援等の新たな政策課題への対応や、情報セキュリティ対策の強化・DXの推進に資する体制を確保すること等を基本方針として、組織の見直しを行った。具体的には、震災復興支援業務の収束に伴う戻り分を、新規施策の推進、情報セキュリティの強化、都市再生に係る新規地区の事業推進、UR賃貸住宅の団地再生の推進等の重点業務へ適切に配置するなどした。	<評定と根拠> II-1-(1)(2)、 2 評定：B 組織体制の整備に当たっては、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく、事務・事業や組織の点検を行った。結果として、震災復興支援業務の収束に伴う体制の縮小を行うなどの見直しを実施しており、その一方で、脱炭素化に向けた新規施策の推進、情報セキュリティの強化、都市再生に係る新規地区の事業組成の推進、UR賃貸住宅のストック量の適正化に向けた団地再生の推進等といった業務に重点的に配置するなど、メリハリの効いた組織体制の整備が図られている。	<p>評定：B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>機構は、①効率的な運営が行われる組織体制の整備、②業務の電子化に当たって、以下の取組を実施した。</p> <p>① 効率的な運営が行われる組織体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務・事業や組織の点検を行い、体制を縮小する部門と重点的に配置する部門のメリハリをつけた。 ・部門別及び圏域・地区別の経営情報を適時適切に把握し、経営管理の精度向上に努めた。 <p>② 業務の電子化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社内ネットワークシステムの刷新により、業務の効率性及び生産性を向上させるとともに、機構ホームページの改善により顧客の利便性を向上させた。 ・情報セキュリティ対策を講じたシンクライアントパソコンの役職員への配布、Web会議システムの機能強化等により、コロナ禍にも対応したワーク・ライフ・バランスを推進した。 <p>これらを踏まえ、令和3年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p> <p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画における所期の目標を達成していると認められる。 ・着実に計画をすすめている。デジタル化をさらに進めるため、積極的に取り組んでいただきたい。 ・DX推進方針の内容は高く評価できるので、これに従つてDXを積極的に進められたい。
	(1) 機動的・効率的な組織運営	(1) 機動的・効率的な組織運営	<評価の視点> ・継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要な、メリハリの効いた組織体制の整備が図られているか。	管理会計を活用し、部門別及び圏域・地区別の経営情報を適時適切に把握することにより、引き続き経営管理の徹底に努めるとともに、経営管理・活動管理の状況について、部門別の財務情報等を作成・公表した。また、研修の実施等により、経営管理に対する意識の更なる強化を図った。		
	(2) 管理会計の活用による経営管理の向上	(2) 管理会計の活用による経営管理の向上				

<p>2. 業務の電子化</p> <p>政策実施機能の最大化に資するIT基盤の整備、職員のワーク・ライフ・バランス推進、業務の効率化・生産性向上、テレワーク等の新たな勤務形態の実現等に資する新たなシステム導入を図ること。</p>	<p>2 業務の電子化</p> <p>情報セキュリティ対策の強化やIT技術の高度化にも対応しつつ、各業務システム・情報開示のあり方の見直し・改善を行い、顧客ニーズの多様化へ対応した利便性の向上を図るため、必要なIT基盤の整備を計画的に進める。</p> <p>職員のワーク・ライフ・バランス推進、意思決定手続の迅速化など業務の効率化・生産性の向上、テレワーク等の勤務形態の実現に資する新たなシステム導入を図る。</p> <p>BIMの活用を前提とした設計図書の作成等を試行的に実施し、効果的な活用方法等の検証を進める。</p>	<p>2 業務の電子化</p> <p>情報セキュリティ対策の強化やIT技術の高度化にも対応しつつ、各業務システム・情報開示のあり方の見直し・改善を行い、顧客ニーズの多様化へ対応した利便性の向上を図るため、必要なIT基盤の整備を計画的に進める。</p> <p>社会環境の変化を踏まえ、職員のワーク・ライフ・バランスの更なる推進、意思決定手続の迅速化など業務の効率化・生産性の向上、テレワーク等の勤務形態の実現に資する新たなシステムの導入やRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の活用拡大に向けた整備を図る。</p> <p>BIMの活用を前提とした設計図書の作成等を試行的に実施し、効果的な活用方法等の検証を進める。</p>	<p>世の中におけるデジタル技術の急速な進化や社会経済情勢の変化等に的確に対応し、政府が定めた重点計画や整備方針も踏まえ、DXを通じて業務の効率化や業務プロセス等を改革することにより、お客様の満足度向上や社会の課題解決に貢献していくため、令和3年度にDXを推進する組織・体制を構築した上で、DX推進方針を策定した。</p> <p>業務の電子化に係る取組として、以下のとおりシステム導入を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RPAの活用拡大に向けて、開発ルール（開発標準）の整理・作成、導入事例紹介や問合せ窓口設置等の社内環境整備を行った。 ・平成9年度から約25年間利用した社内ネットワークシステムのグループウェアを刷新した（令和4年3月）。 ・顧客ニーズの多様化へ対応した利便性向上のため、令和2年度に公表したウェブアクセシビリティ方針に基づく取組みとして、機構ホームページ全ページ検査によって検出された約30万箇所の要改修箇所の対応を完了済（令和3年11月）。また、ホームページ担当者向けのウェブアクセシビリティ研修の開催（令和3年7月）により、職員対応力の向上を図った。 <p>業務の電子化に加え、職員のワーク・ライフ・バランスの更なる推進、業務の効率化・生産性の向上、テレワーク等の勤務形態の実現の取組みとして、以下のとおりシステム導入を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ対策の強化の 	<p>理事長自らのリーダーシップの下で推進していくためにDX推進方針を策定し、こうした機構におけるDX推進の姿勢を国民の皆さんにも分かりやすく理解して頂けるようホームページに掲載し、積極的かつ効果的な情報発信を行った。今後方針に基づく全職員のリテラシー向上及びデジタル人材の育成にも着手し、更なるDX推進によりお客様の満足度向上や社会課題の解決に貢献していく。</p> <p>RPAの活用拡大に向けた社内環境整備により、職員の意識が向上し、RPAに関する相談・提案が増え、今後の活用拡大が見込まれる。</p> <p>社内ネットワークシステムは、長期の運用により多くのカスタマイズを実施してきたことから設計思想が老朽化しており、ユーザの利便性、社内の情報共有、BCP対策等の点の課題があった。刷新において、ユーザが活用できるデータ容量の増加、ビジネスチャットやデータの複数者同時編集等の新機能、東日本及び西日本の双方に稼働拠点を設けるBCP対策を実施した結果、システムの利便性が向上したことにより、業務システムのあり方の見直し・改善を適切に実施した。</p> <p>また、機構ホームページについて、令和2年度公表したウェブアクセシビリティ方針に沿って、誰もが支障なく利用できるようにするため、ホームページを改善し、ウェブアクセシビリティの基本的対応を完了した。</p> <p>さらに、職員の働き方の選択肢拡大、各自が有する事情の中でも最大限効率を図り活躍できる環境を実現のため、情報セキュリティ対策を</p>
---	---	---	---	---

			<p>ために必要な仮想環境（V D I : Virtual Desktop Infrastructure）を構築し、端末側にデータが保存されない仕様としたシンクライアントパソコンを全役職員に対して配布した（令和3年12月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで会社支給のタブレットにおいて利用していたウェブ会議について、社内ネットワークシステムの環境下でも利用できる機能を導入した（令和4年1月）。 <p>新築分野において、諏訪団地設計BIM試行実施を行い、それに加え、集合住宅の設計BIMガイドライン策定に着手した。保全分野において、既存住棟の外壁修繕工事に係る保全BIMガイドラインを策定のうえ、西上尾第二団地で試行実施を行い、効果検証を行った。</p>	<p>講じたシンクライアントパソコンによる在宅勤務等のテレワークを可能とするにより、職員のワーク・ライフ・バランス推進、業務の効率化・生産性の向上、テレワーク等の勤務形態を実現した。</p> <p>加えて、刷新した社内ネットワークシステムを活用することで、ウェブ会議時における資料共有が可能となり、コミュニケーションの更なる円滑化を可能とすることによる業務の効率化・生産性の向上を実現した。</p> <p>BIMに係る試行実施及びガイドライン策定は、発注者メリットの発掘及びBIMでの発注のための条件整備に効果があり、今後のBIM導入・普及に向けた課題の整理に寄与した。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

無し

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
II-2	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 (2) 事業評価の実施 4 一般管理費、事業費の効率化							
	当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー					
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費について、平成30年度と令和5年度を比較して3%以上に相当する額を削除 (計画値)	▲3%以上	—	—	—	—	—	▲3%以上	—
一般管理費について、平成30年度と令和5年度を比較して3%以上に相当する額を削除 (実績値)	—	—	▲3.87%	▲0.09%	+21.09%	—	—	—
達成率	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3. 適切な事業リスクの管理等	3 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 機構が、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を進めるに当たっては、事業リスクの把握・管理及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。 ① 新規事業着手に当たっては、機構が負うこととなる工事費、金利の変動等の事業リスクを十分踏まえて経営計画を策定し、事業着手の可否を判断する。 ② 事業着手後において、定期的に、又は土地取得・工事着工等の重要な節目において、事業リスクの管理及び採算性の把握等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、その精度向上を図るために、適宜、事業リスクの管理手法の見直しを行なう。	3 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を推進する際には、事業リスクの的確な把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の通り事業着手の判断及び執行管理等を行う。 ① 新規事業着手に当たっては、機構が負うこととなる工事費、金利の変動等の事業リスクを十分踏まえて経営計画を策定し、事業着手の可否を判断する。 ② 事業着手後において、定期的に、又は土地取得・工事着工等の重要な節目において、事業リスクの管理及び採算性の把握等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、その精度向上を図るために、適宜、事業リスクの管理手法の見直しを行なう。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・事業リスクの把握・管理、及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行なっているか。 ・事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施しているか。	<主要な業務実績> ① 新規事業着手段階の 12 地区すべてについて、リスクの抽出とその軽減・分担方策を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定して、事業着手の可否の判断を行なった。 ② 事業実施段階のすべての地区（令和 3 年 4 月 1 日時点：177 地区）について、事業リスクの定期的管理を行い、これを踏まえ、30 地区について事業の見直しを行なった。事業リスク管理手法については、特段の問題はなく、適切に運用されていることから、見直しは行なっていない。 事業評価実施規程等に基づき、新規採択時評価 5 件、再評価 5 件、事後評価 2 件を実施した。 再評価及び事後評価については、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の審議結果を踏まえ、機構の対応方針を決定した。 事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。	<評定と根拠> II-3-(1)(2)、II-4 評定：B 新規事業着手段階の 12 地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、リスクの抽出・分析を行なった上で、関係者との役割分担等のリスク軽減・分担方策を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定し、事業着手の可否についての判断を適切に実施した。 また、事業実施段階の 177 地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、事業の進捗状況等を踏まえ、採算見通しやリスクの把握・分析を行なった上で、定期的に事業の見直しの必要性を判断し、30 地区で見直しを実施した。 事業評価実施規程等に基づき、新規採択時評価 5 件、再評価 5 件、事後評価 2 件を実施した。 うち、再評価及び事後評価については、事業評価監視委員会の審議を経て対応方針を決定した。 事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。	評定：B <評定に至った理由> 機構は、①適切な事業リスクの管理等、②一般管理費及び事業費の効率化に当たって、以下の取組を実施した。 ① 適切な事業リスクの管理等 ・事業リスクの抽出・分析を行い、リスク軽減・分担方策を検討した上で事業着手の可否についての判断を行うとともに、事業実施地区においても、進捗状況等を踏まえた適切な執行管理を行なった。 ② 一般管理費・事業費の効率化 ・事業費については、政策的意義が高い事業等に重点的に配分した。 ・入札契約方式の見直し、調達方法の最適化、工事発注の大括り化等によるコストや事務手続の軽減等により調達・コスト構造の改善に努めた。 これらを踏まえ、令和 3 年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし <その他事項> 評定について、外部有識者 5 名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・年度計画における所期の目標を達成していると認められる。
(2) 事業評価の実施 事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施すること。	(2) 事業評価の実施 個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、機構独自の事業評価規程	(2) 事業評価の実施 個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、機構独自の事業評価規程				

	<p>等に基づき、新規、事業中及び事後の各段階に応じて、評価対象となる事業毎に、事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行う。</p> <p>また、再評価及び事後評価に当たっては、事業評価監視委員会の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直し、継続が適当でない場合の事業中止等の対応方針を定める。</p>	<p>等に基づき、新規、事業中及び事後の各段階に応じて、評価対象となる事業毎に、事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行う。</p> <p>また、再評価及び事後評価に当たっては、事業評価監視委員会の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直し、継続が適當でない場合の事業中止等の対応方針を定める。</p>			
4.一般管理費、事業費の効率化	<p>4 一般管理費、事業費の効率化</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減すること。</p> <p>事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト縮減を図ること。なお、都市再生事業及び賃貸住</p>	<p>4 一般管理費、事業費の効率化</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減すること。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト縮減を図ること。なお、都市再生事業及び賃</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費・事業費の効率化について、適切な経費削減及びコスト縮減等を行っているか。 	<p>一般管理費については、施設の整備等の一時的に増加する経費を除き、平成30年度同水準とした。</p> <p>また、事業費については、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分するとともに、調達・コスト最適化を目指し、コスト構造の改善をより一層推進するため、下記の施策を実施し、令和3年度4,576億円分の工事調達を行った。</p> <p>① 市場や調達環境の分析</p> <p>市場動向調査による適正コストの把握や、約実績の分析による調達の現状把握を行い、調達・コスト最適化に係る施策評価及び次年度計画へのフィードバックを実施した。</p> <p>② 入札契約方式の見直し・新たな制度の導入・調達方法の最適化</p> <p>入札不調・不落を回避し、適正なコストでの工事等調達を行うため、難度の高い工事への技術提案・交渉方式の試行導入促進、総合評価方式（建築・設備部門）における地元企業の競争参加を促す地方都市再生事業版や競争参加者の事務負担を軽減し、参入障壁の低減を図る提案採用型を新たに導入した。</p>	<p>一般管理費については、施設の整備等の一時的に増加する経費を除き、平成30年度同水準以下となるよう、中期計画に掲げた目標の達成に向けた効率化に努めた</p> <p>また、事業費については、厳しい調達環境が継続する中、働き方改革を念頭に調達・コストの最適化を推進するため、市場調査や入札契約方式の見直し等による調達・コスト環境の整備、発注見通し情報の提供や発注平準化等の施策展開による調達方法の最適化、意思決定の迅速化や発注事務手続の簡略化による発注効率化等を実施し、調達・コスト構造を着実に改善した。</p> <p>これらを踏まえ、B評定とする。</p>

宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分すること。	賃住宅事業において、多様な民間連携手法を活用し、事業特性やリスクに応じた適正な収益を確保することを前提に、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。	賃住宅事業において、多様な民間連携手法を活用し、事業特性やリスクに応じた適正な収益を確保することを前提に、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。	<p>また、建設事業者による柔軟な工期設定を可能とし、応札意欲を喚起する余裕期間制度（フレックス工期3方式）を導入した。</p> <p>③ 発注の効率化等</p> <p>調達・コスト最適化に係るノウハウや課題等を隨時共有し、発注効率化への知識や意識の定着を図るために、機構職員向けの説明会やアンケートを実施した。</p> <p>また、機構職員及び応札者双方の事務手続を軽減するため、工事発注の大括り化や総合評価方式において施工計画の提案を求める施工能力評価型の適用拡大等を実施した。</p>		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

無し

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II - 3	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 5 入札及び契約の適正化の推進
当該項目の重要度、難易度	-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
5. 入札及び契約の適正化の推進 機構は国の財政支出や財政投融資を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること。 また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。	5 入札及び契約の適正化の推進 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為排除の徹底及び調達の合理化等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、入札談合等関与行為を確實に防止する観点から、引き続き研修等を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施する。これらについては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づいた「調達等合理化計画」において適切に反映し、毎年度当該計画の策定及び公表を行う。更に、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。 また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。	5 入札及び契約の適正化の推進 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為排除の徹底及び調達の合理化等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、入札談合等関与行為を確實に防止する観点から、引き続き研修等を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施する。また、働き方改革を推進する観点から入札及び契約手続の改善を進めること。 更に、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。 また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。	<p><主な定量的な指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・「調達等合理化計画」を着実に実施するとともに、法令順守及び契約の適正性を確保するための取組を実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1 入札談合等関与行為を確實に防止するための活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正取引委員会から講師を招聘した談合防止研修を実施した。 ・各種研修やeラーニングを活用し「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行った。 <p>2 「調達等合理化計画」の着実な実施</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、「令和3年度調達等合理化計画」を策定、公表の上、計画に定めた発注の効率化に係る施策、調達コストの削減及び競争性の確保等に係る施策、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。特に、働き方改革を推進する観点から令和2年度に策定した「コロナ時代の働き方改革と適切な発注・契約を両立させる業務改善プラン」に掲げた発注・契約関係書類の押印省略等の施策を推進し、機構及び事業者双方の事務負担の軽減と手続期間の短縮を図った。</p> <p>3 入札及び契約の適正な実施</p> <p>監事の監査によるチェックを受けた。</p>	<p><評定と根拠> II-5</p> <p>評定：B</p> <p>談合防止研修の継続実施及び「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行い、入札談合等関与行為の確実な防止を図った。</p> <p>「令和3年度調達等合理化計画」については、本計画で定めた、発注の効率化に係る施策、調達コストの削減及び競争性の確保等に係る施策を着実に実施した。特に、働き方改革を推進する観点から令和2年度に策定した「コロナ時代の働き方改革と適切な発注・契約を両立させる業務改善プラン」に掲げた発注・契約関係書類の押印省略等の施策を推進し、機構及び事業者双方の事務負担の軽減と手続期間の短縮を図った。</p> <p>また、本計画の策定及び自己評価にあたっては監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において点検を実施した。</p> <p>入札及び契約の適正な実施について監査によるチェックを受けた。</p> <p>これらを踏まえ、B評定とする。</p>	<p>評定：B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>機構は、入札及び契約の適正化の推進に当たって、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・談合防止研修やeラーニングを活用した「発注者綱紀保持規程」の周知徹底により入札談合等関与の防止に努めた。 ・押印省略等による発注・契約業務に係る事務負担軽減や効率化を目指して令和2年度に策定した「コロナ時代の働き方改革と適切な発注・契約を両立させる業務改善プラン」に掲げる施策を推進した。 <p>これらを踏まえ、令和3年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p> <p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画における所期の目標を達成していると認められる。 ・適切に透明性を確保しつつ、計画以上に進められている。特に電子契約の本格導入などによる計画期間の短縮については、今後効果を定量的に検証していただきたい。

4. その他参考情報

無し

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
III	<p>III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財務体質の強化 2 予算 3 収支計画 4 資金計画
当該項目の重要度、難易度	<p>重要度：「高」</p> <p>独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえて策定された経営改善計画に基づき、機構が持続的な経営をしていく上で、有利子負債の削減が不可欠であるため。</p>

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
平成 35 年度末有利子負債残高を平成 25 年度末比で 2 兆円削減（計画値）	2 兆円	—	812 億円	1,081 億円	1,215 億円	—	—	—
平成 35 年度末有利子負債残高を平成 25 年度末比で 2 兆円削減（実績値）	—	—	1,762 億円	2,822 億円	2,731 億円	—	—	—
達成率	—	—	217%	261%	225%	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
V 財務内容の改善に関する事項	III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	<主な定量的な指標> ・令和5年度末有利子負債残高を平成25年度末比で2兆円削減 ・年度計画 1,215億円を削減 <その他の指標> － <評価の視点> ・財務体質の強化に当たって、将来の金利上昇等の経営環境の変化に応じて、以下の方策を着実に実行する。 賃貸住宅事業における家賃収入や都市再生事業における譲渡収入の最大化及び全社的なコスト削減により、キャッシュフローの最大化を図る。 稼得したキャッシュフローにより、令和5年度末有利子負債残高を平成25年度末比で2兆円削減するとともに、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図ること。 稼得したキャッシュフローにより、令和3年度末有利子負債残高を令和2年度末比で1,215億円削減するとともに、都市再生事業における新規地区の立ち上げ促進や、賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化の加速など、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図る。 資金調達に当たっては、金融情勢を踏まえ、超長期資金を中心とした借入や債券発行を行うことにより将来の金利リスク軽減を図りつつ、調達コストの抑制に努める。 また、一層のIR活動とステークホルダーとの建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント	<主要な業務実績> <主な定量的な指標> ・年度計画 2,731億円を削減 令和3年度においては、不動産市況について、新型コロナウイルス感染症の影響による先行き不透明感がある中、各事業部門の営業努力の結果、家賃収入、敷地譲渡収入等のキャッシュフローを着実に確保し、業務活動等による収入は9,857億円と、年度計画の8,841億円に対して1,016億円増加した。 これにより有利子負債は、年度計画（1,215億円）を上回る2,731億円（達成225%）を削減した。令和3年度末の有利子負債残高は9兆9,944億円となり、平成25年度末からは約2.4兆円を削減、機構設立時からは約6.3兆円を削減した。 なお、純利益についても年度計173億円を上回る239億円を確保した。 資金調達においては、本邦初のソーシャル・ボンド50年債を発行したほか、40年債において最小のスプレッド（国債利回りとの差。発行時点）を達成したこと等により、将来の金利上昇リスクの回避を図りつつ、調達コストを抑制した。 また、IR活動やステークホルダーとのエンゲージメントにより、ソーシャル・ファイナンスに対する広い賛同の獲得及び投資家層の拡大を図った。 その結果、都市再生事業において、令和3年度に新規の投資計画を決定した地区は、「新宿区新宿駅西口地区」（東京都新宿区）など7地区となっている。賃貸住宅事業においては、令和3年度中に6,142戸のストックを削減するとともに、建替住宅681戸、リノベーション住宅10,411戸を供給するなど、資産の良質化を積極的に推進した。 なお、純利益についても年度計画	<評定と根拠>III-1、2、3、4 評定：A 有利子負債については、各事業部門における営業努力による業務収入等の増、効率的な資金繰り及び資金調達により、年度計画（1,215億円）を上回る2,731億円（達成225%）の削減を達成した。 令和3年度末の有利子負債残高は9兆9,944億円となり、平成25年度末からは約2.4兆円を削減、機構設立時からは約6.3兆円を削減した。 なお、純利益についても年度計173億円を上回る239億円を確保した。 資金調達においては、本邦初のソーシャル・ボンド50年債を発行したほか、40年債において最小のスプレッド（国債利回りとの差。発行時点）を達成したこと等により、将来の金利上昇リスクの回避を図りつつ、調達コストを抑制した。 また、IR活動やステークホルダーとのエンゲージメントにより、ソーシャル・ファイナンスに対する広い賛同の獲得及び投資家層の拡大を図った。 その結果、都市再生事業において、令和3年度に新規の投資計画を決定した地区は、「新宿区新宿駅西口地区」（東京都新宿区）など7地区となっている。賃貸住宅事業においては、令和3年度中に6,142戸のストックを削減するとともに、建替住宅681戸、リノベーション住宅10,411戸を供給するなど、資産の良質化を積極的に推進した。 なお、純利益についても年度計画	評定：A <評定に至った理由> 年度計画で定めた定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 ・有利子負債残高の削減（平成25年度末比）について、各事業部門の営業努力による家賃収入や敷地譲渡収入等のキャッシュフローの確保、効率的な資金繰りやソーシャル・ファイナンスによる資金調達等により、年度計画の目標「1,215億円」に対し、実績値「2,731億円（達成率225%）」であった。 機構は、財務体質の強化に当たって、将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、以下の取組を実施し、年度計画173億円を上回る239億円の純利益を確保した。 ・都市再生事業において新規の投資計画を7地区で取り組むとともに、賃貸住宅事業において6,142戸のストック削減や建替住宅681戸、リノベーション住宅10,411戸の供給を行う等の戦略的な投資を行った。 これらを踏まえ、機構の活動により、令和3年度における所期の目標を上回っていること、将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するための優れた取組を実施したことなどを総合的に勘案し、「A」評定とする。<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし <その他事項> 評定について、外部有識者5名全員が「A」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・有利子負債の削減が大幅に進み、URのたゆみない営業努力の賜物と高く評価できる。敷地譲渡などが一段落した今後は、削減幅も小さくなると思われるため、次の中期計画での削減目標や期間などについて、しっかりと検討していただきたい。
1. 財務体質の強化	将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、キャッシュフローの最大化を図り、稼得したキャッシュフローにより、令和5年度末有利子負債残高を平成25年度末比で2兆円削減するとともに、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図ること。	1 財務体質の強化	将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、以下の方策を着実に実行する。 賃貸住宅事業における家賃収入や都市再生事業における譲渡収入の最大化及び全社的なコスト削減により、キャッシュフローの最大化を図る。 稼得したキャッシュフローにより、令和5年度末有利子負債残高を平成25年度末比で2兆円削減するとともに、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図ること。			

		ト)により機構のソーシャル・ファイナンスに対する広い賛同の獲得と投資家層の拡大を図る。	173 億円を上回る 239 億円を確保した。 引き続き、効率的な資金繰りを行うとともに、金融情勢を踏まえ、財政融資資金・債券での超長期資金による資金調達を行い、将来の金利上昇リスクの回避を図りつつ、調達コストの抑制に努めた。	• BCP の課題として有利子負債の削減は大きなパロメータである。年度の目標に対する達成率は 225%であり、大いに評価する。 • 第4期については第3期と異なり、経過勘定の有利子負債削減が見込めない状況は理解しており、今後の削減額についてはこれまでのように多くは見込めないものの、引き続きの努力をお願いしたい。 • 有利子負債の削減は、計画値を大幅に上回り、達成率が 225%となっていることから、A 評価とするのが相当と思料する。第4期中期計画のこの3年間は総じて順調に第4期中期計画の数値をはるかに超えながら推移してきていることは素晴らしいと思う。他方で、昨今のロシアのウクライナ侵攻やアメリカの金利上昇等の外的要因等によりインフレが進むといわれており、令和4年度は今までとおりの削減ができるか懸念があるがソーシャルボンド発行等のリスクヘッジも行われているとのことなので、難しい舵取りの中でもより一層の有利子負債の削減に向けて頑張っていただきたい。
2 予算 別表1のとおり。	2 予算 別表1のとおり。			
3 収支計画 別表2のとおり。	3 収支計画 別表2のとおり。			
4 資金計画 別表3のとおり。	4 資金計画 別表3のとおり。		さらに I R 活動やステークホルダーとのエンゲージメントを積極的に実施したことにより、ソーシャル・ボンドへの投資表明を新たに 81 件獲得した。これにより令和3年度末時点累計では、ソーシャル・ボンドへの投資表明が 137 件、ソーシャル・ローンへの融資表明が 19 件となり、社会課題の解決に資する事業のための資金調達であるソーシャル・ファイナンスを通じた機構事業への賛同を得るとともに投資家層の拡大を図ることができた。	

4. その他参考情報

無し

別表1（予算）

【項目別評定調書】

[総表]

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
収入				
国庫補助金	22,745	22,642	△103	
資本収入	0	0	0	
借入金及び債券収入	618,956	440,256	△178,700	
業務収入	857,671	944,592	86,921	
受託収入	58,002	44,706	△13,296	
業務外収入	6,614	8,509	1,895	
計	1,563,988	1,460,705	△103,284	
支出				
業務経費	633,862	566,074	△67,788	
受託経費	54,689	41,183	△13,506	
借入金等償還	728,863	724,362	△4,500	
支払利息	95,705	85,000	△10,705	
一般管理費	45,558	47,398	1,840	
人件費	35,482	37,667	2,185	
その他一般管理費	10,076	9,731	△345	
業務外支出	3,433	12,285	8,852	
計	1,562,109	1,476,302	△85,806	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

[都市再生勘定]

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
収入				
国庫補助金	22,745	22,642	△103	
資本収入	0	0	0	
借入金及び債券収入	577,456	410,256	△167,200	①
業務収入	816,291	882,028	65,737	②
受託収入	58,002	44,706	△13,296	
業務外収入	6,174	8,279	2,105	
計	1,480,668	1,367,910	△112,758	
支出				
業務経費	621,346	556,787	△64,559	③
受託経費	54,689	41,183	△13,506	
借入金等償還	654,480	649,147	△5,333	
支払利息	92,046	81,493	△10,553	
一般管理費	42,571	45,264	2,693	
人件費	33,154	35,973	2,819	
その他一般管理費	9,417	9,291	△126	
業務外支出	3,096	11,519	8,423	
計	1,468,229	1,385,394	△82,835	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

[宅地造成等経過勘定]

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
収入				
国庫補助金	0	0	0	
借入金及び債券収入	41,500	30,000	△11,500	①
業務収入	41,380	62,564	21,184	②
受託収入	0	0	0	
業務外収入	440	230	△210	
計	83,320	92,794	9,474	
支出				
業務経費	12,516	9,286	△3,229	③
受託経費	0	0	0	
借入金等償還	74,382	75,215	833	
支払利息	3,659	3,507	△152	
一般管理費	2,986	2,134	△853	
人件費	2,328	1,694	△634	
その他一般管理費	659	440	△219	
業務外支出	337	766	430	
計	93,880	90,909	△2,971	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

①・・・公募債発行額の減。

②・・・土地譲渡収入の増。

③・・・不用による減。

別表2 (収支計画)

[総表]

[都市再生勘定]

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
費用の部	790,216	853,122	62,906	
経常経費	654,844	660,023	5,179	
業務費	610,615	626,964	16,349	
受託費	25,535	8,214	△ 17,321	
一般管理費	18,694	24,845	6,151	
財務費用	88,382	73,939	△ 14,443	
たな卸資産評価損	—	6,031	6,031	
臨時損失	46,990	113,129	66,139	
収益の部	807,559	877,069	69,510	
経常収益	803,460	853,977	50,517	
業務収入	745,213	809,335	64,122	
受託収入	25,535	8,245	△ 17,290	
補助金等収益	32,604	35,861	3,257	
雑益	109	536	427	
財務収益	3,893	4,685	792	
臨時収益	206	18,406	18,200	
純利益	17,343	23,947	6,604	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益	17,343	23,947	6,604	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

勘定間繰入を含んでいない。

[宅地造成等経過勘定]

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
費用の部	768,916	785,687	16,771	
経常経費	636,882	612,921	△ 23,961	
業務費	593,284	580,511	△ 12,773	
受託費	25,535	8,214	△ 17,321	①
一般管理費	18,064	24,196	6,132	
財務費用	85,044	70,942	△ 14,102	
たな卸資産評価損	—	6,027	6,027	
臨時損失	46,990	95,797	48,807	②
収益の部	779,005	800,288	21,283	
経常収益	777,025	779,440	2,415	
業務収入	718,790	734,816	16,026	
受託収入	25,535	8,245	△ 17,290	
補助金等収益	32,604	35,861	3,257	
雑益	97	517	420	
財務収益	1,913	2,674	761	
臨時収益	67	18,174	18,107	③
純利益	10,089	14,601	4,512	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益	10,089	14,601	4,512	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
費用の部	21,300	67,435	46,135	
経常経費	17,962	47,102	29,140	
業務費	17,331	46,453	29,122	①
受託費	0	0	0	
一般管理費	631	649	18	
財務費用	3,338	2,997	△ 341	
たな卸資産評価損	—	4	4	
臨時損失	0	17,332	17,332	②
収益の部	28,554	76,781	48,227	
経常収益	26,435	74,537	48,102	
業務収入	26,423	74,519	48,096	③
受託収入	0	0	0	
補助金等収益	0	0	0	
雑益	12	18	6	
財務収益	1,980	2,011	31	
臨時収益	139	232	93	
純利益	7,254	9,346	2,092	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益	7,254	9,346	2,092	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

①・・・受託費の減。

②・・・固定資産の減損損失による増。

③・・・固定資産売却益の増。

①・・・土地譲渡原価の増。

②・・・固定資産の減損損失による増。

③・・・土地譲渡収入の増。

別表3（資金計画）

[総表]

区分	計画	実績	差額	備考
資金支出				
業務活動による支出				
建設費支出	88,228	71,703	△16,525	
管理費支出	447,874	419,601	△28,273	
受託業務費支出	23,449	10,172	△13,277	
その他支出	89,285	81,571	△7,714	
投資活動による支出				
建設費支出	74,590	63,023	△11,567	
その他支出	31,583	48,230	16,647	
財務活動による支出				
長期借入金の返済による支出	629,209	629,208	△1	
債券の償還による支出	75,000	75,000	0	
その他支出	3,445	4,433	988	
次年度への繰越金	50,588	88,845	38,257	
資金収入				
業務活動による収入	870,953	909,668	38,715	
投資活動による収入	13,194	76,127	62,933	
財務活動による収入	581,856	430,256	△151,600	
前年度（前期）よりの繰越金	47,248	75,735	28,487	

[都市再生勘定]

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
資金支出				
業務活動による支出				
建設費支出	84,148	70,888	△13,260	①
管理費支出	439,235	413,120	△26,115	
受託業務費支出	23,449	10,172	△13,277	
その他支出	85,842	78,564	△7,278	
投資活動による支出				
建設費支出	74,590	62,996	△11,594	①
その他支出	31,259	24,351	△6,908	
財務活動による支出				
長期借入金の返済による支出	625,168	625,168	0	
債券の償還による支出	35,000	35,000	0	
その他支出	3,445	4,433	988	
次年度への繰越金	46,023	52,126	6,103	
資金収入				
業務活動による収入	832,228	824,425	△7,803	
投資活動による収入	12,869	75,557	62,688	②
財務活動による収入	561,856	430,256	△131,600	③
前年度（前期）よりの繰越金	41,206	46,580	5,374	

[宅地造成等経過勘定]

(単位：百万円)

区分	計画	実績	差額	備考
資金支出				
業務活動による支出				
建設費支出	4,079	814	△3,265	
管理費支出	8,639	6,481	△2,158	
受託業務費支出	0	0	0	
その他支出	3,444	3,112	△332	
投資活動による支出				
建設費支出	0	27	27	
その他支出	324	23,879	23,555	①
財務活動による支出				
長期借入金の返済による支出	4,041	4,040	△1	
債券の償還による支出	40,000	40,000	0	
次年度への繰越金	4,565	36,719	32,154	
資金収入				
業務活動による収入	38,725	85,348	46,623	②
投資活動による収入	325	570	245	
財務活動による収入	20,000	0	△20,000	③
前年度（前期）よりの繰越金	6,042	29,155	23,113	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

①・・・翌事業年度への繰越しによる減。

②・・・固定資産売却収入の増。

③・・・財政融資資金借入金の減

①・・・保証金返還の増。

②・・・土地譲渡収入の増。

③・・・公募債発行額の減。

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
IV	IV 短期借入金の限度額							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー					
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—	—	—	—	—	—	—	—
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
	IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額： 3,800 億円 想定される理由：予見 しがたい事由による一時 的な資金の不足に対応す る。	IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額： 3,800 想定される理由：予見 しがたい事由による一時 的な資金の不足に対応す る。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> —	<主要な業務実績> 令和 3 年度における短期借入金 の実績は無い。	<評定と根拠> 評定：—		評定：— <評定に至った理由> —	
4. その他参考情報								
無し								

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
V	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画									
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー							
2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
								—		
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価										
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価					
V 重要な財産を譲渡 し、又は担保に供しよう とするときは、その計画 該当なし。	V 重要な財産を譲渡 し、又は担保に供しよう とするときは、その計画 該当なし。	V 重要な財産を譲渡 し、又は担保に供しよう とするときは、その計画 該当なし。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> —	<主要な業務実績> —	<評定と根拠> 評定：—		評定：— <評定に至った理由> —			
4. その他参考情報										
無し										

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
VI	VI 剰余金の使途								
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー						
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
	—	—	—	—	—	—	—	—	
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
	VI 剰余金の使途 決算において剰余金が 発生したときは、業務の 充実、広報活動の充実、職 員の研修機会の充実等に 充てる。	VI 剰余金の使途 決算において剰余金が 発生したときは、業務の 充実、広報活動の充実、職 員の研修機会の充実等に 充てる。		<主な定量的な指標> — <その他の指標> —	<主要な業務実績> —	<評定と根拠> 評定：—	評定：— <評定に至った理由> —		
4. その他参考情報									
無し									

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-1	VII その他業務運営に関する重要な事項							
	1 施設及び設備に関する計画							
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー						

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
VII その他業務運営に関する重要な事項	VII その他業務運営に関する重要な事項	VII その他業務運営に関する重要な事項	<主な定量的な指標> — <その他の指標> —	<主要な業務実績> 該当なし。	<評定と根拠> 評定：—	評定：— <評定に至った理由> —		
	1 施設及び設備に関する計画 該当なし。	1 施設及び設備に関する計画 該当なし。						
	2 中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	2 中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。						
3 独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)第33条第2項(附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する積立金の使途 独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)第33条第2項の規定に基づき主務大臣の	3 独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)第33条第2項(附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する積立金の使途 独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)第33条第2項の規定に基づき主務大臣の	3 独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)第33条第2項(附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する積立金の使途 独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)第33条第2項の規定に基づき主務大臣の		令和元年6月30日付けで主務大臣の承認を受けた「前中期目標期間繰越積立金」については、令和3年度は取り崩しの実績なし。				

	承認を受けた積立金は、同法第11条に規定する業務に係る借入金の金利変動リスクへの対応に充てるものとする。	承認を受けた積立金は、同法第11条に規定する業務に係る借入金の金利変動リスクへの対応に充てるものとする。			
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

無し

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
VII—2	<p>VII その他業務運営に関する重要な事項</p> <p>4 内部統制の適切な運用</p> <p>5 業務運営の透明性の確保等</p> <p>(1) 業務運営の透明性の確保</p> <p>(2) 情報セキュリティの確保</p> <p>(3) 個人情報の保護</p> <p>6 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>(2) 人材育成</p> <p>(3) 人件費管理の適正化</p> <p>(4) ダイバーシティの推進</p>
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
VI その他業務運営に関する重要な事項 1. 内部統制の適切な運用 コンプライアンスの徹底や内部監査の質の向上を図るとともに、「独立行政法人的業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知)を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。 コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。	4 内部統制の適切な運用 「独立行政法人的業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知)を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。 コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。	4 内部統制の適切な運用 「独立行政法人的業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知)を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。 コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> — <評価の視点> • 内部統制の仕組みが有効に機能するよう、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行ったか。 • 国民が利用しやすい形での情報提供、適切な情報セキュリティ対策の推進、個人情報保護に関する適切な管理の徹底等により、業務運営に関する透明性の確保等が図られているか。 また、業務実施の障害となる要因として識別したリスクに適切に対応するため、機構内におけるリスクコミュニケーションの活性化等により、リスク管理の実効性向上を図る。 コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。	<主要な業務実績> • 業務方法書の規定に基づき整備した内部統制の推進に関する規程等に基づき、以下のとおり実施した。 • 機構の重要な意思決定については、全役員で構成される理事会で審議を行った。 • 理事会とは別に、役員間で一元的に内部統制に関する議論を行うための「内部統制会議」を新たに整備した。 • 業務の適正確保を目的としたモニタリングを実施した。 • 「内部統制の推進に関する実施方針」に基づき、職員の意識向上、普及啓発等を実施した。 • 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス実践状況の確認等を実施した。 • コンプライアンス研修について、職員が3年に1度は受講する方針に基づき、受講履歴を管理し、引き続き録画方式により実施した。 • コンプライアンス講演会について、リスク管理や問題発生時の対応等に知見を有する弁護士を講師に招き開催した。 • イントラネットを活用した研修を継続して実施した。 • 令和3年6月18日付で、独立行政法人として初めて、消費者庁が所管する「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」の登録事業者となった。	<評定と根拠>VII-4、5-(1)(2)(3)、6-(1)(2) 評定：B 業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、モニタリングを通しての実態の検証・確認、必要な見直し等を行うことにより、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保した。 コンプライアンス研修等を実施することにより、コンプライアンスに係る役職員の意識向上、周知徹底等を図った。	評定：B <評定に至った理由> 機構は、①内部統制の適切な運用、②業務運営の透明性の確保等、③人事に関する計画について、以下の取組を実施した。 ① 内部統制の適切な運用 • 録画やイントラネットを活用したコンプライアンス研修の実施等により職員の意識向上及び啓発を行い、内部統制の一層の充実・強化に努めた。 • 機構役職員についての法令違反等に関する通報を適切に扱うため、独立行政法人として初めて「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」の登録事業者となった。 ② 業務運営の透明性の確保等 • 財務情報や業務の実施状況をホームページに掲載したほか、本社、本部等で一般の閲覧に供し、国民が利用しやすい形で情報が手に入る環境を用意した。 • 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する機構の対応状況や新しい生活様式に関する情報発信を適宜ホームページに掲載した。 • 役職員の情報セキュリティリテラシー維持・向上に向けた研修や訓練、自己点検等を実施するとともに、情報セキュリティポリシの改正を行った。 ③ 人事に関する計画 • 各事業における必要性を踏まえ人員配置を行った。 • 中期計画等で定める人材育成の方針を踏まえ、機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるために、外部研修期間が提供している公開型研修プログラムの活用や、国、地方公共団体、その他独立行政法人等外部組織への出向・派遣を行った。 • 女性の活躍推進に向け、管理職等の増加や採用拡大に努めた結果、令和3年度末時点における女性管理職が59名となり、昨年度から6名増加し、新規採用職員に占める女性職員の割合も4割を超えた。 • 障害者雇用に関しても積極的な採用と定着に努め、法定

<p>2. 業務運営の透明性の確保等</p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図るため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、財務情報、業務の実施状況等について積極的に情報公開を行うこと。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。</p> <p>さらに、機構が保有する個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切な対応を行うこと。</p>	<p>5 業務運営の透明性の確保等</p> <p>(1) 業務運営の透明性の確保</p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するなど、国民が利用しやすい形で情報提供する。</p> <p>(2) 情報セキュリティの確保</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、増加が予想される外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。</p> <p>さらに、役職員に対する研修を毎年実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。</p>	<p>5 業務運営の透明性の確保等</p> <p>(1) 業務運営の透明性の確保</p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するとともに、事業報告書等の各種報告書の内容を充実させるなど、より国民が利用しやすい形で情報提供する。</p> <p>(2) 情報セキュリティの確保</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、増加が予想される外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。</p> <p>さらに、役職員に対する研修を実施し、情報セキュリティリテラシーの更なる維持・向上を図る。</p>	<p>5 業務運営の透明性の確保等</p> <p>財務情報や業務の実施状況について、透明性の向上を図るために、事業報告書等により最新の情報を利用者が利用しやすい形でホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般的な閲覧に供した。</p> <p>ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う機構の対策状況の公表、新しい生活様式実現のためのサービス等の提案及びトップページの冒頭部の改修など国民がタイムリーかつ利用しやすい形での情報提供に努めた。</p> <p>テレワーク等の推進により、全役職員に対して社外に持ち出し可能なシンクライアントパソコンの配布に当たり、情報セキュリティ確保のための技術的対策として、端末側にデータが保存されない仕組み、ログイン時の顔認証を含む 2 要素認証を導入した（令和 3 年 12 月）。</p> <p>内閣サイバーセキュリティセンターによるサイバーセキュリティ協議会との連携により国及び関係機関との脅威情報を共有を進めるとともに、外部からの不正アクセスに対するセキュリティ対策として、外部専門機関による脆弱性検査やペネトレーションテストを継続して適切に推進した。</p> <p>また、情報セキュリティポリシの改正により、政府統一基準への適合を適切に実施した。</p> <p>役職員等に対する情報セキュリティリテラシーの維持・向上については、階層別研修及び中途採用職員研修、標的型攻撃メール訓練や情報セキュリティ自己点検等を実施するとともに、シンクライアントパソコン利用上の注意事項について周知徹底を図った。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュ</p>	<p>財務情報や業務の実施状況について、透明性の向上を図るために、事業報告書等により最新の情報を利用者が利用しやすい形でホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般的な閲覧に供した。</p> <p>ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う機構の対策状況の公表、新しい生活様式実現のためのサービス等の提案及びトップページの冒頭部の改修など国民がタイムリーかつ利用しやすい形での情報提供に努めた。</p> <p>テレワーク等の推進により、全役職員に対して社外に持ち出し可能なシンクライアントパソコンの配布に当たり、情報セキュリティ確保のための技術的対策として、端末側にデータが保存されない仕組み、ログイン時の顔認証を含む 2 要素認証を導入した（令和 3 年 12 月）。</p> <p>内閣サイバーセキュリティセンターによるサイバーセキュリティ協議会との連携により国及び関係機関との脅威情報を共有を進めるとともに、外部からの不正アクセスに対するセキュリティ対策として、外部専門機関による脆弱性検査やペネトレーションテストを継続して適切に推進した。</p> <p>また、情報セキュリティポリシの改正により、政府統一基準への適合を適切に実施した。</p> <p>役職員等に対する情報セキュリティリテラシーの維持・向上については、階層別研修及び中途採用職員研修、標的型攻撃メール訓練や情報セキュリティ自己点検等を実施するとともに、シンクライアントパソコン利用上の注意事項について周知徹底を図った。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュ</p>	<p>雇用率を上回る 2.95% の雇用率となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 働き方改革の一環として、働く時間と場所の柔軟化に向け、全職員にモバイルパソコンを配布した。 <p>これらを踏まえ、令和 3 年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>該当なし</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>評定について、外部有識者 5 名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度計画における所期の目標を達成していると認められる。 女性の活躍を進めるため、より柔軟な働き方を推進されている。テレワークは仕事のフローの見直しや、評価が問題となっている。休業後の復帰などにおいても、評価や昇進における課題もあると思われる。外国人材の活用も今後重要と思われるため、確実に多様な人材の育成を進めていただきたい。 評価については B で問題ないと考える。女性の管理職については令和 6 年度までに平成 30 年度の倍増（39 名 → 78 名）、役員については令和 7 年度までに約 20% とされているので、その目標達成に引き続き努力されたい（現状、令和 4 年度 59 名、15%）。なお、現状の女性役員 2 名についてはいずれも本省からの出向と認識しているが、UR プロパーや外部からの人材登用についても積極的に考えてほしい。
---	--	---	--	---	--

			リティ対策のための統一基準（令和3年度版）」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定）（以下「政府統一基準」という。）を踏まえ、情報セキュリティポリシの改正を行った。	
	(3) 個人情報の保護 個人情報の保護に関しては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を毎年度実施し、適切な管理の徹底を図る。	(3) 個人情報の保護 個人情報の保護に関しては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を実施し、適切な管理の徹底を図る。	個人情報の保護について、法令に基づき適切な対応を行うとともに、インターネットを活用した職員向けの研修を実施するなど、適切な管理の徹底を図った。	個人情報の保護について、法令に基づく適切な対応や各種研修を実施し、適切な管理の徹底を図った。
3. 人事に関する計画 人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努めること。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行うこと。 また、社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させることや、都市再生、賃貸	6 人事に関する計画 (1) 方針 人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。	6 人事に関する計画 (1) 方針 人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。	<評価の視点> ・業務の的確な推進に必要な人員を確保し、人員の適正な配置により業務運営の効率化を図っているか。 ・社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力の承継を行っているか。 ・給与水準について、事務・事業の特性等を踏まえた水準とともに、職員の士気や業績の向上に資するような業績を反映した給与のあり方について検討を行っているか。	人員数については、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援業務の進捗状況及び各事業における必要性を踏まえ、業務上、経営上の目標達成のために必要な人員を適正な規模で配置した。
	(2) 人材育成 社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるた	(2) 人材育成 社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるた	・多様化する社会ニーズに対応し、女性の積極	機構の中期計画等で定める人材育成の方針を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性の向上を目的として、令和3年度において、187件、延べ7,615人に研修を実施することにより、質、量ともにコロ

<p>住宅に係る業務、東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継することに加え、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流等による人材育成を実施すること。</p> <p>人件費管理について、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、業務の特性等を踏まえた給与水準に留意するとともに、機構の業務実績等の給与への適切な反映など、給与体系の適切な運用を行う。</p> <p>多様化する社会ニーズに対応するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上に取り組むとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備するなど働き方改革に取り組むこと。</p>	<p>め、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継する。さらに、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流、外部機関主催の研修への派遣等による人材育成を実施する。</p>	<p>め、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継する。さらに、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流、外部機関主催の研修への派遣等による人材育成を実施する。</p>	<p>的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備したか。</p>	<p>実施した。これらの研修の約8割は、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、オンライン形式や録画配信形式、TV会議システム等を交えて実施した。</p> <p>管理職を対象に、部下職員をマネジメントする能力を向上させることを目的として、令和2年度に引き続き部下職員マネジメント研修及びテレワーク時におけるマネジメント研修を実施した。また、外部研修機関が提供している公開型研修プログラムから、職員が希望する講座（数時間～1日）を受講できる仕組みを引き続き活用するとともに、管理職層向けの自己啓発メニューの一部を若手職員も対象とするなどの拡充を図った。</p> <p>技術力の承継に関しては、技術系職員に対して「研修シラバス」に基づき、これまで蓄積してきた技術力を着実に承継できるよう、また、総合力と専門力の知識をバランスよく、体系的に習得できるよう努めた。</p> <p>さらには、政策課題を的確に捉え、課題解決に必要な情報や知見を得ることができるよう、国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織への出向・派遣を積極的に実施した。</p>	<p>ナ禍前の水準の維持に努めた。</p> <p>自己啓発支援については、社外での学びも積極的に推進することで、職員の自己啓発への意識を高めた。</p> <p>人件費管理の適正化については、法人の業務実績が一定の要件を満たす場合に当該実績を手當に反映させができる仕組みを適切に活用したことにより、職員の意欲向上とともに優秀な人材の確保と定着に寄与した。</p>
<p>(3) 人件費管理の適正化 独立行政法人改革等に関する基本的な方針及び独立行政法人通則法第50条の10の規定の趣旨を踏まえ、給与について、その水準が事務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続</p>	<p>(3) 人件費管理の適正化 独立行政法人改革等に関する基本的な方針及び独立行政法人通則法第50条の10の規定の趣旨を踏まえ、給与について、その水準が事務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続</p>		<p>特別手当について、法人の業務実績が一定の要件を満たす場合に当該実績を手當に反映させができる仕組みを適切に活用した。</p>		

	<p>き個人業績の反映強化を行ふとともに、法人の業績を反映した給与の方について検討を行い、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。</p> <p>(4) ダイバーシティの推進</p> <p>多様化する社会ニーズに対応し、働き方改革を推進するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備する。</p>	<p>き個人業績の反映強化を行ふとともに、令和元年度に導入した業績連動型賞与制度を適切に活用することで、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。</p> <p>(4) ダイバーシティの推進</p> <p>多様化する社会ニーズに対応し、働き方改革を推進するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、時間と場所に捉われない多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する電子機器等の導入・活用及び職場環境の整備を進める。</p>	<p>女性の活躍推進については、平成31年に策定した「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」（平成31年4月1日～令和6年3月31日）における目標（女性の管理職等の人数（平成30年度末39人）を期間内に倍増させる）達成に向け、令和3年度末時点で女性管理職等の人数を59人とするとともに、引き続き女性の採用拡大に努めた。</p> <p>また、働き方改革の一環として進めている、働く時間と場所の柔軟化については、全職員にモバイルパソコンを配布したほか、円滑なコミュニケーションに資するツールの導入を行った。</p> <p>障がい者雇用についても、積極的な採用と定着を図った結果、2.95%（令和3年6月1日時点）の雇用率となり、法定雇用率を達成した。</p>	<p>女性の活躍推進については、「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」における女性管理職等の人数目標達成に向け、令和3年度末時点で女性管理職等の人数を更に増加させるとともに、新規採用職員に占める女性職員割合の目標（40%）を達成した。</p> <p>また、働く時間と場所の柔軟化については、左記の措置を講じることによりワーク・ライフ・バランスの推進に寄与するとともに、コロナ禍における職員の感染予防と業務継続との両立に寄与した。</p> <p>障がい者雇用についても、積極的な採用と定着を図った結果、2.95%（令和3年6月1日時点）の雇用率となり、法定雇用率を達成した。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>	
--	---	--	--	---	--

4. その他参考情報

無し

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
VII-3	<p>VII その他業務運営に関する重要な事項</p> <p>7 保有資産の適切な管理・運用</p> <p>8 環境及び都市景観への配慮</p> <p>(1) 地球温暖化対策の推進</p> <p>(2) 建設副産物のリサイクルの推進</p> <p>(3) 環境物品等の調達</p> <p>(4) 都市の自然環境の保全・創出</p> <p>(5) 良好的な都市景観の形成</p> <p>9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <p>(1) 研究開発の実施</p> <p>(2) 成果の社会還元</p>
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
4. 保有資産の適切な管 理・運用 機構が保有する賃貸宅 地等の資産について、地 域づくり・まちづくりに おける課題への対応や持 続的な経営の確保の観点 を踏まえ、適切に管理・運 用を行うこと。	7 保有資産の適切な管 理・運用 機構が賃貸に供してい る敷地その他の機構が保 有する資産については、 地域づくり・まちづくり における課題への対応、 経営管理等の観点を踏ま え、適切に管理・運用を行 う。	7 保有資産の適切な管 理・運用 機構が賃貸に供してい る敷地その他の機構が保 有する資産については、 地域づくり・まちづくり における課題への対応、 経営管理等の観点を踏ま え、適切に管理・運用を行 う。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・地域づくり・まちづくり における課題への対 応、経営管理等の観点 を踏まえ、機構が保有 する資産の適切な管 理・運用を行ったか。 ・環境への負荷の低減に 配慮しつつ、都市の自 然環境の適切な保全や	<主要な業務実績> 市街地整備特別業務に係る「賃貸 宅地資産の管理・運用方針」(令和元 年8月策定)に基づき、地域づくり・ まちづくりにおける課題への対応 及び経営管理等の観点を踏まえ、金 利上昇や地価下落に伴うリスクに 備え資産圧縮を行うなど、適切に管 理・運用を行った。	<評定と根拠>VII- 7、8- (1) (2) (3) (4) (5)、9- (1) (2) 評定：B 機構が保有する資産については、 適切に管理・運用を行った。	評定：B <評定に至った理由> 機構は、①保有資産の適切な管理・運用 ②環境及び都 市景観への配慮 ③国の施策等に対応した研究開発の実 施及び成果の社会還元 にあたって、以下の取組を実施し た。 ① 保有資産の適切な管理・運用 ・賃貸宅地資産について、金利上昇や地価下落に伴うリス クに備えた資産圧縮を行い、適切に管理・運用を行った。 ② 環境及び都市景観への配慮 ・UR賃貸住宅の共用部において、照明器具を省エネ性能 の高いものに改修したこと等により、平成25年度を基 準として二酸化炭素排出量を31,600トン削減した。
5. 環境及び都市景観へ の配慮 事業実施に当たって は、地球温暖化対策の推 進、自然環境の保全、建設 工事等により発 生する建設副産物等のリ	8 環境及び都市景観へ の配慮 事業実施に当たって は、地球温暖化対策の推 進、建設工事等により発 生する建設副産物等のリ	8 環境及び都市景観へ の配慮 事業実施に当たって は、地球温暖化対策の推 進、建設工事等により発 生する建設副産物等のリ				

<p>設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達による環境負荷の低減に配慮すること。また、機構が関与するまちづくりにおいては、質の高い景観形成を推進すること。</p>	<p>サイクルや環境物品の調達を積極的に推進するとともに、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。</p>	<p>サイクルや環境物品の調達を積極的に推進するとともに、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を行い、得られた成果を積極的に社会へ還元しているか。 	<p>良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を行い、得られた成果を積極的に社会へ還元しているか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー性能の向上及び再生可能エネルギーの創出に係る施策として、UR賃貸住宅について、建替えやサッシの改修に合わせて複層ガラスを標準仕様とする方針を策定・公表するとともに、UR賃貸住宅の屋上等を活用したオフサイトPPAモデルの導入に向けた検討を行った。 ・建設副産物のリサイクルや環境物品の的確な調達を行った。 ・既存樹木の活用を3地区で実施する等、グリーンインフラを活用したまちづくりの推進を図った。また、国土交通省が主催する「第2回グリーンインフラ大賞」において、国土交通大臣賞（生活空間部門）及び優秀賞（防災・減災部門及び都市空間部門）を受賞した。 ・機構のノウハウを活用した景観ガイドライン遵守を整備敷地の公募条件に加えるなど、良好な都市景観の形成に努めた。
<p>(1) 地球温暖化対策の推進 「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)、政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画(UR-eco Plan 2019)に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。</p>	<p>(1) 地球温暖化対策の推進 「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)、政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画(UR-eco Plan 2019)に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。</p>		<p>地球温暖化対策を着実に推進するため、各本部支社のオフィスで実施した環境配慮の活動を相互に共有し省エネ意識の向上を図るとともに、UR賃貸住宅の共用部では省エネ性能の高い照明器具へ改修したこと等により、令和3年度における二酸化炭素排出量を、平成25年度を基準として31,600トン削減した。</p> <p>また、省エネルギー性能の向上および再生可能エネルギーの創出に係る施策として、UR賃貸住宅について、建替えやサッシの改修に合わせて複層ガラスを標準仕様とする方針を策定及び公表し、並びにUR賃貸住宅の屋上等を活用したオフサイトPPAモデルを検討した。</p> <p>なお、2021年度版環境報告書においては、東日本大震災復興支援における環境への配慮事例を特集し、「環境にやさしいひとづくり」、「自然と調和するまちづくり」の視点から被災地域における10年間の環境配慮に係る歩みを掲載した。</p>	<p>地球温暖化対策を着実に推進するため、各本部支社のオフィスで実施した環境配慮の活動を相互に共有し省エネ意識の向上を図るとともに、UR賃貸住宅の共用部では省エネ性能の高い照明器具へ改修したこと等により、二酸化炭素排出量を、平成25年度を基準として31,600トンの削減を実現した。</p> <p>また、省エネルギー性能の向上および再生可能エネルギーの創出に係る施策として、UR賃貸住宅について、建替えやサッシの改修に合わせて複層ガラスを標準仕様とする方針を策定及び公表し、並びにUR賃貸住宅の屋上等を活用したオフサイトPPAモデルを検討した。</p> <p>なお、2021年度版環境報告書においては、ホームページへの掲載方法の見直しを行い、閲覧しやすさについて改善を図ったほか、自治体、投資家等のステークホルダーに対し、環境報告書の配布拡大を行う等、環境配慮に係る情報発信を強化した。</p>	<p>③ 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅ストックの維持・更新・再生等に係る研究開発を74件を行い、成果の中から、浴室排水口の改修工法に関する技術開発について特許出願を行い、技術の社会還元に努めた。 ・AI・IoT等技術革新や建設分野におけるBIM・CIM導入の推進、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上、効率化等に資する技術に関する研究開発を16件実施した。 ・AI・IoTを活用した住まいづくりに係る研究も継続し、新たに5社（累計67社）の民間企業が研究会に参加した。また、スマート技術活用に資する取組として、UR賃貸住宅の共用部において自動運転・遠隔操作ロボットの配送実証実験を実施し、URのスマート技術活用の取組を広くPRした。
<p>(2) 建設副産物のリサイクルの推進 循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画2014」(平成26年9月1日国土交通省公表)に準拠して設定した建設副産物の再資源化率</p>	<p>(2) 建設副産物のリサイクルの推進 循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画2020」(令和2年9月30日国土交通省公表)に準拠して設定した建設副産物の再資源化率</p>		<p>機構事業の建設工事において、工事の設計初期段階から建設副産物の発生抑制・減量化・再資源化等を検討、工事発注時に建設副産物の分別処理の実施について発注図書に記載、工事着手前に工事受注者が建設副産物の再生資源利用促進計画書を作成、建物内装材の分別解体等</p>	<p>建設副産物のリサイクルは設定した目標を達成した。</p>	<p>これらを踏まえ、令和3年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項></p>

	<p>等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建設リサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。</p> <p>さらに、UR賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。</p>	<p>等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建設リサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。</p> <p>さらに、UR賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。</p>	<p>による建設混合廃棄物の削減等を実施することにより、令和3年度の建設副産物の再資源化・縮減率等は、下表のとおり、国の「建設リサイクル推進計画2020」に準拠して設定した目標値を達成した。</p> <table border="1" data-bbox="1549 422 2343 804"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和3年度における建設副産物の再資源化率等</th> <th colspan="2">令和3年度</th> </tr> <tr> <th colspan="2">対象品目</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>再資源化率</td> <td>99%以上</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>再資源化率</td> <td>99%以上</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>97%以上</td> <td>99.8%</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>90%以上</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>排出率</td> <td>3.0%以下</td> <td>2.97%</td> </tr> <tr> <td>建設廃棄物全体</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>98%以上</td> <td>98.8%</td> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td>建設発生土有効利用率</td> <td>80%以上</td> <td>98.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:集計対象は令和3年度に完了した契約金額500万円以上の工事</p>	令和3年度における建設副産物の再資源化率等		令和3年度		対象品目		目標値	実績値	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	100.0%	コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.9%	建設発生木材	再資源化・縮減率	97%以上	99.8%	建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	100.0%	建設混合廃棄物	排出率	3.0%以下	2.97%	建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	98%以上	98.8%	建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上	98.7%	<p>評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画における所期の目標を達成していると認められる。 ・CO2排出については目標をより明確に設定するとともに、都市の自然環境の創出などの活動も、定量的に成果として把握することを試みられることを期待する。 ・良好な都市景観の形成に関して、過年度も含めて多くの賞を受賞しており、高く評価できる。こうした実績は外部に向けて積極的に発信し、アピールしていくことが重要であると思料する。
令和3年度における建設副産物の再資源化率等		令和3年度																																						
対象品目		目標値	実績値																																					
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	100.0%																																					
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.9%																																					
建設発生木材	再資源化・縮減率	97%以上	99.8%																																					
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	100.0%																																					
建設混合廃棄物	排出率	3.0%以下	2.97%																																					
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	98%以上	98.8%																																					
建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上	98.7%																																					
<p>(3) 環境物品等の調達</p> <p>環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目等の調達の目標は、同法第6条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成13年2月2日閣議決定)の基準を満たしたもの、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。</p> <p>また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。</p>	<p>(3) 環境物品等の調達</p> <p>環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づき行うこととし、令和3年度における特定調達品目等の調達の目標は、同法第6条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和3年2月19日閣議決定)の基準を満たしたもの、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。</p> <p>また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。</p>	<p>環境物品等の調達については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たした特定調達品目等のうち、公共工事を除く調達については100%(機能・性能上の理由から調達できなかつたものを除く)調達し、また、公共工事では数値目標を設定した15品目について100%目標達成した。</p>		<p>環境物品等の調達は設定した目標を達成した。</p>																																				
<p>(4) 都市の自然環境の保全・創出</p> <p>環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図る</p>	<p>(4) 都市の自然環境の保全・創出</p> <p>環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図る</p>	<p>都市の自然環境の創出実績として、鶴見一丁目地区における防災公園街区整備事業により、「鶴見花月園公園」(神奈川県横浜市)を整備し</p>	<p>既存樹木の活用を3地区で実施し、地下水涵養を図る透水性舗装等を8地区で実施するなどグリーンインフラを活用した都市の自然環境の</p>																																					

	<p>ために、既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。</p>	<p>ために、既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。</p>	<p>た。災害に強いまちづくりを行うとともに、公園が少ない地域に、地域の方々の声も取り入れた、多世代が楽しめる憩いの場を創出した。</p> <p>また、豊四季台団地（千葉県柏市）、千里高野台団地（大阪府吹田市）、鶴見一丁目地区において、既存樹木の保存、利活用により自然環境の創出を図った。</p> <p>そのほか地下水涵養を図る透水性舗装等を浜見平団地（神奈川県茅ヶ崎市）他7地区で実施し、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進した。</p>	<p>保全・創出についても着実に推進した。</p> <p>また、国土交通省等が主催する「第2回グリーンインフラ大賞」にて、「コンフォール松原」（埼玉県草加市）が国土交通大臣賞（生活空間部門）、「としまみどりの防災公園（愛称：IKE・SUNPARK）」（東京都豊島区）が優秀賞（防災・減災部門および都市空間部門）を受賞した。</p>	
	<p>(5) 良好的な都市景観の形成</p> <p>にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、居心地のよい団地の屋外空間や公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。</p>	<p>(5) 良好的な都市景観の形成</p> <p>にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、居心地のよい団地の屋外空間や公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。</p>	<p>令和3年度における、良好な都市景観の形成に資する実績として、整備敷地の譲渡等を行った草加松原団地（埼玉県草加市）、香里団地（大阪府枚方市）及び赤羽台団地（東京都北区）において、良好な街並み及び景観形成・居住環境の向上を図るために策定した景観ガイドラインを公募条件として示した。また、事業地区において、従前の地域特性を継承しながら新たな景観を創出した点などが評価され、都市住宅学会賞、グッドデザイン賞、全建賞等の賞を22件受賞した。</p> <p>また、居心地のよい公共空間の実現に向けては、有識者等と整理したプレイスメイキングの方法論を公開し、社内外の講演会、社会実験、ワークショップ等の実践や支援を行った。</p>	<p>良好な都市景観の形成に係る施策として、整備敷地の譲渡等を行った草加松原団地（埼玉県草加市）、香里団地（大阪府枚方市）及び赤羽台団地（東京都北区）において機構のノウハウを活用した景観ガイドライン遵守を公募条件とした。また、事業地区において都市住宅学会賞等の賞を22件受賞した。</p>	
<p>6. 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <p>国の施策等への対応、機構が実施する事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた</p>	<p>9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <p>国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等を機構事業のフィールドで行った。</p> <p>蓄積した研究成果等の社会還元の場として日本建築学会での発表や</p>	<p>9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <p>DXの推進を始めとする国 の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等を機構事業のフィールドで行った。</p> <p>蓄積した研究成果等の社会還元の場として日本建築学会での発表や</p>	<p>研究開発については、国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、機構事業のフィールドを活用し、集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を74</p>		

<p>研究開発を機構が実施する事業のフィールドで行い、得られた成果について積極的に社会還元すること。</p>	<p>討や社会実装に向けた実証実験等の研究開発を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。</p> <p>(1) 研究開発の実施</p> <p>集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を重点的に行う。</p> <p>なお、急速なA I・I o T等技術革新やB I M・C I M推進への対応、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究等、関係者と連携した研究開発を積極的に推進する。</p>	<p>展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等の研究開発を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。</p> <p>(1) 研究開発の実施</p> <p>集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を重点的に行う。</p> <p>なお、A I・I o T、自動運転、MaaS等の急速な技術革新やB I M・C I M及びスマートシティ推進への対応、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究や実証実験等、関係者と連携した研究開発を積極的に推進する。</p>	<p>コロナ禍における対応としてウェブ配信による「URひと・まち・くらしシンポジウム」等を実施し対外的な情報発信を行った。</p> <p>重点テーマとして掲げた、集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を 74 件実施した。(継続案件含む)</p> <p>急速なA I・I o T等技術革新や建設分野におけるB I M・C I M導入の推進、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上及び効率化等に資する技術に関する研究開発を 16 件実施した。(継続案件含む)</p> <p>このうちA I・I o Tを活用したまちや住まいづくりに係る、IN I AD（東洋大学情報連携学部）との共同研究では、様々な生活関連サービスを提供する 2030 年の近未来の暮らしを提案し、令和元年に機構・IN I AD・民間企業が連携する「Open Smart UR研究会」を発足した。本研究会の部会等で検討を推進し、実施状況の情報発信を行うことにより、民間企業 1 社が退会したもの新たに 5 社が参加した(令和 3 年 12 月時点計 67 社)。</p> <p>また、スマート技術活用に資する取組として、金沢シーサイドタウン並木一丁目第二団地（神奈川県横浜市金沢区）において、自動運転・遠隔操作ロボットの配送実証実験を実施した。居住者 7 名に参加いただき、ロボットの受容性（ニーズ面、機能面、安全面等）を確認した。また、メディア 8 社の取材を受け、テレビ番組や新聞に取り上げられた。</p>	<p>件、急速なA I・I o T等技術革新や建設分野におけるB I M・C I M導入の推進、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上及び効率化等に資する技術に関する研究開発を 16 件実施した。そのうち A I・I o Tを活用したまちや住まいづくりに係る共同研究では、令和元年に立ち上げた Open Smart UR 研究会の部会等で検討を推進し、実施状況の情報発信を行うことにより、民間企業 1 社が退会したもの 5 社が新たに参加した(令和 3 年 12 月時点計 67 社)。</p>
--	---	---	--	--

			<p>レビ番組や新聞に取り上げられるなど、機構のスマート技術活用の取組を広くPRした。</p>	
(2) 成果の社会還元 蓄積した研究開発の成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動等により情報発信を着実に実施し、普及を図る。	(2) 成果の社会還元 蓄積した研究開発の成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動、団地初の登録有形文化財となった保存住棟等の活用、情報発信施設整備の推進等により情報発信を着実に実施し、普及を図る。		<p>蓄積した研究成果等の社会還元の場として「URひと・まち・くらしシンポジウム」の実施や「住生活月間中央イベント」への出展等をとおして、UR賃貸住宅の長寿命化に係る研究開発等の成果を発表した。また、日本建築学会大会において、「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」を実現するための技術的事項27編の発表を行った。</p> <p>これらの研究成果の中から、「浴室排水口の改修方法および更生用パイプ材」の技術開発について、特許出願1件を行った。当該技術は、浴室排水口の経年劣化による下階への漏水事故を未然に防止するため専門工事業者によらない改修工法として確立したものである。</p> <p>また、団地初の登録有形文化財となった旧赤羽台団地の保存住棟については、一般社団法人日本建築学会（以下、「日本建築学会」という。）内に設置された「UR集合住宅団地・保存活用小委員会」において、保存住棟の活用方策の検討や保存住棟の修繕方針の検証などを実施し、その活動内容を日本建築学会大会等で発表するなど、機構の文化的活動の発信を行った。</p> <p>さらに、令和3年4月から10月にかけ、「URまちの暮らしコンペティション（共催：一般社団法人日本建築学会、後援：東京都北区）」を開催した。「スターハウスの未来（さき）にある暮らし」をテーマに新しいアイデアや提案を募った結果、国内外から計306点の応募があり、審査員による審査等を経て最優秀賞ほか各賞を決定。日本建築学会監修のもと、最優秀受賞作品のデザイン・アイデアの当該保存住棟内（スターハウス）</p>	

			<p>決定。日本建築学会監修のもと、最優秀受賞作品のデザイン・アイデアの当該保存住棟内（スターハウス）への実現化検討に着手した。</p> <p>そのほか、集合住宅歴史館は、東京都の博物館等休業要請を受け、4月26日から5月31日まで臨時休館したが、要請緩和を受け、感染症防止対策を講じた上で6月1日から一般公開を再開した。密接回避の人数制限を設けているため、来館者数はコロナ禍以前と比べ減少したが、延べ946名が来館し、地方公共団体や企業等の研修（21件）、大学等の授業（15件）に活用され、各種取材を7件受けるなど、集合住宅の歴史や技術の普及に貢献した。</p>	<p>への実現化検討に着手した。</p> <p>そのほか、集合住宅歴史館は、東京都の博物館等休業要請を受け4月26日から5月31日まで臨時休館したが、要請緩和を受け、感染症防止対策を講じた上で6月1日から一般公開を再開した。密接回避の人数制限を設けているため、来館者数はコロナ禍以前と比べ減少したが、延べ946名が来館し、研修や大学等の授業に活用され、各種取材を受けるなど、集合住宅の歴史や技術の普及に貢献した。以上のPRに資する広報活動を積極的に実施するなど対外的な情報発信に努めた。</p> <p>これらを踏まえ、B評定とする。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

無し